

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「地方財政計画及び地方公務員の特殊勤務手当等の状況について」

平成26年4月

会計検査院

会計検査院は、平成17年6月に参議院から国会法（昭和22年法律第79号）第105条の規定に基づく検査要請を受けて、18年10月に「地方財政の状況に関する会計検査の結果について」を会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の3の規定に基づき報告している。そして、この報告書において、地方公共団体の決算の状況について、引き続き検査していくこととしている。

また、地方財政をめぐることは、上記の報告以降、景気の変動等の影響を受けて、国は、一般会計からの加算措置を伴う大規模な地方財政対策や緊急の経済対策を実施している。このような状況の中、地方公務員の特殊勤務手当等の状況については引き続き国民の関心が高い。

本報告書は、以上のような経緯及び現状を踏まえて、地方財政計画の計上額とこれに対応する地方公共団体の普通会計決算額について、18年10月に報告した後のかい離の状況はどのようなになっているか、特殊勤務手当等やその支給等についての情報開示等の状況はどのようなになっているかについて検査を実施し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、上記に係る会計検査の結果について、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成26年4月

会計検査院

# 目次

1	検査の背景	1
(1)	地方財政制度の概要	1
ア	地方財政計画	1
イ	地方財政計画額及びその算定方法	2
ウ	地方交付税	5
エ	地方財政計画の策定と地方交付税総額の決定	7
オ	地方公共団体の決算	8
カ	地方公共団体の基金	8
キ	地方財政計画額と決算額とのかい離	9
(2)	地方公務員に係る特殊勤務手当等、福利厚生及び病気休暇等の制度	9
ア	特殊勤務手当等の制度	9
イ	福利厚生等の制度	10
ウ	病気休暇等の制度	10
(3)	過去の会計検査の状況	11
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	12
(1)	検査の観点及び着眼点	12
(2)	検査の対象及び方法	13
3	検査の状況	14
(1)	地方財政計画と国の予算との関連等	14
ア	国の予算との関連	14
イ	地方財政計画における財源不足の額及びこれに対する国の予算措置等	16
(2)	地方財政計画額と決算額とのかい離	18
ア	地方財政計画額と決算額との比較	18
イ	歳入のかい離額	21
ウ	歳出のかい離額	24
(3)	かい離の要因分析	26
ア	基金取崩額に係るもの	27
イ	超過課税等に係るもの	28

ウ	貸付金に係るもの	29
(4)	地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気 休暇等の制度	32
ア	職員に対する特殊勤務手当等の支給の状況	32
イ	職員の福利厚生事業への支出の状況	42
ウ	職員の病気休暇等の制度の状況	51
エ	住民に対する開示・公表の状況	58
4	所見	60
(1)	検査の状況の概要	60
ア	地方財政計画と国の予算との関連等	60
イ	地方財政計画額と決算額とのかい離	60
ウ	かい離の要因分析	60
エ	地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気 休暇等の制度	61
オ	住民に対する開示・公表の状況	62
(2)	所見	62
別表1		65
別表2		91
別添1		97
別添2		99
別添3		101

・本文中及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てている。

・図表中の数値については、端数処理のため、集計しても計欄等の数値が一致しないものがある。

## 事 例 一 覧

[大阪府市町村職員互助会の現状]

<事例1> . . . . . 50

[磐田市外2組合職員互助会の現状]

<事例2> . . . . . 50

## 地方財政計画及び地方公務員の特殊勤務手当等の状況について

検査対象	総務省、都道府県、市町村
平成24年度地方財政計画額	81兆8647億円
平成24年度国の一般会計からの臨時財政対策特別加算及び別枠加算の額	4兆8861億円
平成23年度地方公共団体普通会計決算の特殊勤務手当額	1026億円

### 1 検査の背景

#### (1) 地方財政制度の概要

##### ア 地方財政計画

地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条の規定に基づき、内閣は、毎年度、<sup>(注1)</sup>翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならないこととなっている。この地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類が地方財政計画と呼ばれている。

<sup>(注2)</sup>地方財政計画は、全ての都道府県及び市町村の普通会計に属する歳入歳出総額の見込額を計上しており（以下、地方財政計画の計上額を「地方財政計画額」という。）、国の予算の政府案の決定を踏まえて閣議決定され、国会に提出される。

(注1) 地方団体 地方交付税法上の概念で、都道府県及び市町村をいう。

(注2) 普通会計 地方公共団体における一般会計及び特別会計のうち地方公営事業会計以外の会計の純計額であり、地方公共団体の財政状況を統一的に把握及び比較するために用いられている会計区分

一般に、地方財政計画には、次のような意義や役割があるとされている。

① 地方財政全体の収支見込みを明らかにして、地方財源の不足額に対して必要な措置を講ずることにより、地方団体が標準的な行政水準を確保できるようにすること

② 地方財政全般の状況を明らかにすることにより、地方団体の毎年度の財政運営

の指針を示すこと

- ③ 国の予算編成と関連して策定されることにより、地方財政と国家財政との整合性を確保すること

#### イ 地方財政計画額及びその算定方法

##### (ア) 地方財政計画額についての基本的考え方

国は地方公共団体との関係で国庫補助事業のほか法令等を通じて義務付けた行政事務があることから、地方財政計画の策定を通じて地方財政全体の標準的な収支の状況を明らかにし、地方公共団体が国庫補助事業のみでなく地方単独事業も含めて標準的な行政水準を確保できるようにしている。

地方財政計画額について法令上明記された取扱いはないが、総務省の説明によると基本的な考え方は次のようになる。

- a 地方財政計画には、地方公共団体の実際の収支見込額ではなく、標準的な水準における収入及び支出の見込額が計上されている。その一例として、歳入では、地方税収入は標準税率による見込額が計上されており、標準税率を超過する課税等による地方税収入は一部の雑収入等とともに地方公共団体の自主的な財政運営のための財源とされ計上されていない。また、歳出では、国の法令、予算等を通じて義務付けられている行政事務等に係る支出は標準的な見込額が計上されている。
- b 地方財政計画には、地方公共団体における単年度の収入及び支出の見込額が計上されており、前年度からの剰余金収入、前年度からの繰越事業費及び翌年度への繰越事業費は、地方財政計画には計上されていない。
- c 地方財政計画には、年度当初予算ベースで収入及び支出の見込額が計上されており、年度途中における地方税の自然増収、国の補正予算に伴う国庫支出金や地方債等の補正増があっても、地方財政計画が修正されることはない。

##### (イ) 歳入歳出区分別の算定方法

平成22年度から24年度までの地方財政計画額の規模は82兆円前後で推移しており、24年度は81兆8647億円となっている。総務省の説明に基づき歳入及び歳出の区分別にその算定方法の概要を示すと表1のとおりとなる。

表1 歳入歳出区分別の地方財政計画額の算定方法の概要

(歳入)

(単位：億円)

区分	計上額			内 容	計上額の算定方法の概要
	平成22年度	23年度	24年度		
地方税	325,096	334,037	336,569	地方公共団体が賦課徴収する道府県税（道府県民税、事業税、地方消費税等）及び市町村税（市町村民税、固定資産税等）の各税目に係る税込見込額の合計額	課税標準額×税率×徴収率＋未収納税額の徴収見込額＋税制改正による増減見込額
地方譲与税	19,171	21,749	22,615	国が地方公共団体に譲与する国税として徴収した地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税、特別とん税及び地方法人特別税の全額又は一定割合	国の予算ベース
地方特例交付金	3,832	3,877	1,275	国が地方公共団体に交付する児童手当及び子ども手当（子ども手当の支給に伴う地方負担の増加分等に対応するためのもの）並びに減収補填特例交付金（個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収等を補填するためのもの）	国の予算ベース
地方交付税	168,935	173,734	174,545	国が地方公共団体に交付する国税として徴収した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合。このほか、地方財政対策により、国の一般会計からの加算措置等で増額措置している。	国の予算ベース
国庫支出金	115,663	121,745	117,604	普通会計に対して国が支出する負担金、補助金、交付金等の合計額（公営企業会計、国民健康保険事業会計等に対する国庫補助負担金等は含まれない。）	普通会計に対する国庫補助負担金等に係る国の歳出予算額を積上計上
地方債	134,939	114,772	111,654	普通会計における地方債の発行見込額。一般公共事業や一般単独事業等に係る地方債のほか、地方の財源不足を補填するための特例措置として発行される臨時財政対策債等を含む。	投資的経費の伸び率等を基に計上
使用料及び手数料	13,126	14,279	14,037	総務関係や民生関係における各種の料金収入（幼稚園保育料等）	・保育料単価×園児数 ・前年度計画額×決算の伸び率
雑収入	40,506	40,861	40,444	分担金・負担金、財産運用収入、財産売却収入、延滞金・加算金、収益事業収入、貸付金回収金収入等の各種の収入	・過去の調査数値等を基に計上 ・前年度計画額×各項目別の決算の伸び率
緊急防災・減災事業一般財源充当分	—	—	△96	地方税の臨時的な税制上の措置（25年度～35年度）による地方税収入見込額を上回る緊急防災・減災事業の一般財源所要額	地方財政計画（東日本大震災分（緊急防災・減災事業））における歳出—一般財源充当分を除く歳入
計	821,268	825,054	818,647		

(歳出)

(単位：億円)

区分	計上額			内 容	計上額の算定方法の概要
	平成22年度	23年度	24年度		
給与関係経費	216,864	212,694	209,760	地方公共団体における義務教育教職員、警察関係職員、消防職員、一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の職員に係る給与費のほか、旧恩給制度により負担する恩給費を含む。	・職員数×給与単価(給与費) ・前年度計画額×国の文官等恩給費予算の伸び率(恩給費)
一般行政経費	294,331 (補助 144,313)  (単独 150,018)	308,226 (補助 157,481)  (単独 150,745)	311,406 (補助 158,820)  (単独 152,586)	地方公共団体が行政活動を実施するために必要な経費のうち地方財政計画の他の歳出項目に属さない経費。社会福祉関係の給付費、各種施設の運営費、一般事務費、貸付金等広範囲に及ぶ各種の経費が、国庫補助負担金等を伴うものと国庫補助負担金を伴わないものとに大別されている。	【補助】 各省庁が作成した国庫補助負担金等の予算関係資料を基に、地方公共団体の普通会計に対する国庫補助負担金等に係る経費を積上計上 【単独】 ・枠として計上(社会福祉、教育、治安、防災、環境対策、産業振興等) ・国と協調して行う各種団体に対する出資等の地方負担額を積上計上(特定行政経費) ・過去の調査数値を基に計上(貸付金) ・例年定額計上(追加財政需要)
地方再生対策費	4,000	3,000	—	地方公共団体が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な経費	枠として計上
地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850	—	—	地方公共団体が当面の地方単独事業等を実施するために必要な経費	枠として計上
地域活性化・雇用等対策費	—	12,000	—	子育て対策、住民の生活に光をそそぐ事業、地球温暖化対策暫定事業等、地方公共団体が当面の地方単独事業等を実施するために必要な経費	枠として計上
地域経済基盤強化・雇用等対策費	—	—	14,950	地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業を含め、地域経済基盤強化・雇用等対策に必要な経費	枠として計上
公債費	134,025	132,423	130,790	過去に発行された地方債等(退職手当債等を除く。)の当年度における元利償還費	地方公共団体全体の決算統計等を基に当年度における元利償還費を計上

維持補修費	9,663	9,612	9,667	道路、河川、港湾、小中学校、庁舎等、地方公共団体が維持管理する公共・公用施設に係る維持補修費	前年度計画額×決算の伸び率
投資的経費	119,074 (補助等 50,391)  (単独 68,683)	113,032 (補助等 59,474)  (単独 53,558)	108,984 (補助等 57,354)  (単独 51,630)	治山治水、道路整備、港湾空港鉄道等、住宅都市環境、農業農村整備、文教施設、厚生労働施設等の建設事業等に係る経費。国直轄事業負担金・国庫補助負担金を伴うもの(公共事業費及び失業対策事業費)と国庫補助負担金を伴わないもの(地方単独事業)に大別されている。地方単独事業については、一般事業費のほか、過疎対策事業費、地域活性化事業費、旧合併特例事業費、防災対策事業費等、公共施設の整備充実を推進するための特別事業費がある。	【補助】 各省庁が作成した国庫補助負担金等の予算関係資料を基に、地方公共団体の普通会計に対する国庫補助負担金等に係る経費を積上計上 【単独】 枠として計上
公営企業繰出金	26,961	26,867	26,590	上水道、交通、病院、下水道等の公営企業会計に対して、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等について、一般会計等が負担することになる経費	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)等の規定に基づき、一般会計等が負担することが適当な経費について、各事業ごとに決算統計数値等により積上計上
地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	6,500	7,200	6,500	地方交付税の交付を受けない団体の財源超過額を他の団体の財源不足額を補填する財源に振り向けないようにするため、地方交付税の不交付団体における標準的な歳入額が標準的な歳出額を超過する額について、調整的な項目として一括して計上する経費	地方交付税不交付団体における標準的収入が標準的経費を上回る実績額を基に積上計上
計	821,268	825,054	818,647		

注(1) 歳出の計上額欄及び計上額の算定方法の概要欄の「補助」は国庫補助事業に係る経費を、「単独」は地方単独事業に係る経費を表す。

注(2) 平成24年度については、上記に計上した金額のほか、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)への対応に係る分として歳入、歳出共に2兆4117億円を計上している。

## ウ 地方交付税

地方交付税制度には、地方財政計画の策定を通じて、地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方団体全体での財源を保障する役割(地方交付税の総額はこの中で決定される。)と、地方団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域でも一定の行政サービスの提供ができるよう財源を保障する役割があるとされている。

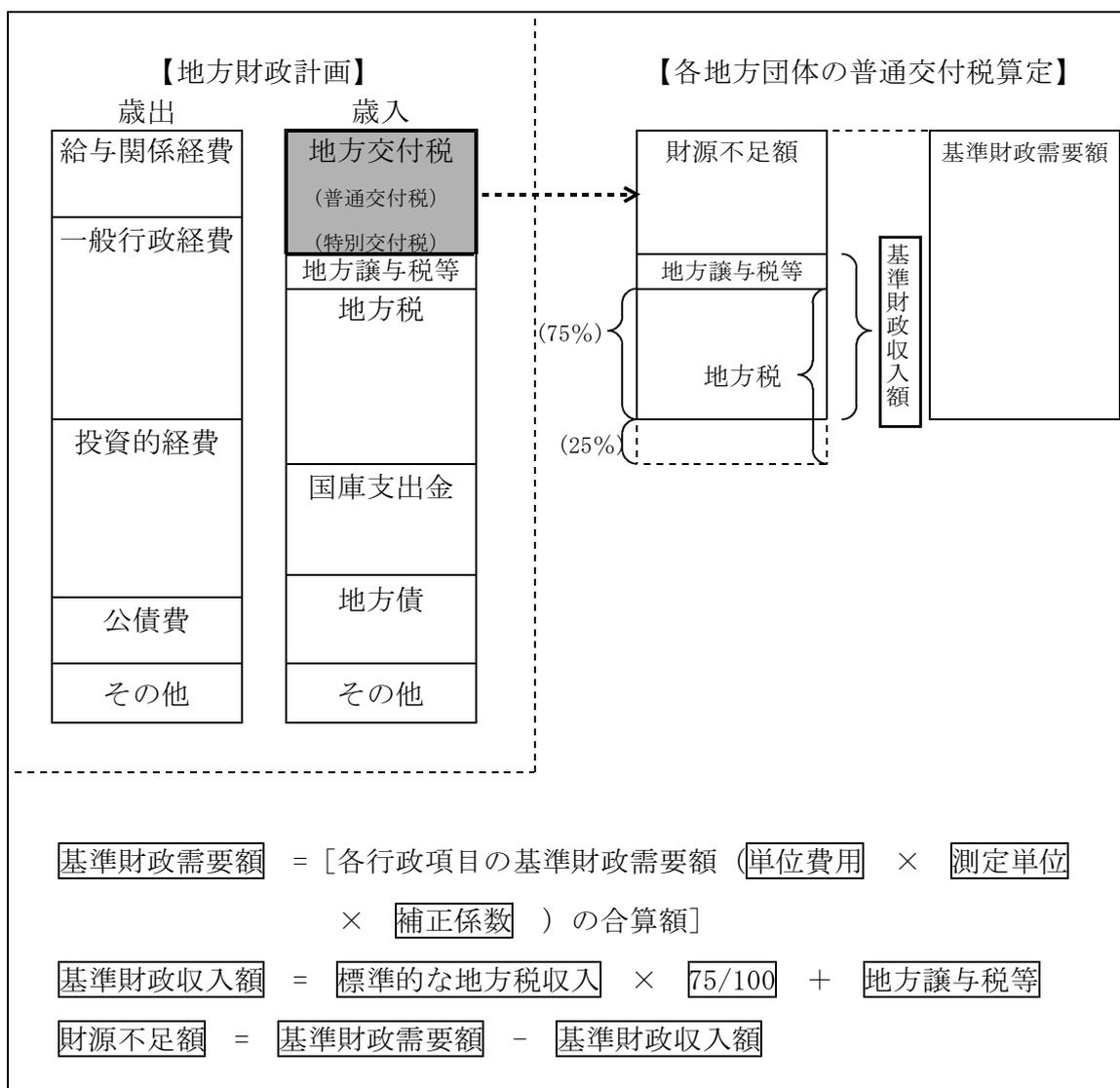
地方交付税は、地方交付税法第2条において、「地方団体がひとしくその行うべき

事務を遂行することができるように国が交付する税」であると規定されている。そして、同法第3条では、総務大臣は、地方交付税の総額を、財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対し、衡平にその超過額を補填することを目途として交付しなければならないこと、また、国は、その交付に当たっては、条件を付け、又はその使途を制限してはならないことが規定されている。

地方交付税には、普通交付税と特別交付税の2種類があり、普通交付税は交付税総額の94%、特別交付税は6%とされている。特別交付税が災害その他特別の事由で生じた財政需要等を考慮して各地方団体に交付されるのに対して、地方交付税の主体を成す普通交付税は、標準的行政水準を維持するために必要な財源が不足している各地方団体に交付される。なお、23年度以降、国は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があることなどを考慮して各地方団体に対して震災復興特別交付税を交付している。

各地方団体に交付される普通交付税の額は、基準財政需要額（標準的な財政需要）と基準財政収入額（標準的な財政収入）との差の財源不足額に応じて、普通交付税総額の範囲内で決定されている。基準財政需要額は、地方交付税法第2条第3号の規定に基づき、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について同法第11条の規定により算定した額とすることとなっている。その算定は、各行政項目別に設けられた測定単位の数値に必要な補正を加えて、これに測定単位1単位当たりの費用（単位費用）を乗じた額を合算することにより行うこととなっている。また、基準財政収入額は、同法第2条第4号の規定に基づき、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、同法第14条の規定により算定した額とすることとなっている。その算定において、地方税（これに相当するものを含む。）については、標準税率（標準税率の定めのない税目は、地方税法（昭和25年法律第226号）に定める率）に算入率75%を乗じて算定される。ここで、算入率が用いられているのは、地方団体の自主性及び独立性を保障し、自主財源である地方税の税源かん養に対する意欲を失わせないようにするためであるとされている。なお、基準財政収入額の算定においては上記のように地方税に係る算入率は75%となっているが、地方財政計画の歳入においては標準的な税収入見込額の全額が計上されている。これらの算定方法等を示すと、図1のとおりである。

図1 基準財政需要額等の算定方法等



そして、各地方団体に交付された地方交付税は、普通会計の歳入に計上されることになる。

エ 地方財政計画の策定と地方交付税総額の決定

地方財政計画の策定においては、支出の見込額が歳出として、地方税や地方交付税の法定5税相当分（国税である所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の収入額に地方交付税法第6条に規定する率を乗じた額の計。以下同じ。）等の収入の見込額が歳入としてそれぞれ積み上げられる。その上で、地方交付税の法定5税相当分を含めた歳入総額が歳出総額を下回り財源不足が見込まれる場合には、財源不足の額を国の一般会計からの加算措置等による地方交付税の増額や特例的な地方債の増額等により補填する措置である地方財政対策を講じて収支の均衡を図る調整が行われ

る。

このように、地方交付税総額は地方財政計画に基づいて決定されるものであり、地方財政計画の歳入総額及び歳出総額をどのように見込むかによって、地方交付税総額の規模は変動することになる。

#### オ 地方公共団体の決算

前記のように、地方財政計画には、全ての地方公共団体の普通会計に属する歳入歳出総額の見込額が計上されている。一方、地方財政法（昭和23年法律第109号）第30条の2の規定に基づき、内閣は、毎年度地方財政の状況を明らかにして、これを国会に報告しなければならないこととなっており、この地方財政の状況に関する報告の中で、普通会計決算額（以下「決算額」という。）が示されている。

地方公共団体の歳入歳出予算については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第216条の規定に基づき、歳入にあつては、その性質に従って款に大別し、各款中においては項に区分すること、歳出にあつては、その目的に従って款項に区分することとなっていて、この区分により決算が作成されている。

普通会計決算の歳入は、地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債等の性質別に区分されている。また、歳出は、行政目的に従って区分された総務費、民生費、農林水産業費、土木費、教育費等の目的別の決算が基本であるが、地方財政計画の歳出区分は経費の性質別になっていることなどから、目的別の決算とは別に、決算科目を細分して、人件費、物件費、扶助費、普通建設事業費等の性質別に区分した決算資料も作成されている。

#### カ 地方公共団体の基金

各地方公共団体は、地方自治法第241条の規定に基づき、条例を定め特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができることとなっている。各地方公共団体が設置している主な基金としては、①地方債の償還及び信用維持のために設けられる減債基金、②地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金、③減債基金、財政調整基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるその他特定目的基金がある。その他特定目的基金には、国庫補助金等を原資として資金を積み立て、複数年にわたり実施される特定の事業に充てるなどのために設置されるものもあり、20、21両年度には、国の補正予算により計2兆円を超

える国庫補助金等相当額を含む多数のその他特定目的基金が各地方公共団体に設置された。

そして、地方公共団体において各種基金への積立てを行うと、決算額の歳出に積立金としてその積立額が計上される。これを取り崩して事業を実施した場合は、決算額の歳入に繰入金としてその取崩額が計上され、同額が歳出に計上される。一方、地方財政計画においては、国庫支出金に係る基金の積立額は地方財政計画額に含まれるが、基金の取崩額及びそれを充てた歳出額は計上されない。

#### キ 地方財政計画額と決算額とのかい離

地方財政計画は、前記のとおり、地方団体の歳入歳出総額の見込額を示したものであり、地方財政計画を通じて地方財源の不足額に対して必要な措置が講じられることから、その計上額の妥当性が求められている。総務省は、地方財政計画を策定するに当たって、計上額算定の見直しなどの参考にするため、過年度の地方財政計画額と決算額とを比較して、そのかい離の状況を把握している。

### (2) 地方公務員に係る特殊勤務手当等、福利厚生及び病気休暇等の制度

地方公務員に係る特殊勤務手当等、福利厚生及び病気休暇等の制度については、地方自治の本旨に基づき、各地方公共団体においてその住民の意思に基づいて決定されるべきものである。それぞれの制度の概要は、次のアからウまでのとおりである。

#### ア 特殊勤務手当等の制度

地方公務員の給与の根本基準は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条に規定されている。同条第3項においては、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないと規定されている。また、同条第6項においては、職員の給与等は条例で定めるとされ、同法第25条においては、給与に関する条例で規定すべき事項等が定められている。

給与は給料及び諸手当で構成されており、地方自治法第204条第2項においては、普通地方公共団体である都道府県及び市町村が条例で職員に対し支給することができる手当として26種類の手当が規定されていて、そのうちの一つに特殊勤務手当がある。国家公務員に係る特殊勤務手当については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第13条において、著しく危険、不快、不健康又は困難な

勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給されると規定されている。なお、国家公務員の特殊勤務手当については、人事院規則で27種類の手当が定められている。地方公務員に係る特殊勤務手当も同様に危険作業等の特殊な勤務に対する手当であるとされているが、各地方公共団体で支給されている特殊勤務手当の具体的な種類や内容は当該地方公共団体の条例により規定されている。

#### イ 福利厚生制度

福利厚生制度について、地方公共団体は、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないこととなっている。福利厚生の典型的なものとしては、保健・医療、元気回復（レクリエーション）、貸付事業、厚生施設の運営、祝金・弔慰金等の給付等の事業がある。これらの事業は、地方公共団体が実施するもの及び地方公務員共済組合が実施するもののほか、各地方公共団体における職員のための任意的な互助組織として設置されている職員の互助組合や互助会等（以下「職員互助組合等」という。）を通じて実施されるものが多い。

地方公務員共済組合は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づき、地方公務員を組合員として設置され、医療給付等の短期給付、年金等の長期給付のほか、福祉事業等を実施している。短期給付、長期給付及び福祉事業に要する費用は、組合員の掛金と使用者である地方公共団体の負担金で折半して負担することとなっている。

職員互助組合等は、昭和37年に地方公務員の共済制度が整備されるまでは各地方公共団体において職員の相互共済が行われていた経緯があることから、地方公務員共済組合の設置後も存続している。職員互助組合等について、特に法律の規定はないが、地方公務員法第42条の規定の趣旨に沿って各地方公共団体の条例等に基づき設置され、地方公務員共済組合の事業を補完する形で福利厚生事業等を実施している。その事業に要する費用には、職員の掛金のほか、地方公共団体からの補助金による収入が充てられる場合が多い。

#### ウ 病気休暇等の制度

地方公務員の勤務条件については、地方公務員法第24条第6項において、条例で定

めると規定されており、各地方公共団体における職員の勤務時間、休日、休暇等の内容は当該団体の条例で定められている。また、同条第5項においては、勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないと規定されている。

そして、休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の4種類があり、このうち病気休暇は、職員が負傷又は病気を療養するために必要とされる期間について認められるもので、給与に関する条例の定めるところにより給与の支給対象とされている。また、特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由がある場合で条例に基づく人事委員会規則等に定めがある場合に認められるもので、給与に関する条例の定めるところにより給与の支給対象とされている。

なお、地方公務員の服務については、地方公務員法第35条において職務に専念する義務が規定されている。この職務専念義務は、法律又は条例に特別の定めがある場合に限り免除することができることとされており、地方公共団体の中には、職務専念義務の免除に関する条例を定めているところもある。

### (3) 過去の会計検査の状況

地方財政の状況について、会計検査院は、平成17年6月に参議院から国会法（昭和22年法律第79号）第105条の規定に基づく検査要請を受けて、その検査結果を18年10月に「地方財政の状況に関する会計検査の結果について」として報告している（以下、この報告を「18年報告」という。）。18年報告では、地方財政計画の歳出の種類ごとの決算額の状況として、一般行政経費、投資的経費（単独）及び給与関係経費について、地方財政計画額と地方公共団体の決算額との間にかい離が生じていることなどや、決算額に関するその他の事項として、地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度について、その支給等の状況や国の制度との違いなどを記述している。

これらの検査の結果に対する所見は、次のとおりである。

地方財政については、国と地方の信頼関係を維持しつつ、国、地方それぞれの財政健全化を進めるための取組を行うこととされている。そして、以上の検査結果を踏ま

え、地方財政計画の計上額と決算額、及び地方公務員に係る特殊勤務手当等、福利厚生事業への支出、病気休暇等の制度については、次の点に留意することが求められる。

ア 地方財政計画額と決算額のかい離の縮小を図るためには、単独事業の地方財政計画額は、地方の決算額などにより地方における標準的な経費の実態を十分に踏まえて計上することが求められる。17年度及び18年度の地方財政計画では、かい離の一体的是正として、一般行政経費（単独）の増額及び投資的経費（単独）の減額が実施されているが、今後もかい離を是正するための措置が必要である。

また、地方財政計画の計上額については、地方の一般行政経費や投資的経費に係る単独事業は、各地方公共団体が自主的に実施するものであるから、地方財政計画で、単独事業に係る経費について積上げにより計上することは困難であるが、地方の決算に関する情報を早期に把握して決算の内容を分析することにより、単独事業に係る標準的な経費の適正な計上に努めることが求められる。

イ 地方公務員に係る特殊勤務手当等、福利厚生事業への支出、病気休暇等の制度については、地方の一般財源に関する事項であり、地方自治の本旨に基づき、各地方公共団体においてその住民の意思に基づいて決定されるべきものである。

これらの事項については、各地方公共団体において、時代の変化を踏まえて必要性及び妥当性を改めて点検し、住民の理解が得られるものとなるよう見直しを実施するとともに、これらの事項の具体的内容や実施状況等を住民に対してより積極的に開示し公表することが求められる。

そして、会計検査院としては、この検査要請を踏まえて、地方公共団体の決算の状況について、引き続き検査していくこととしている。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

地方財政計画は、前記のとおり、国の予算編成と関連して策定されることにより、地方財政と国家財政との整合性を確保することなどの役割を有するとされている。会計検査院の18年報告からは7年が経過しているが、この間の地方財政をめぐるのは、20年のいわゆるリーマン・ショック以降、地方税収及び地方交付税の法定5税相当分等

の減少による財源不足を補填するために、国の一般会計からの加算措置を伴う大規模な地方財政対策が講じられて、地方財政計画における収支の均衡を図る調整が行われている。また、国は、リーマン・ショック以降、累次にわたり緊急の経済対策を行っており、その一環として、前記のとおり、20、21両年度の補正予算により地方公共団体には多数のその他特定目的基金が設置造成されて、その積立額及び取崩額は多額となっている。

また、地方財政計画の給与関係経費として計上されている地方公務員の給与についてみると、各地方公共団体において給与水準の適正化が図られてきているが、諸手当の在り方については、その適正化が図られるよう、総務省が地方公共団体に対して、今もなお技術的助言を行っている。

これらの状況を踏まえて、会計検査院は、18年報告のフォローアップとして、地方財政計画と国の予算の関係、地方財政計画額とこれに対応する決算額のかい離の状況、地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度やその情報の開示、公表等の状況について、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査を実施した。

- ① 地方財政計画と国の予算との関連及び地方財政計画における財源不足に対する国の予算措置の状況並びに地方財政計画額と決算額のかい離の状況はどのようになっているか、また、地方財政計画がその役割を十分に果たすために、地方財政計画額と決算額を事後的に比較したかい離の状況をどのように把握しているか、そのかい離の状況の公表に当たっては、かい離の要因に関する情報の提供はなされているか。
- ② 地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度の実態並びに住民自治に基づく適正化の推進に資する情報の開示、公表等の状況はどのようになっているか。また、国家公務員の制度との格差の状況はどのようになっているか。

## (2) 検査の対象及び方法

上記の①については、地方財政計画（24年度まで）、決算額（23年度まで）及び地方財政計画額と決算額のかい離の状況（検査時において公表されている22年度まで）を対象とし、総務省から地方財政計画額及び決算額に関する資料等の提出を受けるとともに、総務本省において会計実地検査を行った。また、上記の②については、

18年報告に係る検査で対象とした15道府県及び管内の174市町村（10政令指定都市を含む。）を対象として検査した。検査に当たっては、総務省の資料等を活用したほか、上記の15道府県及び管内の174市町村において、決算関係書類等の各種資料の提示を受けて、担当者等から説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 15道府県 北海道、大阪府、山形、栃木、千葉、山梨、長野、静岡、滋賀、兵庫、鳥取、岡山、愛媛、福岡、宮崎各県

(注4) 174市町村 18年報告後に市町村合併が行われたため、18年報告で対象とした176市町村から2町村減っている。

(注5) 10政令指定都市 静岡、浜松、堺、岡山各市が政令指定都市に移行したため、18年報告で対象とした6政令指定都市から4市増えている。

### 3 検査の状況

#### (1) 地方財政計画と国の予算との関連等

##### ア 国の予算との関連

地方財政計画と国の予算との関連についてみると、図2の破線で示すとおり、地方財政計画の歳入は、地方交付税、国庫支出金等の国の予算から移転される財源が相当の割合を占めている。

図2 地方財政計画と国の予算との関連（平成24年度）

（単位：兆円（表示単位未満は四捨五入））

[一般会計]		[交付税及び譲与税配付金 特別会計（交付税及び譲 与税配付金勘定）]		[地方財政計画]	
歳入 90.3	歳出 90.3	歳入 54.5	歳出 53.7	歳入 81.9	歳出 81.9
租税及び印紙 収入 42.3	地方交付税 16.5 注(1)	租税 2.3	地方譲与税 2.3	地方税 33.7	給与関係経費 21.0
	地方特例交付 金 0.1	一般会計より 受入れ 16.6	地方交付税 17.5		
	地方への国庫 補助金等 19.6 注(2)	借入金 33.4	地方特例交付 金 0.1	地方譲与税 2.3	一般行政経費 31.1
公債金 44.2	その他の歳出 32.2		国債整理基金 特別会計へ繰 入れ等 33.8	地方交付税 17.5	地域経済基盤 強化・雇用等 対策費 1.5
	国債費 21.9	その他 2.2		地方特例交付 金 0.1	地方債 11.2
				地方債 11.2	公債費 13.1
				国庫支出金 11.8 注(2)	投資的経費 10.9
その他 3.7				その他 5.4	その他 4.3

注(1) 一般会計歳出の地方交付税16.5兆円の内訳は、法定5税相当分10.6兆円、一般会計別枠加算分1.1兆円、一般会計臨時財政対策特例加算分3.8兆円、その他1.0兆円となっている。  
注(2) 一般会計歳出のうち地方への国庫補助金等19.6兆円は、普通会計及び地方公営事業会計に対するものである。また、地方財政計画歳入の国庫支出金11.8兆円は、普通会計の歳入となる国の一般会計及び特別会計からの国庫補助金等であるため、両者の金額は一致しない。

例えば、地方交付税については、法定5税相当分、国の一般会計からの加算措置分等が一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という。）に繰り入れられて、これに前年度からの繰越金等を加えた交付税特会の歳出が地方財政計画の歳入となる。このように、地方財政計画と国の予算は密接な関係にある。

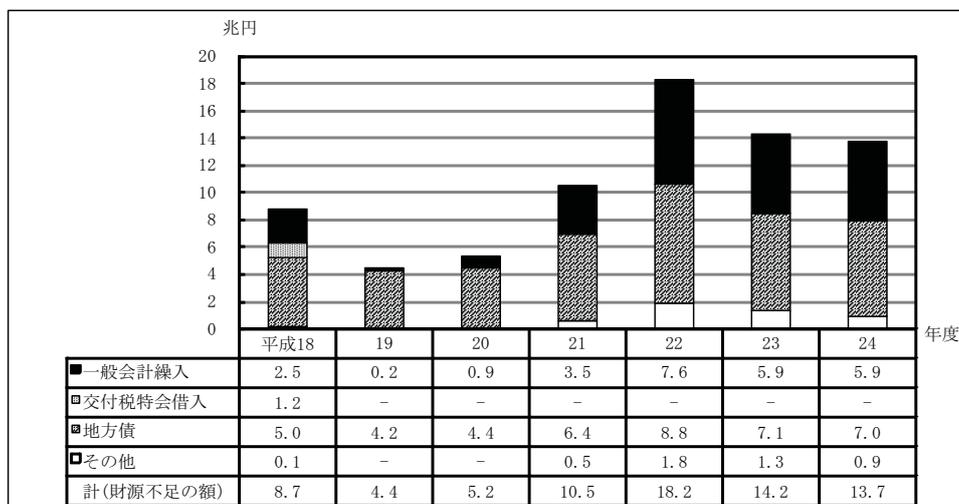
そして、24年度には、国の一般会計予算の執行を抑制する措置が、地方交付税の交付に影響を及ぼした。政府は、予算の執行に必要な財源を確保するための「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」（平成24年法律第101号）の成立が遅れたことを受けて、24年9月に「9月以降の一般会計予算の執行について」を閣議決定し、国の一般会計予算の執行を抑制する措置を執った。それに伴い年4回交付されることとなっている普通交付税のうち道府県の9月交付分について月割りの交付とすることとされた。この普通交付税の月割りの交付に伴い道府県の中には資金繰りのために一時的に借入れを行うなどした道府県もあり、これにより生じた追加的な金利負担に充てるために、平成24年度補正予算において特別交付税4919万余円の増額措置が講じられた。

#### イ 地方財政計画における財源不足の額及びこれに対する国の予算措置等

前記のとおり、地方財政計画では、地方団体の歳入歳出総額の見込額を算定する過程において、地方交付税の法定5税相当分を含めた歳入総額が歳出総額を下回り財源不足が見込まれる場合には、財源不足の額を地方交付税の増額、地方債の増額等により補填する措置である地方財政対策が講じられることになっている。

18年度からの地方財政計画における財源不足の額及びこれに対する国の予算措置等の推移についてみると、図3のとおり、財源不足の額は、リーマン・ショックにより地方税等の歳入が大幅に減少した21年度から急増し、24年度においても13兆円を超える不足額が生じている。

図3 地方財政計画における財源不足の額及びこれに対する国の予算措置等の推移  
(単位：兆円 (表示単位未満は四捨五入))



財源不足の額のうち通常収支の不足分については、国と地方を通ずる財政の一層の透明化という観点から、建設地方債である財源対策債等により補填する額を除いた額を国と地方が折半して負担することとされ、国負担分は国の一般会計からの加算措置（臨時財政対策特例加算）による地方交付税の増額により、地方負担分は特例地方債（臨時財政対策債）による地方債の増額により補填する措置が講じられている。この臨時財政対策債の18年度から23年度までの間の発行可能額及び発行額についてみると、表2のとおり、18年度の実発行額は発行可能額に対し90%弱であったが、年々その割合は高くなり、23年度には95%程度となっていた。

表2 臨時財政対策債の発行可能額と発行額 (単位：億円)

区 分	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
臨時財政対策債発行可能額	29,072	26,300	28,332	51,486	77,069	61,593
臨時財政対策債発行額	25,840	23,372	25,449	46,537	70,993	58,546
(発行可能額に対する割合：%)	(88.9)	(88.9)	(89.8)	(90.4)	(92.1)	(95.1)

この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入することとなっている。

そして、地方の負担である既往の臨時財政対策債の元利償還金相当額については、地方財政計画上、多額の財源不足が生じている現状において、その全額について別途臨時財政対策債の発行枠が措置されている。

地方財政計画における地方債計上額及び地方債残高の推移についてみると、表3のとおり、地方債残高は18年度から23年度までの間で約139兆円から約143兆円へと約3%増加しているが、そのうち臨時財政対策債についてみると、約18兆円から約36兆円へと約2倍に増加している。

表3 地方財政計画の地方債計上額及び地方債残高の状況 (単位：億円)

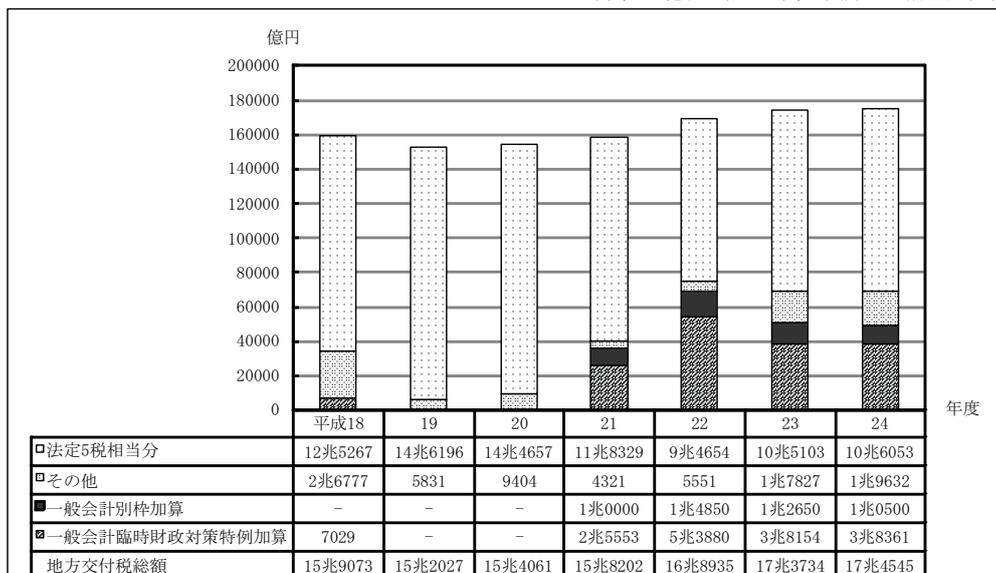
区 分	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地方債計上額（地方財政計画）	108,174	96,529	96,055	118,329	134,939	114,772
折半対象臨時財政対策債分	7,029	-	-	27,553	53,880	38,154
既往臨時財政対策債償還分	9,243	10,252	12,522	14,533	16,789	18,613
地方債残高	1,390,577	1,381,605	1,373,985	1,397,867	1,421,255	1,432,310
臨時財政対策債	179,445	197,392	215,746	254,037	314,110	360,502

また、21年度には、前記の臨時財政対策特例加算とは別枠で、国の一般会計からの加算により地方交付税が1兆円増額され、それ以降の年度においても同程度の別枠加算の措置が講じられている。地方交付税総額における国の一般会計からの特例加算等の状況についてみると、21年度以降、法定5税相当分が景気の変動等により大幅

に減少しているが、その減少分を国の一般会計からの加算措置等により補填するよ  
うな形になっており、21年度における臨時財政対策特例加算の額は2兆5553億円、別  
枠加算の額は1兆円、計3兆5553億円であり、24年度における臨時財政対策特例加算  
の額は3兆8361億円、別枠加算の額は1兆0500億円、計4兆8861億円と一般会計からの  
多額の加算措置が継続している状況になっている（図4参照）。

図4 地方交付税総額における国の一般会計からの特例加算等の状況

(単位：億円 (表示単位未満は四捨五入))



## (2) 地方財政計画額と決算額とのかい離

### ア 地方財政計画額と決算額との比較

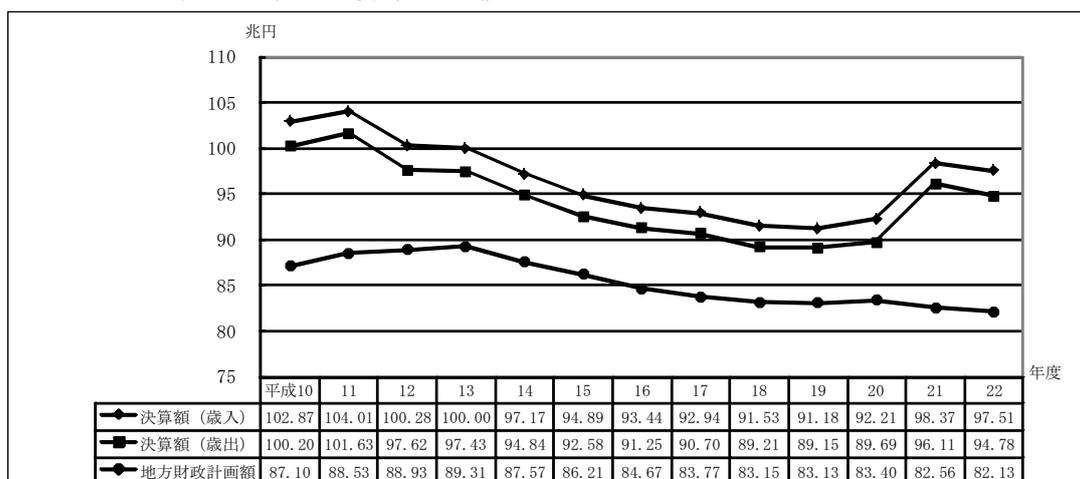
前記のとおり、地方交付税総額は、地方財政計画上の歳出総額の見込額と歳入総額の見込額との差額に基づき、財源が不足する場合にはそれを補填する措置と併せて決定されることから、地方財政計画額をどのように見込むかは、財源不足の額に影響を及ぼし、ひいては国の一般会計の負担による地方交付税の加算額に影響を及ぼす可能性がある。このため、その見込みが適切であったかについての事後的な検証、特に所要経費の積み上げではなくその総額が枠として計上される項目のある地方財政計画の歳出総額についての事後的な検証が重要となる。その検証のためには、地方財政計画額と決算額とを比較してそのかい離の状況を把握することが有効である。

10年度から22年度までの間における地方財政計画額の推移を決算額の推移と併せ

てみると、図5のとおり、地方財政計画額及び決算額の総額における比較では、歳入、歳出共に決算額は地方財政計画額を大きく上回っている。これは、地方財政計画額は、地方公共団体の標準的な水準における歳入歳出の見込額を計上しており、実際の歳入歳出額の全体を把握するものではないこと、また、地方財政計画額は、単年度の歳入歳出額を当初予算ベースで見込んでおり、繰越事業や補正予算に係る歳入歳出額は計上されていないことなどのためである。

図5 地方財政計画額と決算額の推移

(単位：兆円 (表示単位未満は四捨五入))



そこで、総務省は、次の修正を行った上で、地方財政計画額と決算額との比較を毎年度行っている。

- ① 地方財政計画の歳入歳出区分と普通会計決算の歳入歳出区分とは一致していないことから、両者の対応関係に基づくなどして計上方法の差異を修正するため替えを行う。
- ② 地方財政計画額については、年度途中における補正予算に伴い追加された事業等に係る額について、歳入の国庫支出金、地方債の増額、歳出の一般行政経費、投資的経費の増額等を行う。
- ③ 決算額については、歳入において前年度からの繰越額を控除するとともに、歳出において翌年度への繰越額を加算し、地方財政計画の対象外とされている歳入歳出額、例えば、歳入では地方税の超過課税による収入分、繰入金等、歳出では積立金等を控除して、両者の区分及び計上額を対応させる。

このようにして比較した22年度の地方財政計画額と決算額とのかい離額（修正後の決算額から修正後の地方財政計画額を控除した額をいう。以下同じ。）の状況に

ついてみると、表4のとおり、歳入、歳出ともかい離額は約5兆円の規模となっていた。

表4 地方財政計画額と決算額とのかい離額（平成22年度）  
（歳入）

（単位：億円）

区 分	修 正 前		修 正 後		かい離額 d-c
	地方財政 計画額 a	決算額 b	地方財政 計画額 c	決算額 d	
地方税	325,096	343,163	325,096	337,988	12,892
地方譲与税	19,171	20,692	19,171	20,692	1,521
地方特例交付金	3,832	3,832	3,832	3,832	-
地方交付税	168,935	171,936	171,935	171,936	1
国庫支出金	115,663	143,052	136,119	138,828	2,709
地方債	134,939	129,695	139,552	129,361	△ 10,191
使用料、手数料	13,126	20,358	13,126	18,263	5,137
雑収入	40,506	142,387	40,506	78,251	37,745
計	821,268	975,115	849,337	899,151	49,814

（歳出）

（単位：億円）

区 分	修 正 前		修 正 後		かい離額 d-c
	地方財政 計画額 a	決算額 b	地方財政 計画額 c	決算額 d	
給与関係経費	216,864	235,362	222,321	230,182	7,861
一般行政経費	294,331	405,122	300,700	366,692	65,992
（補助）	144,313		146,603		
（単独）	150,018		154,097		
地方再生対策費	4,000	(注) 0	4,000	0	△ 4,000
地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850	(注) 0	9,850	0	△ 9,850
公債費	134,025	129,498	134,025	130,974	△ 3,051
維持補修費	9,663	10,626	9,663	10,626	963
投資的経費	119,074	134,960	135,231	133,828	△ 1,403
（補助等）	50,391	65,910	64,485	61,429	△ 3,056
（単独）	68,683	69,050	70,746	72,399	1,653
公営企業繰出金	26,961	32,182	27,047	32,182	5,135
水準超経費	6,500	(注) 0	6,500	0	△ 6,500
計	821,268	947,750	849,337	904,484	55,147

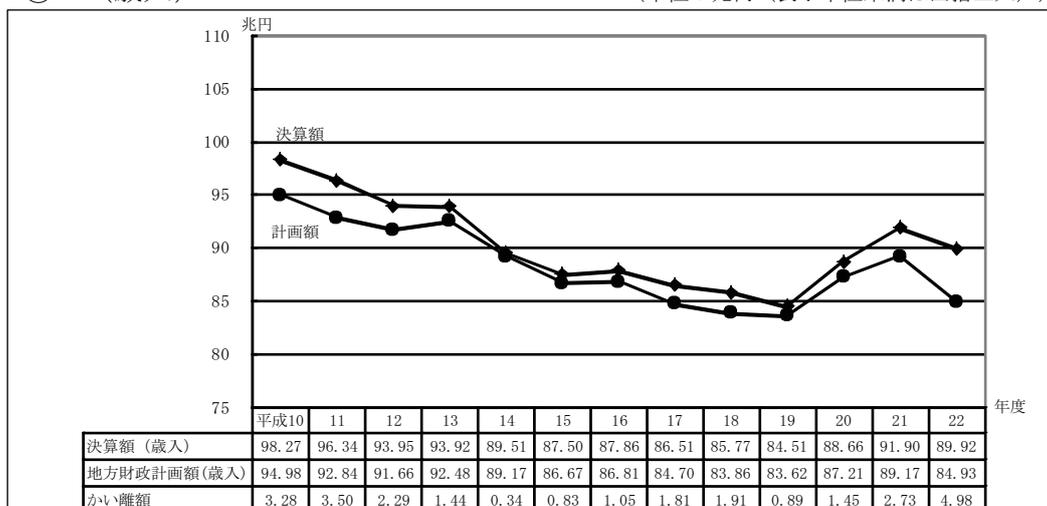
（注）地方財政計画額に計上されている地方再生対策費、地域活性化・雇用等臨時特例費及び水準超経費については、当該区分とは別の決算額に含まれていて、具体的に決算額の区分を特定することができないため、便宜上これらに対する決算額を「0」とし、決算額が重複しないようにしている。

また、上記の修正を行った地方財政計画額及び決算額の10年度から22年度までの間における推移についてみると、図6のとおり、歳入、歳出共に地方財政計画額を決算額が上回っているものの、修正前（図5参照）と比べて、その差は小さくなっている。

図6 修正後の地方財政計画額及び決算額の推移

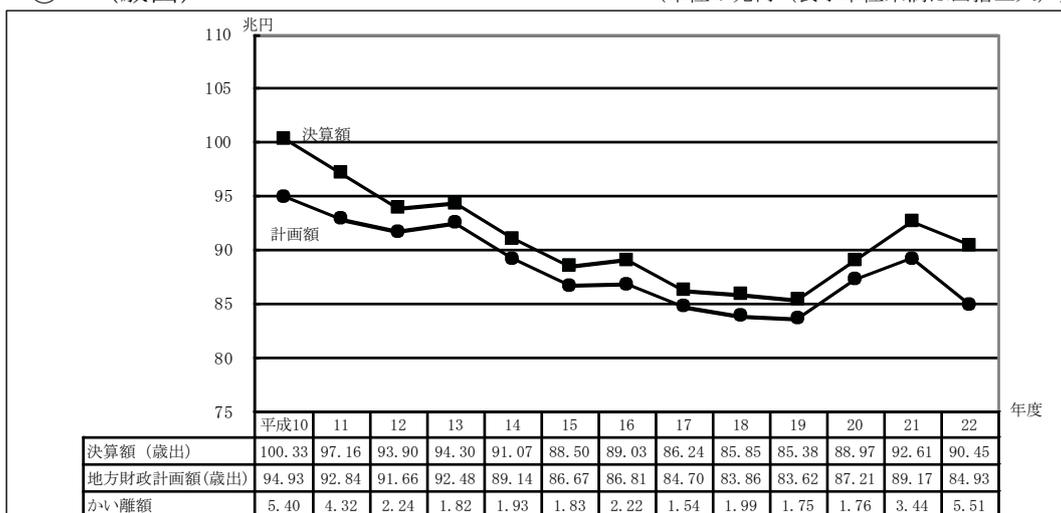
① (歳入)

(単位：兆円 (表示単位未満は四捨五入))



② (歳出)

(単位：兆円 (表示単位未満は四捨五入))

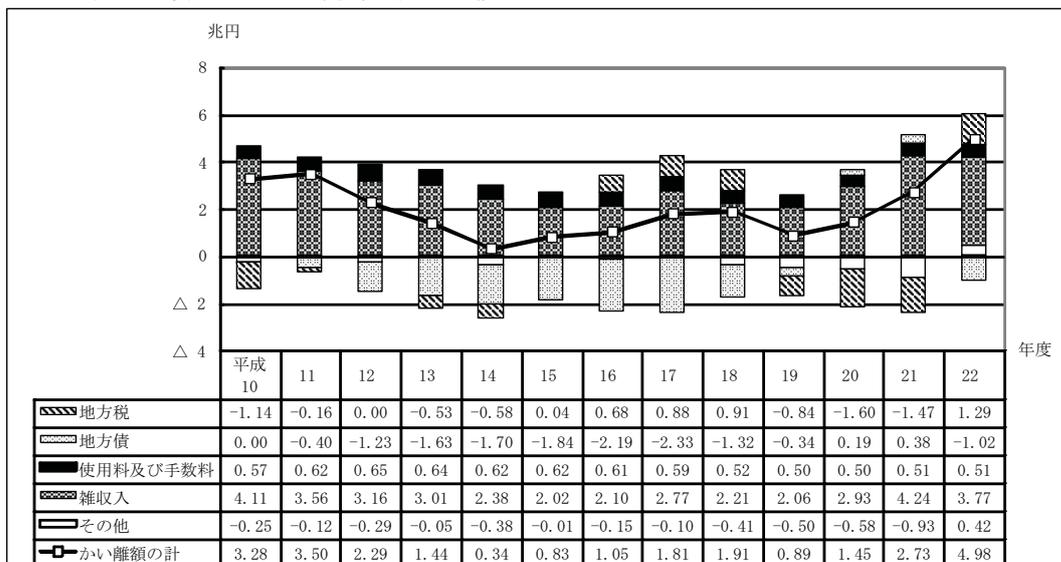


イ 歳入のかい離額

前記のアによる修正を行った上で、地方財政計画額と決算額とを比較することとし、10年度から22年度までの間における歳入のかい離額等の推移を区分別にみると、図7のとおり、各年度とも決算額が地方財政計画額を下回っている（マイナス表示となっている）区分が見受けられたが、歳入総額で見れば、各年度とも決算額が地方財政計画額を上回っており（図7の折れ線参照）、そのかい離額は、11年度から14年度にかけては減少し、14、15両年度は1兆円未満になったが、22年度には約5兆円にまで増加している。

図7 歳入区分別のかい離額等の推移

(単位：兆円 (表示単位未満は四捨五入))

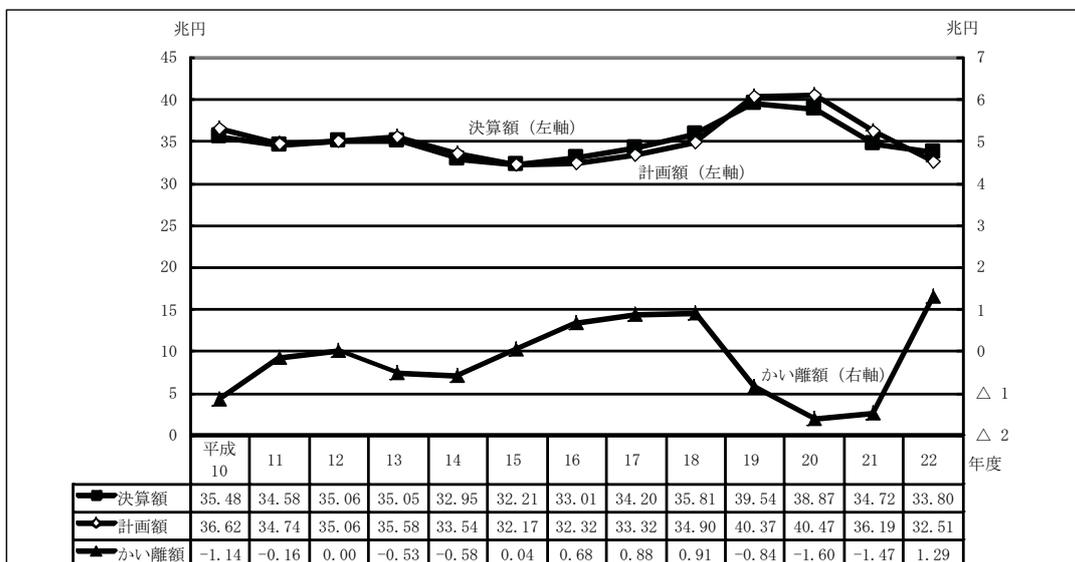


18年報告に係る検査で対象とした地方税、地方債、使用料及び手数料並びに雑収入について、地方財政計画額と決算額とのかい離の状況は次のとおりである。

- ① 地方税のかい離の状況についてみると、図8のとおり、かい離が最も拡大したのは20年度で、かい離額は約1.6兆円であった。

図8 地方税のかい離の状況

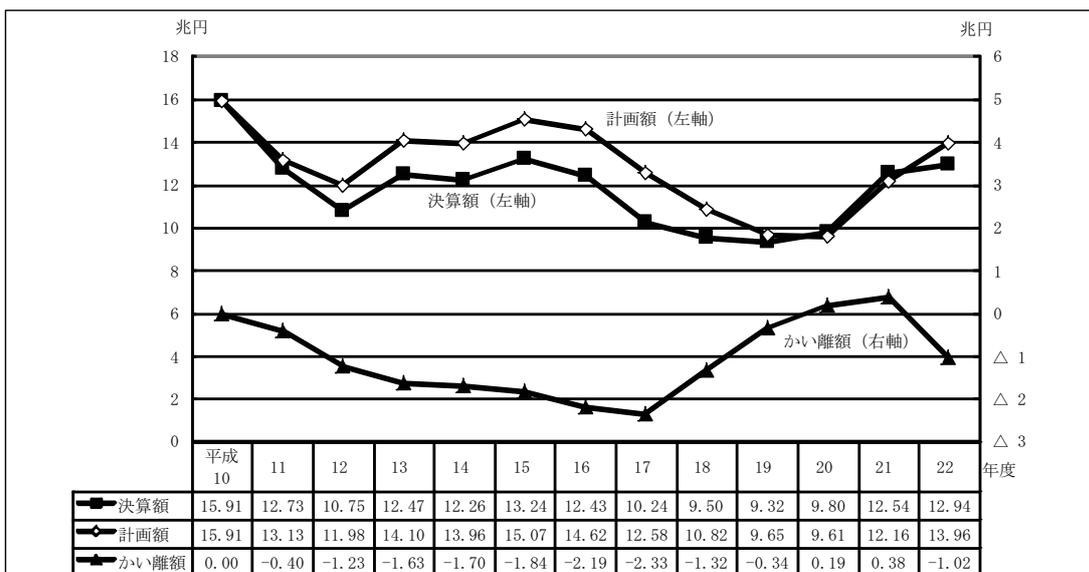
(単位：兆円 (表示単位未満は四捨五入))



- ② 地方債のかい離の状況についてみると、図9のとおり、11年度から19年度までは地方財政計画額が決算額を上回っていたが、20、21両年度は逆に決算額が地方財政計画額を上回っていた。

図9 地方債のかい離の状況

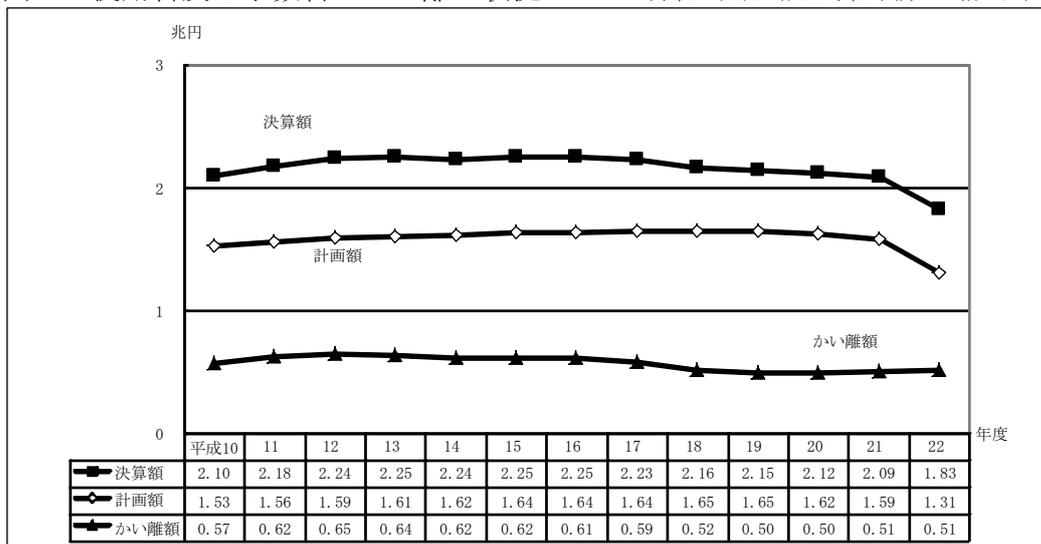
(単位：兆円 (表示単位未満は四捨五入))



③ 使用料及び手数料のかい離の状況についてみると、図10のとおり、恒常的に決算額が地方財政計画額を上回っているが、かい離額は最高で0.6兆円台となっていた。

図10 使用料及び手数料のかい離の状況

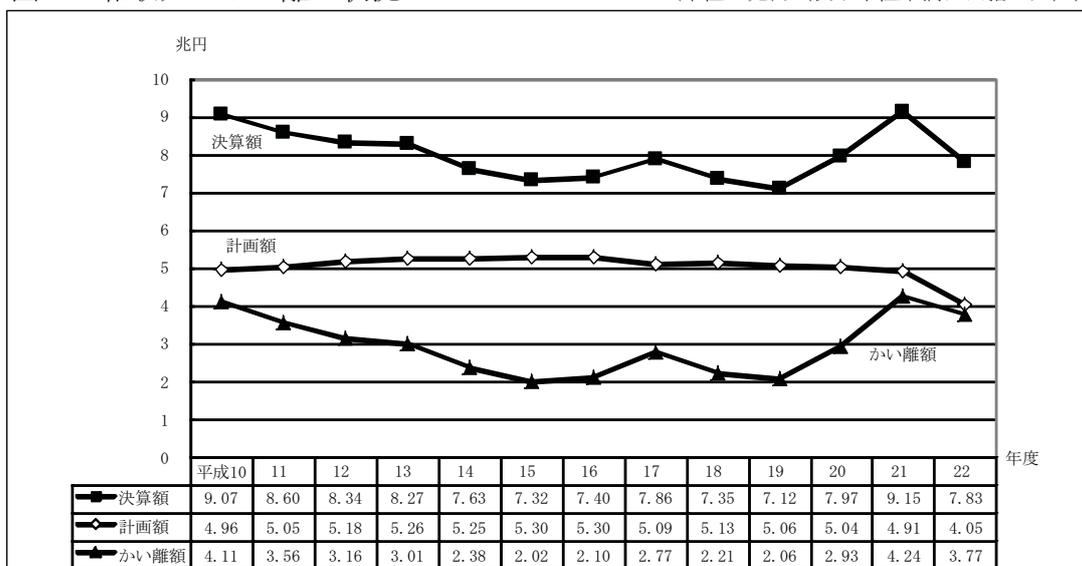
(単位：兆円 (表示単位未満は四捨五入))



④ 雑収入のかい離の状況についてみると、図11のとおり、恒常的に決算額が地方財政計画額を上回っており、かい離額は2兆円台から4兆円台となっていて、歳入総額のかい離の大きな要因となっている。この決算額の中には後述する貸付金元利収入 (22年度決算額6兆3601億円) も含まれている。

図11 雑収入のかい離の状況

(単位：兆円 (表示単位未満は四捨五入))

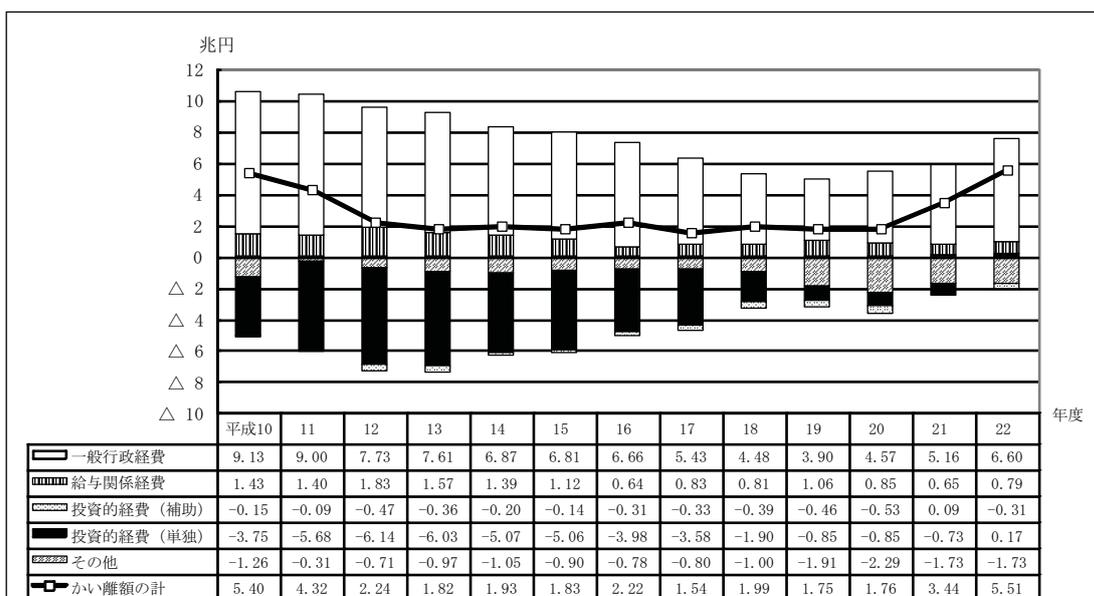


ウ 歳出のかい離額

イと同様に歳出について地方財政計画額と決算額とを比較することとし、10年度から22年度までの間における歳出のかい離額等の推移を区分別にみると、図12のとおり、各年度とも決算額が地方財政計画額を下回っている（マイナス表示となっている）区分が見受けられたが、歳出総額で見れば、各年度とも決算額が地方財政計画額を上回っていた（図12の折れ線参照）。

図12 歳出区分別のかい離額等の推移

(単位：兆円 (表示単位未満は四捨五入))



総務省は、政府による国と地方の税財政改革（いわゆる三位一体の改革）のうちの地方交付税の改革及びその後の措置により、17年度から19年度までの地方財政計

画において、ハードからソフトへと政策転換を進める地方公共団体の実情に応じて、表5のとおり、投資的経費（単独）を減額する一方、一般行政経費（単独）を増額することにより地方財政計画額と決算額とのかい離の一体的是正を行った。その結果、図12のとおり、歳出総額のかい離額は17年度から20年度までは2兆円を下回っていたが、その後一般行政経費のかい離額が大きくなるなどして、歳出総額のかい離額は、21年度には3兆円を超えて、22年度には5兆円を超えていた。

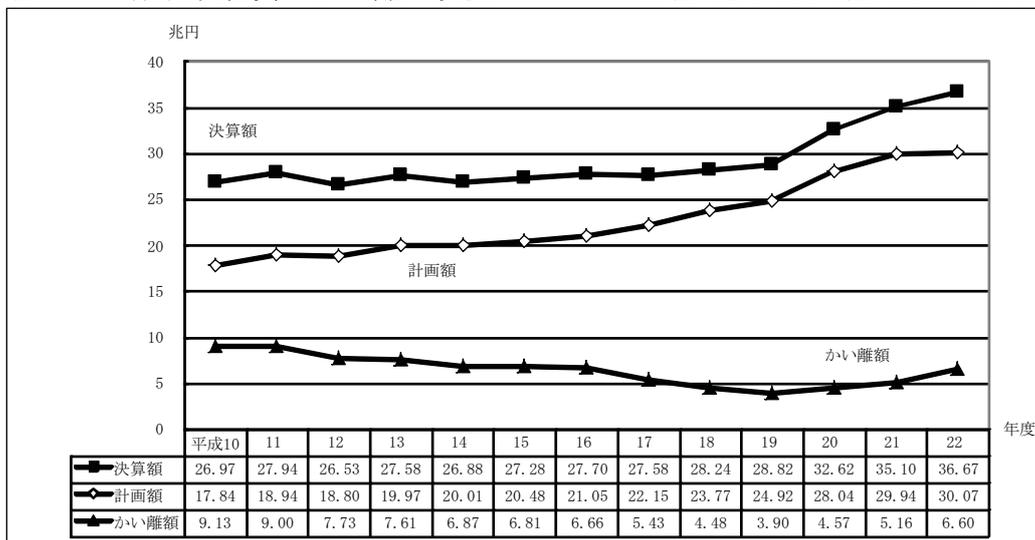
表5 地方財政計画額と決算額とのかい離の一体的是正の措置

区 分	平成17年度	18年度	19年度
一般行政経費（単独）	0.35兆円増額	1兆円増額	0.6兆円増額
投資的経費（単独）	0.7兆円減額	2兆円減額	1.2兆円減額

18年報告に係る検査で対象とした一般行政経費、投資的経費（単独）、給与関係経費について、地方財政計画額と決算額とのかい離の状況は次のとおりである。

- ① 一般行政経費のかい離の状況についてみると、図13のとおり、10年度から19年度まではかい離が縮小傾向にあり、19年度はかい離額が4兆円を下回っていたが、20年度から拡大しており、22年度には6兆円を超えていた。

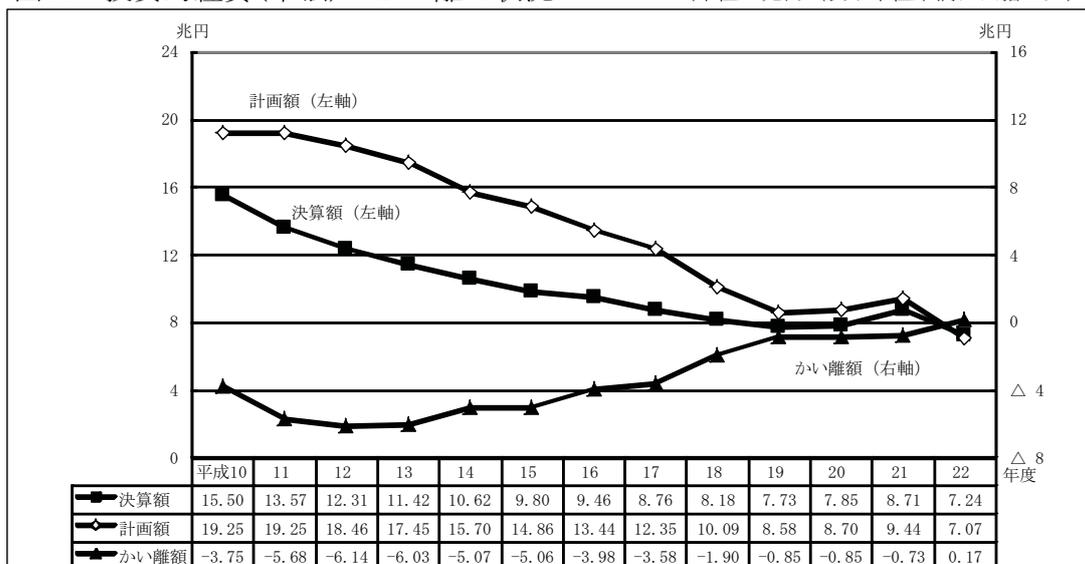
図13 一般行政経費のかい離の状況 (単位：兆円 (表示単位未満は四捨五入))



- ② 投資的経費（単独）のかい離の状況についてみると、図14のとおり、前記かい離の一体的是正により17年度から19年度までの地方財政計画において投資的経費（単独）が減額される措置が講じられてからはかい離が大幅に縮小している。

図14 投資的経費(単独)のかい離の状況

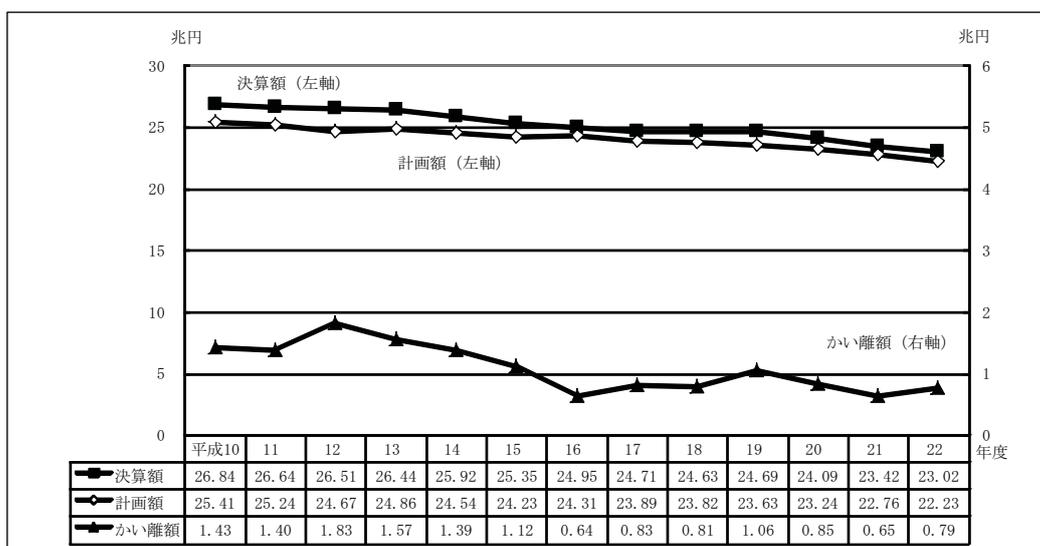
(単位：兆円 (表示単位未満は四捨五入))



③ 給与関係経費のかい離の状況についてみると、図15のとおり、20年度以降のかい離額は1兆円以下で推移している。

図15 給与関係経費のかい離の状況

(単位：兆円 (表示単位未満は四捨五入))



(3) かい離の要因分析

地方財政計画に所要経費の積上げではなく枠として計上される項目のある歳出について、総務省は、前記のとおり、一定の修正を行った上で地方財政計画額（歳出）と決算額（歳出）とを比較しているが、恒常的に決算額が地方財政計画額を上回っており、このことについては次のアからウまでの要因が考えられる。

ア 基金取崩額に係るもの

地方公共団体における18年度から23年度までの基金の状況についてみると、表6のとおり、年度末の基金残高は18年度末の13兆6022億円から23年度末の19兆5922億円にまで増加している。また、基金の取崩額は、18年度には1兆6204億円であったものが22年度には2兆6102億円、23年度には3兆2083億円となっており、中でもその他特定目的基金は21年度以降に取崩額が急増している。

表6 基金の状況 (単位：億円)

区 分	平成18年度			19年度			20年度		
	積立額	取崩額	年度末残高	積立額	取崩額	年度末残高	積立額	取崩額	年度末残高
財政調整基金	6279	4317	4兆0720	7293	5825	4兆2161	6939	4893	4兆4134
減債基金	4500	4016	2兆1398	2336	5263	1兆8427	2887	3391	1兆7875
その他特定目的基金	1兆1687	7871	7兆3904	1兆3523	8301	7兆8799	2兆0139	8036	9兆0728
計	2兆2466	1兆6204	13兆6022	2兆3152	1兆9389	13兆9388	2兆9965	1兆6319	15兆2737

21年度			22年度			23年度		
積立額	取崩額	年度末残高	積立額	取崩額	年度末残高	積立額	取崩額	年度末残高
6552	5943	4兆4748	1兆1332	3707	5兆2357	9160	5521	5兆5996
2457	3058	1兆6896	5396	1451	2兆0760	3745	1829	2兆3059
3兆4493	1兆5017	11兆0128	1兆6623	2兆0944	10兆5550	3兆5702	2兆4733	11兆6867
4兆3502	2兆4018	17兆1772	3兆3351	2兆6102	17兆8667	4兆8607	3兆2083	19兆5922

(注) 各年度末残高として記載している額は、所要の調整が加えられた後の額であるため、前年度末残高に積立額を加えて取崩額を減じた額とは一致しない。

そこで、基金の取崩しに係る地方財政計画額と決算額との比較についてみると次のとおりとなっていた。

地方公共団体による各種基金への積立ては、決算額の歳出に積立金としてその積立額が計上される。これを取り崩して事業を実施した場合は、決算額の歳入に繰入金としてその取崩額が計上され、同額が歳出に計上される。このように、決算額には、基金取崩額及び基金取崩額を財源とした事業の実施額がそれぞれ歳入及び歳出に計上される。一方、基金の取崩しに係る歳入及び歳出は、標準的な歳入及び歳出ではないため、総務省は、地方財政計画にはいずれも計上していない。

そして、総務省は、地方財政計画額と決算額を比較する際には、歳入については、前記のとおり、決算額から繰入金を控除することとしている。一方、歳出については、基金の取崩額がどの歳出区分において歳出に充てられたかを特定することができないため、決算額からは控除していない。地方財政計画額と決算額との比較における修正内容を整理すると図16のとおりであり、決算額の歳出のみに計上されている基金の取崩額相当分だけ決算額が地方財政計画額を上回る要因となる。

特に、リーマン・ショック以降の国の緊急経済対策として20、21両年度の補正予算により設置造成された基金は、短期間に集中して事業を実施するためのものであ

ることから、短期間に集中して取崩しが行われる状況において、その取崩額は決算額にのみ歳出として計上されており、このことが地方財政計画額と決算額とのかい離額へ与える影響は小さくないと考えられる。

図16 基金取崩額に係るかい離の要因

【総務省による地方財政計画額と決算額の比較による修正】  
繰入金として計上される基金取崩額を決算額から控除

	修正前		比較のための修正後	
	地方財政計画額	決算額	地方財政計画額	決算額
基金取崩額(歳入)	×	○	×	×
基金取崩額を財源とした事業の実施額(歳出)	×	○	×	○

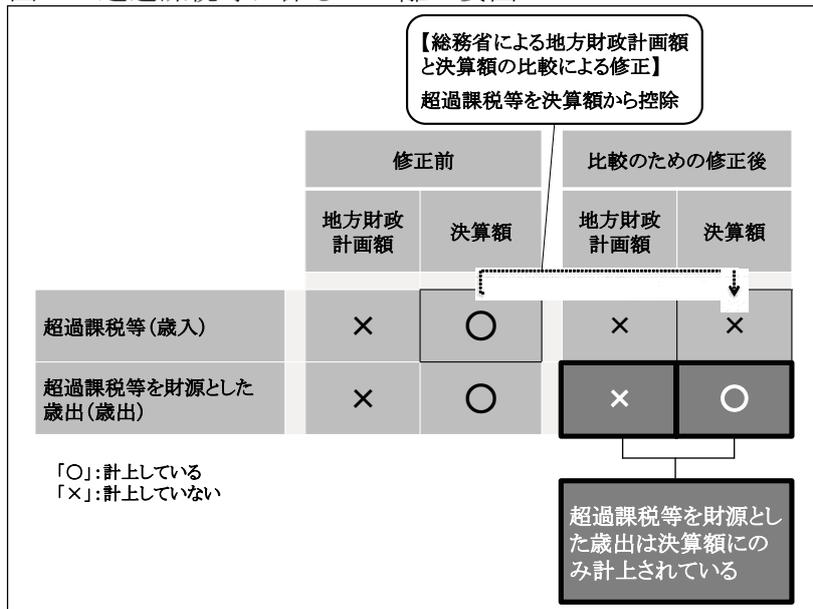
「○」: 計上している  
「×」: 計上していない

基金取崩額を財源とした事業の実施額は決算額にのみ計上されている

#### イ 超過課税等に係るもの

超過課税及び法定外税の歳入については決算額には計上するが地方財政計画には計上しないため、歳入について地方財政計画額と決算額を比較する際には、地方財政計画対象外分として決算額（歳入）からこれらの額を控除している。一方、決算額（歳出）では、これらを財源とした歳出額があるものの、この歳出額を特定することができないため、決算額からは控除していない。地方財政計画額と決算額との比較における修正内容を整理すると図17のとおり、決算額の歳出にのみ計上されている超過課税等を財源とした歳出額相当分だけ決算額が地方財政計画額を上回る要因となる。

図17 超過課税等に係るかい離の要因



そして、地方公共団体における超過課税及び法定外税の状況についてみると、表7のとおり、16年度から22年度までの間では、年度間で増減があり、両者合わせて4000億円台から7000億円台の歳入が決算額に計上されたことになる。そして、これらを財源とした歳出額相当分が、歳出総額のかい離額の一部を占めている状況である。

表7 超過課税等の状況 (単位：億円)

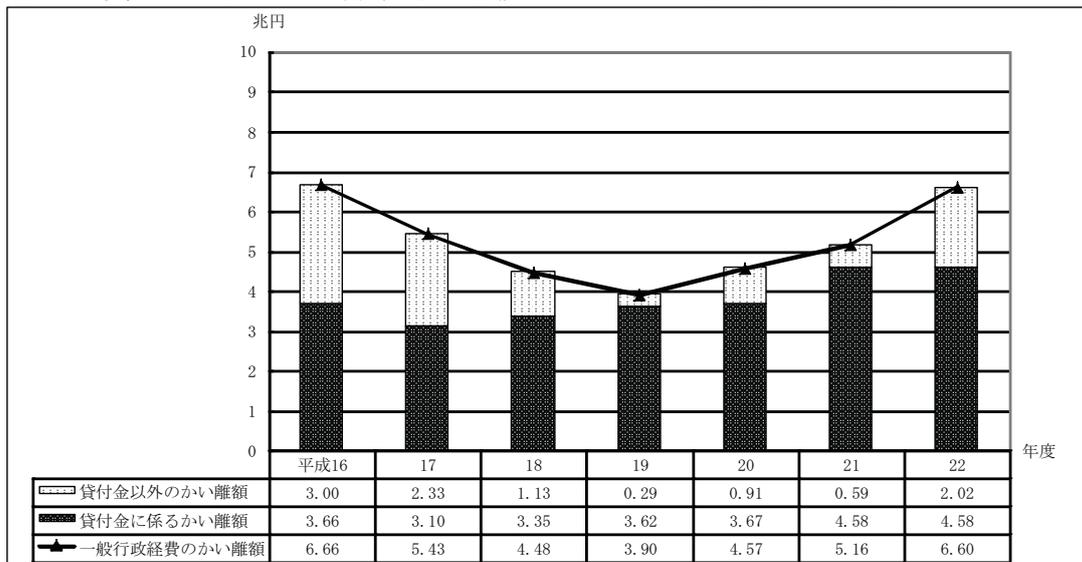
区 分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
超過課税	4814	5493	6425	6876	6423	4198	4677
法定外税	516	541	560	425	447	459	516
計	5330	6034	6986	7301	6870	4657	5193

#### ウ 貸付金に係るもの

前記の主な歳出区分のうち最もかい離が大きい一般行政経費についてみると、この中には貸付金が含まれていて、図18のとおり、16年度以降、各年度とも貸付金に係るかい離額は3兆円以上となっており、特に18年度以降は、貸付金に係るかい離額が一般行政経費のかい離額の大半を占めている状況である。

図18 貸付金に係るかい離額等の推移

(単位：兆円 (表示単位未満は四捨五入))



各年度における貸付金に係る決算額及び地方財政計画額並びにそのかい離額の状況についてみると、表8のとおり、地方財政計画に計上された貸付金は毎年度ほぼ同額となっていた。

表8 貸付金の貸付額等の状況

(単位：億円)

区分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
貸付金 (決算額) (A)	56,111	50,432	52,860	55,526	56,010	65,122	65,200	63,687
年度内貸付け (a)	46,950	44,773	46,626	45,445	47,831	57,454	57,448	56,403
貸付金 (地方財政計画) (B)	19,528	19,458	19,358	19,358	19,358	19,358	19,358	19,358
年度内貸付け (b)	15,901	15,901	15,901	15,901	15,901	15,901	15,901	15,901
かい離額 (A - B)	36,583	30,974	33,502	36,168	36,652	45,764	45,842	44,329
年度内貸付けに係るもの (a - b)	31,049	28,872	30,725	29,544	31,930	41,553	41,547	40,502

上記貸付金の地方財政計画への計上について、総務省は、一般行政経費の中で貸付金に計上される額に見合う額が歳入の雑収入の中の貸付金元利収入に計上されることから、地方財政計画では貸付金に係る収入支出額は地方の一般財源等の額に影響を与えないため、また、貸付金は年度により変動が大きく、一般財源等の額に影響を与えない貸付金により地方財政計画額全体が大きく変動しないようにするため、毎年度ほぼ同額を計上するとしている。

実際に、貸付金の中には、地方公共団体における制度融資に係るものがあり、この制度融資に係る貸付金は、原則として、年度当初に金融機関等へ貸し付けられたものが年度末には当該地方公共団体に返還される預託金となっている。そして、返還された預託金は雑収入の貸付金元利収入として同年度の歳入に計上されること

から財源が不足することにはならない（以下、このような同一年度内に返還される貸付金を「年度内貸付け」という。）。したがって、年度内貸付けについては実質的な歳入歳出とはいえないことになるが、この年度内貸付けが貸付金に係る決算額の大半を占めている。

そして、年度内貸付けを含む貸付金については、表8のとおり、毎年度、地方財政計画に計上される額は決算額に比べて少額となっていることから、決算額が地方財政計画額を上回る要因となる。この関係を整理すると図19のとおり、比較のための修正はなく、地方財政計画額と決算額との差がかい離額となる。

図19 貸付金に係るかい離の要因

	修正前		比較のための修正後	
	地方財政計画額	決算額	地方財政計画額	決算額
貸付金元利収入(歳入)	△	○	△	○
貸付金(歳出)	△	○	△	○

「○」:計上している  
「△」:計上しているが、実態に比して少額である

歳入、歳出共に地方財政計画に計上される額は決算額に比べて少額となっている

総務省は、前記のとおり、一定の修正を行った上で地方財政計画額と決算額との比較を行い、かい離の状況を公表している。地方財政計画額と決算額とのかい離の要因についてその全てを把握することは困難ではあるが、このかい離の状況は後年度における地方財政計画の総額、ひいては地方交付税総額に係る議論にも影響することが想定される。しかし、地方財政計画額と決算額とのかい離の状況の公表に当たり、地方財政計画に計上されている内容と普通会計決算に計上されている内容の差異、決算額（歳出）が地方財政計画額（歳出）を上回る前記アからウまでのような要因等の有用な情報は提供されていない。

(4) 地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度

ア 職員に対する特殊勤務手当等の支給の状況

(ア) 特殊勤務手当の総額

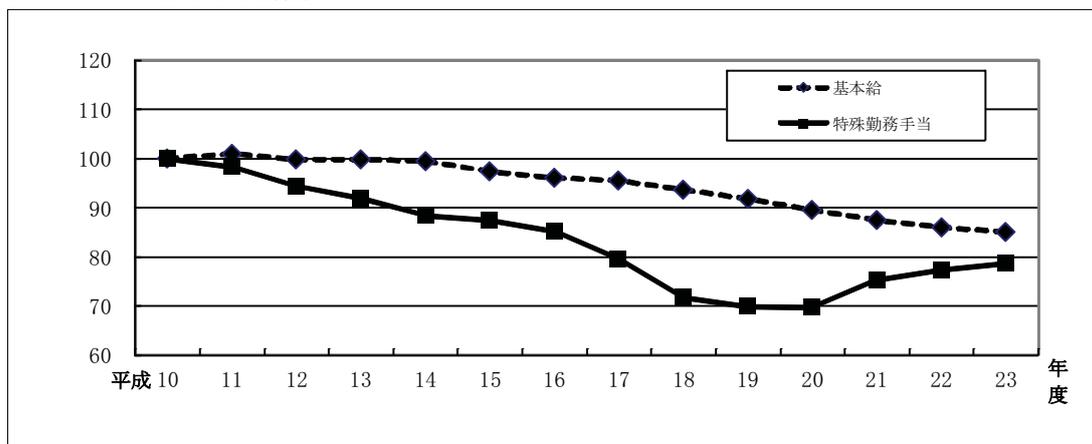
23年度における全国の地方公共団体の普通会計性質別歳出決算における人件費のうち職員給の支給額は、16年度に18兆7562億余円であったものが16兆0346億余円となっていた。また、その内訳は表9のとおりであり、特殊勤務手当の支給額は、16年度に1109億余円であったものが1026億余円となっていた。

表9 全国の地方公共団体の普通会計における職員給の内訳（平成23年度決算額（括弧内は16年度決算額））  
（単位：億円）

区分	都道府県	市町村	計
(1) 基本給	6兆7690( 7兆4329)	4兆0376( 4兆7754)	10兆8067(12兆2083)
給料	6兆2772( 6兆9456)	3兆7246( 4兆4154)	10兆0018(11兆3610)
扶養手当	1659( 1954)	1163( 1418)	2822( 3372)
地域手当（調整手当等）	3258( 2918)	1967( 2181)	5226( 5100)
(2) その他の手当	3兆2689( 3兆9999)	1兆9481( 2兆5313)	5兆2170( 6兆5313)
時間外勤務手当	2595( 2647)	2314( 2441)	4910( 5089)
管理職手当	820( 961)	882( 1031)	1702( 1992)
特殊勤務手当	802( 669)	224( 440)	1026( 1109)
宿日直手当	342( 345)	25( 47)	368( 392)
期末勤勉手当	2兆3400( 2兆8996)	1兆3929( 1兆8587)	3兆7330( 4兆7583)
寒冷地手当	150( 339)	98( 253)	248( 593)
通勤手当	1632( 1721)	784( 877)	2417( 2599)
単身赴任手当	90( 109)	3( 2)	93( 111)
住居手当	956( 975)	638( 786)	1594( 1762)
児童手当	-( 178)	-( 160)	-( 338)
その他	1898( 3055)	579( 683)	2478( 3739)
(3) 臨時職員給与	11( 10)	96( 154)	108( 165)
計	10兆0392(11兆4339)	5兆9954( 7兆3222)	16兆0346(18兆7562)

普通会計における基本給と特殊勤務手当の支給額の10年度から23年度までの推移についてみると、図20のとおり、普通会計の特殊勤務手当の支給額は、10年度以降20年度までは減少していたが、21年度に増加に転じている。

図20 普通会計における基本給と特殊勤務手当の支給額の推移（平成10年度を100とした指数）



(イ) 特殊勤務手当の支給状況

今回、会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村における23年度の特務手当数及び支給額の状況について、普通会計と地方公営事業会計を合わせてみると、表10のとおり、15道府県のうち10県（全体の66.6%）においては、23年度の支給額が16年度の支給額を上回っていた。このような状況となっていた主な理由は、20年度に教育部局における児童又は生徒に対する部活動指導業務等を対象とする教員特殊業務手当が全国的に増額されたことによると考えられる。教員特殊業務手当の増額は、教育再生会議の報告や中央教育審議会答申を踏まえて、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定上、手当額の倍増に対応することとしたため、各地方公共団体において教員特殊業務手当の支給単価を倍増したことによるものである。

一方、174市町村のうち110市町村（全体の63.2%）においては、23年度の支給額が16年度の支給額を下回っていた。このような状況となっていた主な理由は、各地方公共団体において、特殊勤務手当の廃止や対象業務の限定等が進んだことによると考えられる。

表10 検査対象地方公共団体の特殊勤務手当数、支給額の状況

地方公共団体名等		平成23年度 の手当数	23年度の支給額 (a) (千円)	16年度の支給額 (b) (千円)	16年度からの増減 (△)額 (a-b) (千円)	地方公共団体ごとの 支給額の増減状況 (地方公共団体数)
北海道	北海道	49	4,189,799	4,194,567	△ 4,768	減
	札幌市	47	821,575	1,357,088	△ 535,513	減
	管内24市町	440	4,697,965	3,926,239	771,726	増12、減12
山形県	山形県	38	1,044,137	1,051,926	△ 7,789	減
	管内9市町村	138	1,054,773	1,352,108	△ 297,335	増4、減5
栃木県	栃木県	32	1,331,214	1,140,417	190,797	増
	管内9市町	106	371,478	530,271	△ 158,793	増2、減7
千葉県	千葉県	65	3,874,054	2,805,140	1,068,914	増
	千葉市	34	318,826	855,180	△ 536,354	減
	管内11市	235	1,059,514	1,408,355	△ 348,841	増1、減10
山梨県	山梨県	33	567,823	665,105	△ 97,282	減
	管内9市町村	53	191,710	226,599	△ 34,889	増3、減5、増減なし1
長野県	長野県	44	1,435,927	1,143,422	292,505	増
	管内14市町村	156	512,253	856,527	△ 344,274	増3、減11
静岡県	静岡県	53	2,319,984	2,321,795	△ 1,811	減
	静岡市	46	795,302	1,067,549	△ 272,247	減
	浜松市	22	207,528	270,300	△ 62,772	減
	管内10市町	235	3,291,693	2,224,697	1,066,996	増7、減3
滋賀県	滋賀県	56	1,058,131	976,788	81,343	増
	管内11市町	163	894,721	566,139	328,582	増4、減6、増減なし1
大阪府	大阪府	40	5,520,490	5,729,610	△ 209,120	減
	大阪市	22	1,661,541	9,491,066	△ 7,829,525	減
	堺市	38	470,124	406,054	64,070	増
	管内9市	133	1,785,999	2,251,757	△ 465,758	増2、減7
兵庫県	兵庫県	83	4,009,707	3,936,113	73,594	増
	神戸市	37	768,743	4,113,892	△ 3,345,149	減
	管内10市	362	2,286,536	2,994,300	△ 707,764	増4、減6
鳥取県	鳥取県	58	664,805	491,759	173,046	増
	管内10市町	97	276,780	259,369	17,411	増5、減5
岡山県	岡山県	38	1,144,395	902,088	242,307	増
	岡山市	31	308,243	712,729	△ 404,486	減
	管内8市	210	587,760	656,762	△ 69,002	増2、減6
愛媛県	愛媛県	47	1,654,604	1,214,933	439,671	増
	管内11市町	157	478,713	859,990	△ 381,277	増1、減10
福岡県	福岡県	47	2,931,705	2,473,723	457,982	増
	北九州市	68	566,051	1,202,838	△ 636,787	減
	福岡市	48	402,588	934,475	△ 531,887	減
	管内11市町	60	122,056	296,958	△ 174,902	増4、減6、増減なし1
宮崎県	宮崎県	58	1,015,040	989,027	26,013	増
	管内8市町	80	362,534	345,558	16,976	増6、減2
計		3,759	57,056,839	69,203,213	△ 12,146,374	増71、減115、増減なし3

注(1) 手当数及び支給額は、普通会計及び地方公営事業会計を合算している。

注(2) 平成23年度の手当数には、支給額が0円の手当も含めているため、18年報告において検査の対象とした16年度の手当数と比較していない。

注(3) 支給額の増減状況の内訳は、増が10県及び61市町村、減が5道府県及び110市町村、増減なし(平成16年度及び23年度のいずれも支給額が0円)が3町村である。

(ウ) 検討を要するとされた特殊勤務手当の支給状況

18年報告では、総務省が16年12月に公表した調査結果において必要性、妥当性等について検討を要するとされた次の3区分に該当する特殊勤務手当に係る手当数等の検査結果について記述している。

① 国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当

地方公共団体固有の業務に基づくものなどがあり、国にない手当であることをもって直ちに妥当でないというものではないが、時代の変化を踏まえて、必要性及び妥当性を改めて検証する必要があるもの

② 他の手当又は給料で措置される勤務内容との重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当

調整手当や時間外勤務手当といった他の手当で措置される勤務内容に対して設けられていると思われるものや、給料で措置される勤務内容に対して設けられていると思われるもの

③ 月額支給等となっている特殊勤務手当

対象となる業務に従事した場合ごとに日額や件数当たりで支給されることが適当であり、月額となっている支給方法の妥当性の検討が必要であるもの

会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村の普通会計及び地方公営事業会計における、上記の①から③までの3区分に該当する特殊勤務手当に係る23年度の手当数及び支給額は、次のとおりとなっていた（表11参照）。

①の国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当については、23年度決算額の合計で15道府県、10政令指定都市及び154市町村の354億余円となっており、16年度決算額の合計289億余円と比べて22.7%の増加となっていた。23年度決算額で支給額が多額となっている手当は、大阪府の教員特殊業務手当23億余円、北海道の教員特殊業務手当19億余円などであった。

②の他の手当又は給料で措置される勤務内容との重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当については、23年度決算額の合計で2道県、3政令指定都市及び68市町の36億余円となっており、16年度決算額の合計117億余円と比べて69.1%の減少となっていた。年末年始に出勤した職員に対して支給する手当や給食センター等の調理師に対して支給する手当を廃止しているものなどが見受けられた。

③の月額支給等となっている特殊勤務手当については、23年度決算額の合計額で11道府県、9政令指定都市及び123市町村の136億余円となっており、16年度決算額の合計261億余円と比べて47.8%の減少となっていた。廃棄物処理施設に勤務する職員に対して月額で支給していた手当を廃止したり、勤務日数に応じた支給方式に変更したりしているものなどが見受けられた。

また、地方公共団体別の内訳は、巻末別表1のとおりとなっている。

表11 検討を要するとされた特殊勤務手当の手当数及び支給額（平成23年度）

地方公共団体名等		①国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当		②他の手当又は給料で措置される勤務内容との重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当		③月額支給等となっている特殊勤務手当	
		手当数	支給額（円）	手当数	支給額（円）	手当数	支給額（円）
北海道	北海道	17手当	2,674,481,595	1手当	220,735,454	12手当	650,627,615
	札幌市	11手当	120,156,411	0手当	0	9手当	98,990,214
	管内24市町	306手当	3,647,051,081	36手当	1,099,989,731	122手当	2,418,169,494
山形県	山形県	18手当	527,387,433	0手当	0	4手当	31,978,203
	管内9市町村	74手当	742,906,560	4手当	180,535,000	24手当	706,497,984
栃木県	栃木県	12手当	709,849,190	0手当	0	2手当	46,018,271
	管内9市町	49手当	55,442,078	7手当	284,279,028	27手当	311,046,178
千葉県	千葉県	34手当	2,700,697,134	0手当	0	6手当	138,617,984
	千葉市	19手当	77,223,220	0手当	0	3手当	489,600
	管内11市	151手当	642,701,340	5手当	68,618,240	59手当	339,807,960
山梨県	山梨県	17手当	467,965,784	1手当	7,423,640	4手当	30,608,552
	管内9市町村	32手当	164,234,805	0手当	0	19手当	149,947,105
長野県	長野県	15手当	1,220,029,860	0手当	0	0手当	0
	管内14市町村	79手当	252,332,034	5手当	89,327,634	33手当	293,308,816
静岡県	静岡県	16手当	1,532,754,575	0手当	0	9手当	239,635,281
	静岡市	26手当	309,630,530	2手当	6,915,860	2手当	205,855,267
	浜松市	10手当	166,404,990	0手当	0	1手当	19,916,150
	管内10市町	112手当	2,230,138,194	2手当	38,318,087	66手当	2,450,908,405
滋賀県	滋賀県	18手当	556,219,672	0手当	0	10手当	105,858,931
	管内11市町	70手当	399,304,349	16手当	516,876,902	34手当	536,957,310
大阪府	大阪府	9手当	2,525,197,873	0手当	0	4手当	49,681,340
	大阪市	9手当	862,719,220	0手当	0	1手当	4,074,000
	堺市	24手当	334,998,560	0手当	0	0手当	0
	管内9市	63手当	818,732,599	14手当	525,386,306	18手当	975,650,187
兵庫県	兵庫県	34手当	2,438,091,482	0手当	0	11手当	296,396,404
	神戸市	10手当	358,506,587	1手当	3,736,397	6手当	447,501,817
	管内10市	239手当	1,832,856,530	47手当	328,855,048	68手当	1,085,563,774
鳥取県	鳥取県	22手当	421,365,688	0手当	0	11手当	347,375,999
	管内10市町	59手当	193,430,485	4手当	16,056,100	16手当	142,480,560
岡山県	岡山県	15手当	702,857,630	0手当	0	8手当	575,130,850
	岡山市	12手当	190,915,040	0手当	0	3手当	568,260
	管内8市	103手当	248,012,531	9手当	12,485,555	17手当	134,681,087
愛媛県	愛媛県	27手当	1,242,350,508	0手当	0	0手当	0
	管内11市町	104手当	318,395,361	5手当	1,085,400	19手当	220,702,455
福岡県	福岡県	20手当	2,249,960,850	0手当	0	0手当	0
	北九州市	34手当	227,432,216	0手当	0	10手当	13,434,241
	福岡市	25手当	329,882,623	5手当	143,248,347	11手当	243,648,453
	管内11市町	42手当	108,856,519	2手当	63,049,643	13手当	80,079,669
宮崎県	宮崎県	27手当	703,928,590	0手当	0	0手当	0
	管内8市町	27手当	150,638,061	2手当	1,820,894	19手当	224,159,044
<b>15道府県</b>		<b>301手当</b>	<b>20,673,137,864</b>	<b>2手当</b>	<b>228,159,094</b>	<b>81手当</b>	<b>2,511,929,430</b>
<b>10政令指定都市</b>		<b>180手当</b>	<b>2,977,869,397</b>	<b>8手当</b>	<b>153,900,604</b>	<b>46手当</b>	<b>1,034,478,002</b>
<b>164市町村</b>		<b>1510手当</b>	<b>11,805,032,527</b>	<b>158手当</b>	<b>3,226,683,568</b>	<b>554手当</b>	<b>10,069,960,028</b>
<b>計</b>		<b>1991手当</b>	<b>35,456,039,788</b>	<b>168手当</b>	<b>3,608,743,266</b>	<b>681手当</b>	<b>13,616,367,460</b>

注(1) 手当数及び支給額は、普通会計及び地方公営事業会計を合算している。

注(2) 特殊勤務手当によっては、①、②及び③の種別に複数該当することがある。

(エ) その他の手当の支給状況

地方公共団体の職員に対する特殊勤務手当以外の諸手当のうち、18年報告において記述した自宅所有者に対する住居手当及び自動車等を使用する場合の通勤手当について、会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村における23年度の状況をみると、次のとおりとなっていた。

a 自宅所有者に対する住居手当

自宅所有者に対する住居手当は、国家公務員については、一般職の職員の給与に関する法律等により、住宅を新築又は購入した日から5年以内に限り月額2,500円支給することが規定されていたが、21年12月に廃止された。このような国の動きを踏まえて、会計実地検査の対象とした15道府県及び10政令指定都市のうち、10道府県及び2政令指定都市の人事委員会は、24年3月までに自宅所有者に対する住居手当について廃止の勧告を行っていたが、残りの5県及び8政令指定都市の人事委員会は、廃止の勧告を行っていなかった。また、上記の10道府県及び2政令指定都市のうち、5府県は23年3月までに廃止の勧告を受けていたが、23年度においても経過措置等で支給を継続していた。そして、15道府県及び管内の174市町村のうち10府県及び100市町村（58.2%）において、自宅所有者に対する住居手当が23年度計125億余円が支給されていた（表12参照）。

(注6) 10道府県及び2政令指定都市 北海道、大阪府、山形、栃木、千葉、山梨、長野、静岡、鳥取、岡山各県、静岡、浜松両市

(注7) 5県及び8政令指定都市 滋賀、兵庫、愛媛、福岡、宮崎各県、札幌、千葉、大阪、堺、神戸、岡山、北九州、福岡各市

(注8) 5府県 大阪府、栃木、千葉、長野、岡山各県

表12 自宅所有者に対する住居手当の状況（平成23年度）

地方公共団体名等		手当廃止の勧告の有無（平成24年3月までの間）	自宅所有者に対する住居手当の存廃状況		23年度の自宅所有者に対する住居手当支給総額（円）	存続している場合、5年以内の支給月額（円）	存続している場合、5年超の支給月額（円）
北海道	北海道	有	廃止		-	-	-
	札幌市	無	存続		837,630,400	9,700	9,700
	管内24市町村		廃止2団体	存続22団体	726,564,166	2,500～10,000	2,500～10,000
山形県	山形県	有	廃止		-	-	-
	管内9市町村		廃止9団体		-	-	-
栃木県	栃木県	有	存続		357,480,006	3,500	3,500
	管内9市町村		廃止6団体	存続3団体	90,743,487	2,500～3,500	2,500～3,500
千葉県	千葉県	有	存続		788,108,942	3,000	3,000
	千葉市	無	存続		443,623,179	8,100	8,100
	管内11市		廃止1団体	存続10団体	719,732,950	3,000～9,000	3,000～9,000
山梨県	山梨県	有	廃止		-	-	-
	管内9市町村		廃止7団体	存続2団体	12,196,000	4,000	4,000
長野県	長野県	有	存続		314,568,000	3,000	3,000
	管内14市町村		廃止13団体	存続1団体	6,324,842	2,000	-
静岡県	静岡県	有	廃止		-	-	-
	静岡市	有	廃止		-	-	-
	浜松市	有	廃止		-	-	-
	管内10市町村		廃止3団体	存続7団体	154,916,355	2,000～4,700	2,000～4,700
滋賀県	滋賀県	無	存続		191,397,900	2,000	2,000
	管内11市町村		廃止8団体	存続3団体	38,102,200	1,600～2,200	-～2,200
大阪府	大阪府	有	存続		158,692,500	2,500	-
	大阪市	無	存続		2,041,071,546	6,500	6,500
	堺市	無	存続		17,292,108	2,500	-
	管内9市		廃止5団体	存続4団体	85,609,226	1,000～5,000	-～1,700
兵庫県	兵庫県	無	存続		296,971,162	1,600	1,600
	神戸市	無	存続		1,144,386,600	10,600	10,600
	管内10市		存続10団体		960,283,336	2,000～14,700	2,000～14,700
鳥取県	鳥取県	有	廃止		-	-	-
	管内10市町村		廃止9団体	存続1団体	345,000	2,500	-
岡山県	岡山県	有	存続		40,264,180	2,500	-
	岡山市	無	存続		142,451,752	5,000	3,000
	管内8市		廃止3団体	存続5団体	143,954,054	2,500～8,000	-～6,500
愛媛県	愛媛県	無	存続		334,714,500	3,500	3,500
	管内11市町村		廃止1団体	存続10団体	167,910,758	2,500～4,500	-～4,500
福岡県	福岡県	無	存続		1,176,065,820	4,500	4,500
	北九州市	無	存続		435,174,500	8,500	8,500
	福岡市	無	存続		480,602,312	8,500	8,500
	管内11市町村		存続11団体		107,513,473	2,500～6,500	-～6,500
宮崎県	宮崎県	無	存続		92,272,351	2,000	1,000
	管内8市町村		廃止5団体	存続3団体	41,697,661	2,000～4,000	1,000～1,500
計			廃止79団体	存続110団体	12,548,661,266		

注(1) 「存続」には、給与条例等の本則規定を廃止したが、附則等で経過措置を設けて支給を続けている場合を含む。

注(2) 自宅所有者に対する住居手当の存廃状況の内訳は、廃止が5道県及び74市町村、存続が10府県及び100市町村である。

b 自動車等を使用する場合の通勤手当

18年報告では、多くの地方公共団体において、自動車等の使用距離に応じた支給月額が、国家公務員の支給月額と比べて多額となっている旨を記述している。23年度の支給月額は、15道府県及び管内の174市町村のうち13道県及び91市町村（55.0%）において、自動車等の使用距離に応じた支給月額が国家公務員の場合の支給月額を上回っていた。国家公務員の場合、自動車等の使用距離に応じた支給区分が13あり、そのうち片道5km未満、片道10km未満の区分での支給月額は、それぞれ月額2,000円、4,100円となっているが、15道府県及び管内の174市町村の中で最高額であった静岡県富士宮市では、それぞれ月額8,200円、11,400円となっていた。なお、これら13道県及び91市町村のうち、支給月額を16年度より下げたのは2道県及び10市町村（11.5%）にとどまっていた（表13参照）。

表13 自動車等を使用する場合の通勤手当の状況（平成23年度）

地方公共団体名等		支給月額		国より支給月額が高い 団体数	支給月額を平成16年度 より下げた団体数
		5km未満（円）	10km未満（円）		
北海道	北海道	2,000	4,600	1	1
	札幌市	2,400	4,500	1	0
	管内24市町村	2,000 ～ 4,116	4,100 ～ 8,316	7	1
山形県	山形県	4,200	7,000	1	0
	管内9市町村	4,200 ～ 6,000	7,000 ～ 9,100	9	0
栃木県	栃木県	4,100	6,250	1	0
	管内9市町村	2,000 ～ 4,600	4,100 ～ 7,425	5	0
千葉県	千葉県	4,100	6,020	1	0
	千葉市	5,600	7,520	1	0
	管内11市	2,000 ～ 6,500	4,100 ～ 10,500	10	2
山梨県	山梨県	3,000	6,430	1	0
	管内9市町村	2,000 ～ 3,000	4,100 ～ 5,900	2	0
長野県	長野県	4,050	7,100	1	0
	管内14市町村	2,000 ～ 6,400	4,100 ～ 10,000	6	1
静岡県	静岡県	2,570	7,520	1	0
	静岡市	4,300	5,600	1	1
	浜松市	2,000	4,100	0	0
	管内10市町村	3,400 ～ 8,200	5,100 ～ 11,400	10	0
滋賀県	滋賀県	4,400	6,200	1	0
	管内11市町村	2,000 ～ 4,400	4,100 ～ 6,300	4	0
大阪府	大阪府	2,000	4,100	0	0
	大阪市	2,200	4,600	1	0
	堺市	3,000	5,100	1	0
	管内9市	2,000 ～ 7,000	4,100 ～ 9,500	4	0
兵庫県	兵庫県	4,100	4,900	1	0
	神戸市	4,400	4,400	1	0
	管内10市	2,000 ～ 7,500	4,100 ～ 11,000	3	0
鳥取県	鳥取県	2,200	4,800	1	0
	管内10市町村	2,000 ～ 2,200	4,100 ～ 4,800	1	0
岡山県	岡山県	2,000	4,100	0	0
	岡山市	5,100	7,200	1	0
	管内8市	3,000 ～ 6,100	5,300 ～ 11,340	8	2
愛媛県	愛媛県	2,500	4,900	1	0
	管内11市町村	2,000 ～ 2,700	4,100 ～ 4,900	3	0
福岡県	福岡県	4,800	7,200	1	1
	北九州市	2,500	5,100	1	0
	福岡市	2,000	4,100	0	0
	管内11市町村	2,000 ～ 6,600	4,100 ～ 10,100	8	3
宮崎県	宮崎県	2,400	5,100	1	0
	管内8市町村	2,000 ～ 5,200	4,100 ～ 8,700	3	0
計				104	12

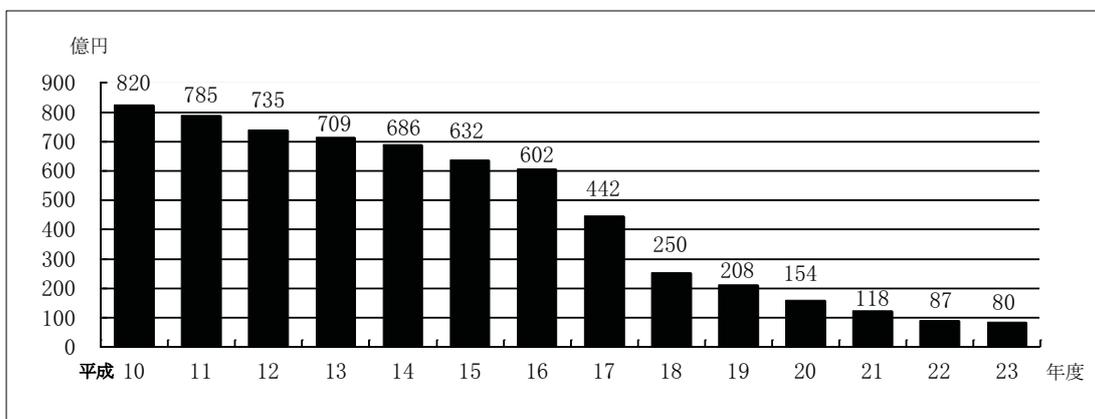
(注) 国より支給月額が高い104団体の内訳は、13道県及び91市町村である。これらのうち支給月額を平成16年度より下げた12団体の内訳は、2道県及び10市町村（11.5%）である。

## イ 職員の福利厚生事業への支出の状況

### (ア) 福利厚生事業費

地方公共団体における福利厚生事業費は、その性質から人件費の中に含まれると推測されるが、地方公共団体に係る決算統計等では福利厚生事業費として区分された数値は示されていない。ただし、地方公共団体の福利厚生事業費のうち職員互助組合等に対する補助金等交付額は、普通会計については性質別歳出決算の人件費の内訳として示されている。この普通会計の職員互助組合等補助金等の10年度から23年度までの間の推移についてみると、図21のとおり、10年度以降、一貫して減少していて、特に、17、18両年度の減少幅が大きくなっていた。

図21 普通会計の職員互助組合等補助金等の推移



出典：地方財政統計年報（総務省）

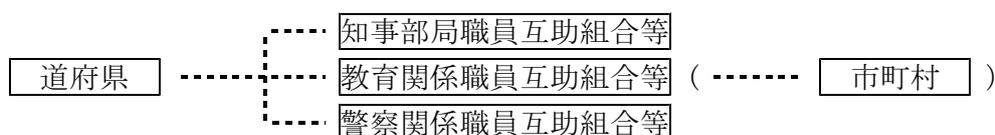
総務省は、17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、地方公共団体に対して、職員に対する福利厚生事業については、「住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること」及び「人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表すること」などの指針を示して、各地方公共団体において、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう通知している。そして、総務省は、この指針を受けて、18年度以降、毎年、地方公共団体が職員互助組合等を通じて実施する福利厚生事業について、①住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に実施されているか、②公費が支出されている福利厚生事業の実施状況等が公表されているかについて調査を実施し、「地方公共団体における福利厚生事業の状況について」を公表している。

### (イ) 職員互助組合等

会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村における職員互助組合等には様々な形態があり、おおむね次のような類型に分類される。

a 道府県の職員互助組合等

道府県においては、一般の知事部局の職員、教育関係職員、警察関係職員等の別に複数の職員互助組合等が設置され、職員は、該当する職員互助組合等に加入している。なお、教育関係職員の職員互助組合等には、道府県の教育関係職員のほかに市町村の教育関係職員が加入していることもあるため、共同の職員互助組合等の形となっていることもある。



b 市町村の職員互助組合等

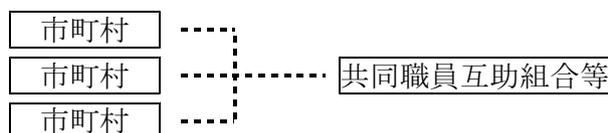
(a) 独自の職員互助組合等（以下「独自職員互助組合等」という。）が一つ設置され、職員が加入している。



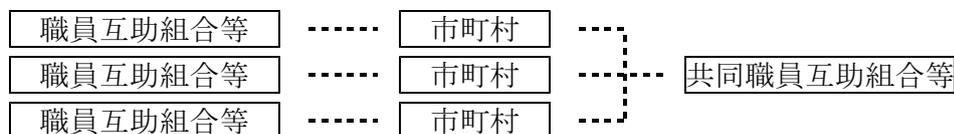
(b) 一般部局のほか、教育関係職員、交通局、水道局等の部局別に独自職員互助組合等が複数設置され、職員は、該当する職員互助組合等に加入している。



(c) 独自職員互助組合等が設置されていないが、道府県内市町村の連合会的な共同の職員互助組合等（以下「共同職員互助組合等」という。）が設置されており、職員が加入している。



(d) 独自職員互助組合等が設置されているほか、道府県内市町村の共同職員互助組合等も設置されており、職員は双方の職員互助組合等に加入している。



これらの職員互助組合等に対しては、各地方公共団体から補助金等が交付される場合がほとんどであった。会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村における職員互助組合等に対する補助金等交付額等の状況は、次のとおりとなっていた（表14及び表15参照）。

職員互助組合等での事業実施に当たっては、主に職員が拠出する掛金と事業主である各地方公共団体からの補助金等を財源としていた。23年度において、15道府県及び管内の174市町村に係る244職員互助組合等のうち146職員互助組合等に対して計25億7764万余円の補助金等が交付されており、補助金等負担率（補助金等交付額と掛金総額の合計額に占める補助金等交付額の割合をいう。以下同じ。）は25.9%となっていた。

そして、前記のとおり、地方公務員が加入する職員互助組合等には、各地方公共団体の職員のみで構成される独自職員互助組合等と各道府県内の複数の地方公共団体等の職員によって構成される共同職員互助組合等があるが、独自職員互助組合等への補助金等を減額又は廃止している地方公共団体が多く見受けられた一方、引き続き共同職員互助組合等に対して補助金等を交付している例が見受けられた。補助金等の交付を受けている134独自職員互助組合等と12共同職員互助組合等について補助金等負担率をみると、それぞれ34.2%、15.5%となっているが、上記の12共同職員互助組合等のうち、教育関係職員のみが加入する3共同職員互助組合等を除いた9共同職員互助組合等に係る構成市町村別の補助金等負担率の平均は、48.2%となっており、134独自職員互助組合等の補助金等負担率34.2%を上回っていた。

なお、15道府県及び管内の174市町村別の職員互助組合等の状況については、巻末別表2のとおりである。独自職員互助組合等のうち、4独自職員互助組合等で1億円を超える補助金等が交付されていたが、いずれも補助金等負担率は50%未満であった。

(注9) 3共同職員互助組合等 大阪府教職員互助組合、兵庫県学校厚生会、福岡県教職員互助会

(注10) 9共同職員互助組合等 北海道市町村職員福祉協会、山形県市町村職員互助会、千葉県市町村職員互助会、長野県市町村職員互助会、滋賀県市町村職員互助会、鳥取県市町村職員互助会、岡山県市町村総合事務組合、愛媛県市町村職員互助会、福岡県市町村福祉協会

(注11) 4独自職員互助組合等 札幌市職員福利厚生会、北九州市職員厚生会、福岡市職員厚生会、福岡市立学校職員互助組合

表14 検査対象地方公共団体における職員互助組合等への補助金等交付額等（平成23年度）

地方公共団体名等	職員互助組合等数	左のうち、補助金等の交付のある職員互助組合等数	補助金等交付額 (a) (円)	掛金総額 (b) (円)	補助金等負担率 a/ (a+b)	
北海道	北海道	3	0	0	3,181,123,534	0.0%
	札幌市	1	1	171,839,000	320,349,419	34.9%
	管内24市町	64	43	120,775,853	330,880,577	26.7%
山形県	山形県	3	0	0	987,624,421	0.0%
	管内9市町村	12	12	73,172,984	114,075,619	39.0%
栃木県	栃木県	3	0	0	404,741,636	0.0%
	管内9市町	8	6	46,456,924	125,301,560	27.0%
千葉県	千葉県	3	0	0	1,830,785,548	0.0%
	千葉市	3	1	12,773,885	163,007,372	7.2%
	管内11市	21	18	95,912,912	413,223,090	18.8%
山梨県	山梨県	4	0	0	411,453,528	0.0%
	管内9市町村	8	2	8,165,757	35,155,294	18.8%
長野県	長野県	3	0	0	1,118,919,851	0.0%
	管内14市町村	17	16	64,819,774	131,892,773	32.9%
静岡県	静岡県	3	0	0	1,153,568,815	0.0%
	静岡市	1	1	27,435,000	132,822,015	17.1%
	浜松市	1	1	60,340,179	106,120,871	36.2%
	管内10市町	12	5	33,987,000	214,281,508	13.6%
滋賀県	滋賀県	3	0	0	634,148,229	0.0%
	管内11市町	25	15	83,858,590	191,424,098	30.4%
大阪府	大阪府	3	0	0	3,108,339,872	0.0%
	大阪市	1	0	0	601,942,111	0.0%
	堺市	3	3	82,131,377	119,523,925	40.7%
	管内9市	11	11	156,807,003	238,325,473	39.6%
兵庫県	兵庫県	3	2	206,504,000	2,165,310,695	8.7%
	神戸市	4	1	14,507,960	473,136,723	2.9%
	管内10市	18	15	208,188,696	393,844,691	34.5%
鳥取県	鳥取県	3	0	0	301,187,032	0.0%
	管内10市町	22	17	38,720,617	49,474,087	43.9%
岡山県	岡山県	3	0	0	709,140,719	0.0%
	岡山市	1	1	55,050,195	110,817,147	33.1%
	管内8市	10	8	71,695,587	140,270,534	33.8%
愛媛県	愛媛県	3	0	0	545,975,199	0.0%
	管内11市町	19	16	129,879,463	221,654,304	36.9%
福岡県	福岡県	3	1	150,772,000	2,099,226,612	6.7%
	北九州市	2	2	173,249,772	345,744,843	33.3%
	福岡市	3	3	246,939,301	347,784,178	41.5%
	管内11市町	21	21	129,581,490	137,202,157	48.5%
宮崎県	宮崎県	3	0	0	792,152,115	0.0%
	管内8市町	8	8	114,080,151	212,692,816	34.9%
計	342(244)	230(146)	2,577,645,470	25,114,644,991	9.3%	

(注) 共同職員互助組合等については、参加している市町村ごとに集計しているため、その重複分を控除した実際の職員互助組合等数を括弧書きで示している。

表15 補助金等の交付がある146職員互助組合等の状況（平成23年度）

地方公共団体名等		補助金等交付のある職員互助組合等数	独自職員互助組合等に対する補助金等交付額(a) (円)	共同職員互助組合等に対する補助金等交付額(a') (円)	独自職員互助組合等に係る掛金総額(b) (円)	共同職員互助組合等に係る掛金総額(b') (円)	補助金等負担率 (独自) a/(a+b)	補助金等負担率 (共同) a'/(a'+b')
北海道	北海道	なし						
	札幌市	独自1	171,839,000	0	320,349,419	0	34.9%	-
	管内24市町	独自26 共同1	95,782,414	24,993,439	242,306,437	24,935,196	28.3%	50.0%
山形県	山形県	なし						
	管内9市町村	独自3 共同1	5,785,482	67,387,502	27,836,978	86,238,641	17.2%	43.8%
栃木県	栃木県	なし						
	管内9市町	独自6	46,456,924	0	121,037,150	0	27.7%	-
千葉県	千葉県	なし						
	千葉市	共同1	0	12,773,885	0	12,770,314	-	50.0%
	管内11市	独自7 共同1	61,610,676	34,302,236	145,408,701	34,317,082	29.7%	49.9%
山梨県	山梨県	なし						
	管内9市町村	独自2	8,165,757	0	18,533,477	0	30.5%	-
長野県	長野県	なし						
	管内14市町村	独自10 共同1	58,747,511	6,072,263	116,835,558	6,069,249	33.4%	50.0%
静岡県	静岡県	なし						
	静岡市	独自1	27,435,000	0	132,822,015	0	17.1%	-
	浜松市	独自1	60,340,179	0	106,120,871	0	36.2%	-
	管内10市町	独自5	33,987,000	0	76,733,775	0	30.6%	-
滋賀県	滋賀県	なし						
	管内11市町	独自8 共同1	39,866,572	43,992,018	105,402,630	43,965,835	27.4%	50.0%
大阪府	大阪府	なし						
	大阪市	なし						
	堺市	独自2 共同1	81,985,234	146,143	118,939,350	584,575	40.8%	19.9%
	管内9市	独自10 共同1	155,763,394	1,043,609	232,129,226	6,196,247	40.1%	14.4%
兵庫県	兵庫県	独自1 共同1	50,063,000	156,441,000	253,906,231	1,671,842,274	16.4%	8.5%
	神戸市	共同1	0	14,507,960	0	47,658,556	-	23.3%
	管内10市	独自8 共同1	194,798,357	13,390,339	329,526,697	43,286,864	37.1%	23.6%
鳥取県	鳥取県	なし						
	管内10市町	独自7 共同1	24,326,686	14,393,931	24,781,156	14,367,795	49.5%	50.0%
岡山県	岡山県	なし						
	岡山市	独自1	55,050,195	0	110,817,147	0	33.1%	-
	管内8市	独自5 共同1	37,309,619	34,385,968	70,112,796	61,432,276	34.7%	35.8%
愛媛県	愛媛県	なし						
	管内11市町	独自6 共同1	77,708,079	52,171,384	118,873,730	52,155,456	39.5%	50.0%
福岡県	福岡県	共同1	0	150,772,000	0	1,548,862,306	-	8.8%
	北九州市	独自2	173,249,772	0	345,744,843	0	33.3%	-
	福岡市	独自2 共同1	245,649,937	1,289,364	334,164,680	13,619,498	42.3%	8.6%
	管内11市町	独自12 共同2	73,541,984	56,039,506	76,181,664	61,020,493	49.1%	47.8%
宮崎県	宮崎県	なし						
	管内8市町	独自8	114,080,151	0	212,692,816	0	34.9%	-
計		独自134 共同12	1,893,542,923	684,102,547	3,641,257,347	3,729,322,657	34.2%	15.5%

注(1) 補助金等交付のある職員互助組合等数の欄の「独自」は独自職員互助組合等を、「共同」は共同職員互助組合等を表す。

注(2) 共同職員互助組合等に関して、千葉市、堺市、兵庫県、神戸市、福岡県、福岡市で重複があるため、合計欄の職員互助組合等数は、重複を控除した数字にしている。

注(3) 独自職員互助組合等と共同職員互助組合等を合わせた146職員互助組合等の補助金等負担率は、25.9%である。

注(4) 12共同職員互助組合等のうち、教育関係職員のみが加入する3共同職員互助組合等を除いた9共同職員互助組合等に係る82市町村の補助金等負担率の平均は、48.2%である。

(ウ) 個人に対する給付事業

地方公共団体においては、福利厚生事業として、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業が行われているが、その多くは職員互助組合等を通じて実施されている。

18年報告では、各職員互助組合等が16年度に個人に対する給付事業として退会給付金や祝い金等の現金給付、旅行券や家電製品等の物品給付等各種の事業を実施しており、多くの事業は地方公共団体からの補助金等の対象となっていたことを記述している。さらに、地方公共団体からの補助金等を伴う個人に対する給付事業のうち退会給付金について、多額の給付が行われていた事例を記述している。

補助金等が交付されている職員互助組合等が職員互助組合等を退会する者に対して支給する退会給付金については、その原資に地方公共団体からの補助金が含まれていて、社会通念上相当と認められる範囲を超えて多額の退会給付金を支給する職員互助組合等への補助金等の支給の適正性が社会的に問題となり、全国的に、職員互助組合等が支給した退会給付金に相当する支出額を返還請求することを求めた住民訴訟が提起された。

23年度に補助金等の交付を受けている前記の146職員互助組合等における個人に対する給付事業のうち、18年報告で例示した各種事業の実施状況についてみると、次のとおりとなっていた（表16参照）。

結婚祝金、弔慰金、人間ドック等助成等の給付事業のように、3割以上の職員互助組合等において引き続き実施されているものもあるが、これらの個人に対する給付金については、補助金等ではなく職員が拠出する掛金を充てている職員互助組合等も見受けられた。また、事業計画等において、地方公共団体からの補助金等は、事務費等にのみ充当することを明確にしている職員互助組合等も見受けられた。

また、146職員互助組合等のうち、退会給付金に補助金等を充当しているのは、<sup>(注12)</sup>35職員互助組合等（23.9%）であり、その内訳は、27独自職員互助組合等（134<sup>(注13)</sup>独自職員互助組合等の20.1%）、8共同職員互助組合等（12共同職員互助組合等の66.6%）となっていた。

- (注12) 27独自職員互助組合等 岩見沢市立総合病院職員福利厚生会、士別市職員福利厚生会、士別市職員福利厚生会病院支部、名寄市職員福利厚生会、名寄市立総合病院職員福利厚生会、長沼町役場福利厚生会、長沼町病院親交会、市貝町職員親睦会、八千代市職員互助会、我孫子市職員福利厚生会、南アルプス市職員互助会、飯島町職員互助会、平谷村職員互助会、草津市職員互助会、竜王町職員互助会、豊郷町職員互助会、甲良町公友会、鳥取市職員互助会、鳥取市水道局職員水和会、米子市職員互助会、倉吉市職員共済組合、大山町役場職員互助会、井原市職員互助会、市立八幡浜総合病院院友会、糸島市職員互助会、那珂川町職員互助会（福岡県）、芦屋町職員厚生会
- (注13) 8共同職員互助組合等 北海道市町村職員福祉協会、千葉県市町村職員互助会、長野縣市町村職員互助会、滋賀縣市町村職員互助会、鳥取縣市町村職員互助会、岡山市町村総合事務組合、愛媛縣市町村職員互助会、福岡縣市町村福祉協会

表16 補助金等の交付を受けている146職員互助組合等による個人に対する給付事業の実施状況（平成23年度）

事業の種類	事業の概要	独自職員互助組合等(134団体)での実施数	左のうち補助金等を充当して実施したものの数(a)	独自職員互助組合等での実施率(a)/134	共同職員互助組合等(12団体)での実施数	左のうち補助金等を充当して実施したものの数(b)	共同職員互助組合等での実施率(b)/12	
祝金	結婚祝金	職員の結婚時に給付	102	42	31.3%	9	7	58.3%
	結婚記念祝金	職員の結婚後25年目等の時期に給付	39	14	10.4%	4	4	33.3%
	出産祝金	職員、その配偶者の出産時に給付	95	36	26.8%	11	7	58.3%
	入学祝金	扶養親族の小中学校等の入学時に給付	65	20	14.9%	9	8	66.6%
	卒業祝金	扶養親族の小中学校等の卒業時に給付	22	2	1.4%	2	1	8.3%
	特別給付金	結婚祝金等の各種祝金を受けていない職員に給付	11	3	2.2%	1	1	8.3%
	就職祝金	扶養親族が高校進学せず就職した時に給付	1	0	0.0%	2	2	16.6%
	壮健・還暦等祝金	職員が55歳、60歳、70歳等になった時に給付	2	0	0.0%	1	1	8.3%
	住宅建築祝金	家屋を新築又は購入した場合に給付	2	1	0.7%	0	0	0.0%
	成人祝金	職員、その扶養親族の成人時に給付	5	2	1.4%	1	0	0.0%
	子の結婚祝金	職員の子の結婚時に給付	3	0	0.0%	0	0	0.0%
	甲慰金	死亡甲慰金	職員の死亡時に給付	113	45	33.5%	12	8
親族死亡甲慰金		職員の親族の死亡時に給付	107	41	30.5%	11	8	66.6%
見舞金	災害見舞金	家屋、家財等の被害に対する給付	74	22	16.4%	10	7	58.3%
	障害見舞金	傷病による障害が残った場合に給付	8	1	0.7%	3	1	8.3%
	傷病見舞金	傷病により退職した場合に給付	45	18	13.4%	2	0	0.0%
	特別見舞金	生活が困窮し救済が必要な場合に給付	0	0	0.0%	0	0	0.0%
永年勤続	永年勤続表彰	職員の勤続10年、20年、30年等の時期に給付	71	24	17.9%	6	4	33.3%
退会	退会給付金	職員互助組合等の退会時に在会年数等に応じた給付	96	27	20.1%	10	8	66.6%
医療	医療費助成	医療費の自己負担額に対する助成	12	6	4.4%	7	5	41.6%
	入院・療養見舞金	傷病による入院等に対する給付	49	19	14.1%	9	6	50.0%
	人間ドック等助成	人間ドック、生活習慣病検診等の受診費用を助成	77	65	48.5%	9	8	66.6%
	家政婦利用助成	入院時に家政婦を利用した場合に費用を助成	1	0	0.0%	0	0	0.0%
	鍼灸、マッサージ等助成	施術料を助成	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	メガネ購入助成	メガネ等を購入した場合に費用を助成	0	0	0.0%	0	0	0.0%
レクリエーション等	宿泊費助成	旅行による宿泊費を助成	48	25	18.6%	7	5	41.6%
	スポーツ・文化施設等利用助成	施設の利用料金を助成	42	30	22.3%	4	2	16.6%
	スポーツ観戦・芸能鑑賞等助成	入場料金を助成、利用券等の配布	51	30	22.3%	3	2	16.6%
	各種講座受講助成	通信講座等による講座の受講費を助成	15	11	8.2%	3	0	0.0%
	リフレッシュ助成	職員が30歳、40歳、50歳等になった時に旅行券等を給付	22	5	3.7%	1	1	8.3%
	研修旅行等助成	職場で実施する研修旅行等に対する助成	27	20	14.9%	3	1	8.3%
	自己啓発活動助成	自己啓発のための研修を行う職員に対する給付	12	8	5.9%	3	0	0.0%
	サークル助成	職場のスポーツ・文化サークルに対する助成	88	70	52.2%	1	1	8.3%
	親睦会等助成	忘年会等の職員の親睦に係る会合の開催に対する助成	40	24	17.9%	1	1	8.3%
	カフェテリアプラン等	毎年所定の金額の範囲内で、職員が多様な福利厚生メニューの中から選択して受ける給付	30	24	17.9%	0	0	0.0%
その他	遺児給付金	職員死亡時に18歳未満の子がある場合に給付	5	0	0.0%	3	2	16.6%
	休職給付金	職員の休職時に給付	13	2	1.4%	2	1	8.3%
	育児休業給付金	職員の育児休業時に給付	5	1	0.7%	5	2	16.6%
	介護休暇給付金	職員の介護休暇時に給付	10	0	0.0%	7	4	33.3%
	介護給付金	職員等が介護認定を受けた時に給付	1	0	0.0%	2	0	0.0%

18年報告では、地方公共団体からの補助金等を伴う個人に対する給付事業のうち、退会給付金の給付が多額となっていた事例を記述しているが、当該給付事業の実施主体である大阪府市町村職員互助会及び磐田市外2組合職員互助会の現状について示すと、次のとおりである。

<事例1>

大阪府市町村職員互助会は、大阪市を除いた大阪府内市町村の一般職員を対象とした職員互助組合等であり、平成16年度時点では、各市町村の補助金等負担率が62.2%となっており、会計実地検査の対象とした11市町の職員に対して、各市町から支給される退職手当とは別に退会給付金を65億5910万余円、退会餞別金を1789万余円支給していた。

その後、17年11月に退会給付金及び退会餞別金の支給は廃止され、同互助会は、11市町に対して、清算金43億2621万余円を返還した。一方で、同互助会に対する茨木市が支出した補助金等に係る住民訴訟について、最高裁判所が22年9月に同互助会の不当利得を認める決定を行ったことなどから、同互助会は、構成各市町村に清算金とは別に、不当利得金を分配金として支払うこととなった。同互助会は、同年11月12日に、10市（11市町のうちの美原町が堺市と合併したことにより1町減）に対して、分配金26億8147万余円を支払ったが、遅延損害金については支払うことができず、同年11月25日に、大阪地方裁判所に自己破産を申請した。なお、10市に係る破産債権の合計額は、6億5919万余円となっており、25年12月現在、破産管財人の下で破産手続中となっている。

<事例2>

静岡県磐田市は平成17年4月1日に市町村合併を行っているが、それ以前に旧磐田市には「磐田市外2組合職員互助会」が設置されており、旧磐田市の補助金等負担率は50%となっていた。市町村合併に伴って旧磐田市が消滅し、旧磐田市職員も失職することとなることから、同互助会は、規約に基づき、16年度決算に当たり、発足時から積み立ててきた積立金約11億円のうち10億円を取り崩した資金を財源として、会員の退会に係る「脱退慰労金」として、17年3月に会員1,362人に総額10億9905万余円（平均80万余円）を支給した。

しかし、磐田市は、18年10月に、同互助会の会員に支給された「脱退慰労金」の半額は公金であることなどから、脱退慰労金の支給を受け17年4月以降も引き続き在職する者に対して、支給された脱退慰労金の公費負担相当分である支給額の50%について同市に返還を求めることとし、25年4月末現在約5億円の返還手続が終了している。

(エ) 健康保険組合の保険料負担

地方公務員における医療給付等の短期給付は、地方公務員共済組合によって行われる場合がほとんどであり、地方公務員共済組合の短期給付に要する費用は、職員である組合員の掛金と地方公共団体の負担金によりそれぞれ2分の1の割合で負担することとなっている。

地方公務員等共済組合法の公布前に健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険組合を組織して当該健康保険組合を存続させない議決をしなかつ

た一部の地方公共団体については、特例として、当該健康保険組合の規約で定めるところにより、事業主である地方公共団体の負担割合を増加することができることとなっている。18年報告では、会計実地検査の対象とした地方公共団体のうち17市が健康保険組合を存続させ短期給付の一部を実施しており、17市において事業主として各市が負担する保険料の負担割合が、50%を超えて、60.0%から67.5%となっていて、市の支出により職員の保険料負担が軽減されていたことを記述している。

現在、上記17市の健康保険組合は、表17のとおり、いずれも解散し、健康保険組合で実施していた短期給付事業については、各市の職員が加入している地方公務員共済組合に引き継がれている。

なお、会計実地検査の対象としなかったその他の地方公共団体において設立されていた健康保険組合についても、その全てが22年12月までに解散したことから、職員の保険料負担の軽減を行っている地方公共団体は既になくなっている。

表17 各健康保険組合の解散の状況

健康保険組合名	解散直前の健康保険組合の組合員数	解散直前における各市の保険料負担割合	解散年月日
浜松市職員健康保険組合	5,188人	62.3%	平成 17年 7月 1日
大阪市健康保険組合	38,411人	50.0%	19年10月 1日
大阪市交通局健康保険組合	7,994人	60.9%	18年 4月 1日
大阪府市町村職員健康保険組合 (注)	74,069人	50.6%	22年12月 1日
神戸市健康保険組合	19,488人	50.0%	21年12月 1日
西宮市職員健康保険組合	3,411人	54.5%	20年 4月 1日
岡山市職員健康保険組合	7,482人	60.0%	17年 3月 1日
北九州市職員健康保険組合	11,839人	50.0%	21年12月 1日
福岡市職員健康保険組合	13,165人	50.0%	21年12月 1日

(注) 大阪府市町村職員健康保険組合については、堺市等10市(堺、池田、吹田、高槻、枚方、松原、門真、摂津、東大阪、泉南各市)のほか、大阪府内の32市町村とともに組織されていた。表中の組合員数及び保険料負担割合は42市町村全体の数である。

## ウ 職員の病気休暇等の制度の状況

### (ア) 病気休暇

国家公務員の病気休暇は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)により、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とされ、その期間は、18年報告の時点においては、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間となっていたが、23年1月に人事院規則15-14(職員の勤務時間、休

日及び休暇)が改正されて、90日間となった。

地方公共団体の中には、精神疾患等に起因する場合の病気休暇期間を別に定めている例も見受けられるが、15道府県及び管内の174市町村における23年4月1日現在の一般の傷病に起因する場合に適用される病気休暇期間についてみると、表18のとおり、12道県及び130市町村(全体の75.1%)で現在の国の制度と同様となっている一方、3府県及び44市町村で国の制度と異なっており(国が23年に制度改正(注14)するまで国と同様であった場合を含む。)、そのうちの11市(全体の5.8%)は、病気休暇期間が90日超となっても給与が減額されない制度となっていた。

(注14) 11市 旭川、江別、習志野、静岡、富士宮、伊東、島田、磐田、掛川、藤枝、袋井各市

表18 病気休暇の期間及び給与の取扱い（平成23年4月1日現在）

地方公共団体名等		国と同様の制度となっている団体の数	国の制度と異なっている団体の数	病休期間が90日超でも給与を満額支給する団体の数
北海道	北海道	1	-	-
	札幌市	1	-	-
	管内24市町	13	11	2
山形県	山形県	1	-	-
	管内9市町村	9	-	-
栃木県	栃木県	1	-	-
	管内9市町	9	-	-
千葉県	千葉県	-	1	-
	千葉市	1	-	-
	管内11市	7	4	1
山梨県	山梨県	-	1	-
	管内9市町村	-	9	-
長野県	長野県	1	-	-
	管内14市町村	14	-	-
静岡県	静岡県	1	-	-
	静岡市	-	1	1
	浜松市	-	1	-
	管内10市町	3	7	7
滋賀県	滋賀県	1	-	-
	管内11市町	9	2	-
大阪府	大阪府	-	1	-
	大阪市	-	1	-
	堺市	-	1	-
	管内9市	6	3	-
兵庫県	兵庫県	1	-	-
	神戸市	-	1	-
	管内10市	10	-	-
鳥取県	鳥取県	1	-	-
	管内10市町	10	-	-
岡山県	岡山県	1	-	-
	岡山市	1	-	-
	管内8市	8	-	-
愛媛県	愛媛県	1	-	-
	管内11市町	11	-	-
福岡県	福岡県	1	-	-
	北九州市	1	-	-
	福岡市	-	1	-
	管内11市町	9	2	-
宮崎県	宮崎県	1	-	-
	管内8市町	8	-	-
計		142	47	11

注(1) 病気休暇については、疾病等の種類によって期間が異なる団体もあるが、一般の疾病等の場合で整理している。

注(2) 国と同様の制度となっている142団体の内訳は、12道県及び130市町村である。国の制度と異なっている47団体の内訳は、3府県及び44市町村である。

(イ) 特別休暇等

国家公務員の特別休暇は、人事院規則15-14により、選挙権等の公民権の行使、証人、鑑定人等としての官公署への出頭、骨髄移植のための骨髄液の提供等18種類が定められている。

一方、15道府県及び管内の174市町村が勤務時間等に関する条例等で規定している特別休暇について、特別休暇の種類数別の該当地方公共団体数を示すと表19のとおりであり、15道府県及び165市町村は国家公務員の特別休暇の種類数を上回る特別休暇を定めていた。

休暇の条件や期間については、地方公共団体ごとに様々となっているが、このほか、職務に係る講演会へ出席する場合や厚生に関する計画に参加する場合のように休暇制度とは別に地方公務員の服務に関する制度である職務専念義務の免除により、実質的に特別休暇と同様の取扱いとなっている例もある。しかし、職務専念義務の免除の要件や職務専念義務の免除の期間について当該地方公共団体の条例等において明記されていないものも見受けられた。

表19 特別休暇の種類数別の該当地方公共団体数（平成23年4月1日現在）

地方公共団体名等		特別休暇の種類数						
		18以下	19	20	21	22	23	24以上
北海道	北海道				1			
	札幌市				1			
	管内24市町	4	2	2	4	2	4	6
山形県	山形県							1
	管内9市町村						2	7
栃木県	栃木県						1	
	管内9市町				7	2		
千葉県	千葉県							1
	千葉市		1					
	管内11市			1		3	2	5
山梨県	山梨県			1				
	管内9市町村			8	1			
長野県	長野県							1
	管内14市町村					1	3	10
静岡県	静岡県						1	
	静岡市							1
	浜松市						1	
	管内10市町						2	8
滋賀県	滋賀県							1
	管内11市町			1	4	5		1
大阪府	大阪府							1
	大阪市		1					
	堺市							1
	管内9市				1	1	2	5
兵庫県	兵庫県				1			
	神戸市	1						
	管内10市	4	2		2	2		
鳥取県	鳥取県							1
	管内10市町			1			2	7
岡山県	岡山県							1
	岡山市				1			
	管内8市			1	1	1	1	4
愛媛県	愛媛県							1
	管内11市町					1		10
福岡県	福岡県							1
	北九州市		1					
	福岡市				1			
	管内11市町			1	4		2	4
宮崎県	宮崎県							1
	管内8市町			2	3	2	1	
国より特別休暇の種類数が多い地方公共団体の計		180（15道府県及び165市町村）						

（注）特別休暇の種類数の集計に当たっては、生理休暇のように国においては病気休暇としているものを特別休暇としているものも含めている。

15道府県及び管内の174市町村における主な特別休暇の種類別の導入状況についてみると、表20のとおり、人事院規則15-14が定める国家公務員の特別休暇に相当する休暇のほとんどについては、導入率が90%を超えていた。

表20 主な特別休暇の種類別の導入団体数（平成23年4月1日現在）

主な特別休暇の種類（人事院規則15-14第22条第1項各号の該当号数）	15道府県	10政令指定都市	164市町村	計	導入率
選挙権等の公民権の行使（第1号）	13	9	159	181	95.7%
証人、鑑定人等としての官公署への出頭（第2号）	14	9	160	183	96.8%
骨髄移植のための骨髄液の提供（第3号）	15	9	162	186	98.4%
災害時における被災者等を支援するボランティア活動（第4号）	14	10	161	185	97.8%
職員の結婚（第5号）	15	10	164	189	100.0%
職員の出産（産前）（第6号）	15	10	164	189	100.0%
職員の出産（産後）（第7号）	15	10	164	189	100.0%
生後1年に達しない子の保育（第8号）	15	8	163	186	98.4%
職員の妻の出産の付添等（第9号）	15	10	164	189	100.0%
妻が産前産後期間中の男性職員の育児参加のための休暇（第10号）	15	10	122	147	77.7%
負傷又は病気の小学校就学前の子の看護（第11号）	14	10	164	188	99.4%
要介護者の介護（第12号）	15	10	149	174	92.0%
親族の死亡に伴う行事等（第13号）	15	10	164	189	100.0%
父母の追悼のための特別な行事（第14号）	13	9	153	175	92.5%
夏季における盆の行事等（第15号）	15	8	151	174	92.0%
災害により滅失等した職員の現住居の復旧作業等（第16号）	14	9	154	177	93.6%
災害、交通機関の事故等による出勤困難（第17号）	14	9	159	182	96.2%
災害時における通勤途上の危険回避（第18号）	10	3	97	110	58.2%
生理休暇	15	9	161	185	97.8%
母子保健法に基づく検診等	14	5	151	170	89.9%
妊娠中の通勤緩和	13	5	104	122	64.5%
妊娠障害	12	4	80	96	50.7%
母体・胎児の健康保持	6	2	44	52	27.5%
家族の祭日	6	2	60	68	35.9%
感染症予防	10	8	106	124	65.6%
リフレッシュ・永年勤続休暇	8	2	35	45	23.8%

（注）生理休暇以下の8休暇は、人事院規則15-14に定めのないものである。また、上記以外の特別休暇を設けている地方公共団体もある。

また、特別休暇のうち、結婚休暇及び夏季の休暇等（特別休暇としての夏季休暇と夏季休暇以外に夏季に付与される休暇等をいう。以下同じ。）の15道府県及び管内の174市町村における付与日数についてみると、表21のとおり、23年4月1日時点で、人事院規則15-14第22条で規定する付与日数（結婚休暇は連続する5日の範囲内の期間、夏季休暇は原則として連続する3日の範囲内の期間）と同じ付与日数となっているのは、結婚休暇で5道府県及び85市町村（47.6%）、夏季の休暇等で3道県及び83市町村（45.5%）であった。

表21 結婚休暇及び夏季の休暇等の付与日数の区別の該当団体数（平成23年4月1日現在）

地方公共団体名等		結婚休暇		夏季の休暇等		
		5日以内	5日超	3日以内	3日超	夏季休暇以外の夏季における休暇等の付与日数がある団体数
北海道	北海道	1	-	1	-	-
	札幌市	1	-	-	1	1
	管内24市町	16	8	18	6	-
山形県	山形県	-	1	-	1	-
	管内9市町村	5	4	4	5	2
栃木県	栃木県	-	1	-	1	-
	管内9市町	7	2	1	8	-
千葉県	千葉県	-	1	-	1	-
	千葉市	1	-	-	1	-
	管内11市	5	6	-	11	1
山梨県	山梨県	1	-	-	1	-
	管内9市町村	8	1	8	1	-
長野県	長野県	-	1	-	1	-
	管内14市町村	9	5	8	6	1
静岡県	静岡県	-	1	-	1	-
	静岡市	-	1	-	1	-
	浜松市	1	-	1	-	-
	管内10市町	3	7	7	3	-
滋賀県	滋賀県	-	1	-	1	-
	管内11市町	6	5	6	5	1
大阪府	大阪府	1	-	-	1	-
	大阪市	-	1	-	1	-
	堺市	1	-	1	-	-
	管内9市	-	9	-	9	2
兵庫県	兵庫県	1	-	-	1	-
	神戸市	-	1	-	1	-
	管内10市	6	4	-	10	1
鳥取県	鳥取県	-	1	-	1	-
	管内10市町	1	9	8	2	-
岡山県	岡山県	-	1	-	1	-
	岡山市	1	-	-	1	1
	管内8市	2	6	-	8	7
愛媛県	愛媛県	1	-	1	-	-
	管内11市町	6	5	11	-	-
福岡県	福岡県	-	1	-	1	-
	北九州市	1	-	-	1	-
	福岡市	1	-	-	1	-
	管内11市町	1	10	5	6	1
宮崎県	宮崎県	-	1	1	-	-
	管内8市町	3	5	5	3	1
計		90	99	86	103	19

(注) 結婚休暇の付与日数が5日以内の90団体の内訳は、5道府県及び85市町村、夏季の休暇等が3日以内の86団体の内訳は、3道県及び83市町村である。

(注15)

なお、結婚休暇の最長日数は10日（6市）、夏季の休暇等の最長日数は8日

(注16)  
(14市)であった。

(注15) 6市 室蘭、富士宮、伊東、摂津、鳥取、津山各市

(注16) 14市 木更津、松戸、習志野、流山、八千代、我孫子、白井、吹田、松原、門真、泉南、西宮、川西、三田各市

また、夏季の休暇等の付与日数が3日超となっている地方公共団体の中には、表21のとおり、特別休暇としての夏季休暇以外の夏季における休暇等を付与している地方公共団体が19市町あったが、その内訳としては、表22のとおり、任命権者が必要と認めるときに付与することとされている特別休暇と職務専念義務の免除として付与することとされているものがあった。

表22 19市町における夏季休暇以外の夏季における休暇等 (単位：日)

地方公共団体名	夏季休暇以外の夏季における休暇等	
	任命権者が必要と認めるときに付与することとされている特別休暇	職務専念義務の免除
札幌市	—	6
米沢市	—	3
木更津市	—	3
飯田市	—	2
湖南省	—	3
門真市	8	—
泉南市	8	—
三田市	—	8
岡山市	4	—
倉敷市	5	—
津山市	5	—
笠岡市	5	—
井原市	4	—
新見市	4	—
備前市	4	—
真庭市	5	—
八女市	5	—
延岡市	—	5
高島町	—	2

(注) 米沢市、木更津市、飯田市、湖南省及び高島町においては、夏季休暇以外の夏季における休暇とは別に、条例等で特別休暇としての夏季休暇について規定されている。

## エ 住民に対する開示・公表の状況

会計検査院は、18年報告において、地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度については、各地方公共団体において、これら事項の具体的内容や実施状況等を住民に対してより積極的に開示し公表することが求められるとの所見を記述している。

会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村の全てが、25年12月末現

在で、上記に関して何らかの開示・公表を行っており、総務省においても、次のとおり、全国の地方公共団体に係る各種の調査結果を公表している。

(ア) 特殊勤務手当等の支給について

特殊勤務手当については、総務省の地方公共団体給与情報等公表システムにより、全ての地方公共団体の特殊勤務手当の名称、対象業務、支給単価、全体としての特殊勤務手当支給額等を総務省が示している共通の書式を使うなどして公表している。

しかし、当該書式では、手当別の支給額を把握することができないため、特殊勤務手当のうち、どの手当の支給額が多額となっているのかといったことや、国家公務員に設けられていない手当等の支給額等の実態がどのようになっているかということを確認するのは困難な状況となっていた。

(イ) 福利厚生事業への支出について

福利厚生事業への支出については、毎年、全国の地方公共団体における職員互助組合等に対する補助金等の交付状況等を「地方公共団体における福利厚生事業の状況について」により公表している。

しかし、上記の公表資料では、共同職員互助組合等に対する補助金等交付額等を把握することができないため、補助金等の交付を受けている共同職員互助組合等の状況を確認するのは困難な状況となっていた。

(ウ) 病気休暇等の制度について

病気休暇等の制度については、毎年、「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」により公表しており、1回の病気休暇の上限期間の状況や主な特別休暇等の状況等が示されている。

しかし、上記の公表資料では、特別休暇としての夏季休暇以外の夏季における休暇等の日数を把握することができないため、実際に夏季の休暇等としてどの程度の日数が付与されているのかを確認するのは困難な状況となっていた。

このように、総務省は、全国の地方公共団体に係る各種の調査結果を地方公共団体給与情報等公表システム等により開示し公表しているが、各地方公共団体においては、その住民に対する十分な説明責任を果たすために上記の(ア)から(ウ)までのように総務省の調査によっては把握することができない個別の状況の開示・公表も含めて、開示・公表に当たり更に一層の工夫や検討が求められる。

## 4 所見

### (1) 検査の状況の概要

#### ア 地方財政計画と国の予算との関連等

地方財政計画では、地方団体の歳入歳出総額の見込額を算定する過程において、歳入総額が歳出総額を下回り財源不足が見込まれる場合には、財源不足の額を地方交付税の増額、地方債の増額等により補填する措置である地方財政対策が講じられる。財源不足の額のうち通常収支の不足分は、建設地方債である財源対策債等により補填する額を除いた額を国と地方が折半して負担するとされ、国負担分は国の一般会計からの加算措置（臨時財政対策特例加算）により、地方負担分は特例地方債（臨時財政対策債）により補填する措置が講じられている。21年度以降は、臨時財政対策特例加算とは別枠で国の一般会計から加算する別枠加算の措置が講じられている。

地方交付税総額に占める国の一般会計からの加算措置の状況をみると、21年度における臨時財政対策特例加算の額は2兆5553億円、別枠加算の額は1兆円、計3兆5553億円であり、24年度における臨時財政対策特例加算の額は3兆8361億円、別枠加算の額は1兆0500億円、計4兆8861億円と一般会計からの多額の加算措置が継続している。

#### イ 地方財政計画額と決算額とのかい離

総務省は、地方財政計画額と決算額について一定の修正を行った上で毎年度の比較をしており、これによると地方財政計画額（歳出）と決算額（歳出）とのかい離の状況は、17年度から19年度にかけてのかい離の一体的是正により、17年度から20年度までは2兆円を下回っていた。しかし、その後一般行政経費のかい離額が大きくなるなどして、歳出総額のかい離額は、21年度には3兆円を超えて、22年度には5兆円を超えていた。また、一般行政経費のかい離の状況は、10年度から19年度までは縮小の傾向にあったが、20年度から拡大しており、22年度は6兆円を超えていた。

#### ウ かい離の要因分析

総務省は、一定の修正を行った上で地方財政計画額（歳出）と決算額（歳出）を比較しているが、恒常的に決算額が地方財政計画額を上回っている。その要因として、この比較において、①歳出において地方財政計画に計上されていない基金の取崩額相当分について、基金の取崩額がどの歳出区分において歳出に充てられたかを

特定することができないため、決算額から控除していないこと、②地方財政計画には計上されない超過課税及び法定外税について、決算額（歳出）ではこれらを財源とした歳出額があるものの、この歳出額を特定することができないため、決算額から控除していないこと、③実質的な歳入歳出とはいえない年度内貸付けを含む貸付金について、地方財政計画に計上される額が決算額に比べて少額であることが考えられる。

#### エ 地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度

全国の地方公共団体の普通会計における特殊勤務手当の23年度の支給額は、16年度の支給額と比べて減少しているが、地方公共団体によっては、教育関係の特殊勤務手当の支給額が増加している。自宅所有者に対する住居手当については、会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村のうち5府県は23年3月までに人事委員会から廃止の勧告を受けていたが、23年度においても経過措置等で支給を継続していた。また、自動車等を使用する場合の通勤手当については、会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村のうち13道県及び91市町村において、通勤距離に応じた支給月額が国家公務員の支給月額を上回っていた。

全国の地方公共団体の普通会計性質別決算における福利厚生事業費のうち職員互助組合等に対する補助金等の額は、10年度以降、一貫して減少していて、特に、17、18両年度の減少幅が大きくなっていた。会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村から職員互助組合等に対して交付された補助金等の交付額は、23年度は25億7764万余円であり、補助金等負担率は25.9%となっていた。また、独自職員互助組合等への補助金等を減額又は廃止している地方公共団体が多く見受けられた一方、引き続き共同職員互助組合等へ補助金等を交付している例も見受けられた。また、35職員互助組合等においては、補助金等を退会給付金に充当していた。そして、医療給付等の短期給付に係る職員の保険料負担を国家公務員や地方公務員の共済組合における50%の負担割合より軽減していた17市の健康保険組合は、22年12月までにその全てが解散していた。

病気休暇の制度については、国家公務員に適用される病気休暇期間である90日を超えても給与が減額されない状況が会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村のうち11市において見受けられた。また、特別休暇としての夏季休暇以外

の夏季における休暇等を付与している例が見受けられた。

#### オ 住民に対する開示・公表の状況

地方公務員の特殊勤務手当等の状況について、会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村の全てで何らかの開示・公表を行っており、総務省においても地方公共団体給与情報等公表システム等で各種情報を開示し公表している。しかし、その内容には、特殊勤務手当別の支給額、共同職員互助組合等に対する補助金等交付額、特別休暇としての夏季休暇以外の夏季における休暇等を付与している場合の付与日数といった情報が含まれていない状況となっていた。

#### (2) 所見

地方財政は、リーマン・ショック後の経済危機の影響を引き続き受け、地方税収が十分な水準まで回復しない中、国の一般会計からの加算措置等による地方交付税の増額が継続している状況にあり、日本経済の再生と財政健全化の両立を実現するためには、地方においても財政を健全化し自立を促進することなどが求められている。そして、総務省は、財政健全化は、国・地方共通の重要な課題であるとして、国・地方の信頼関係及び適正な財政秩序を維持しつつ、改革に取り組むこととしている。

一方、地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度について、総務省は、各地方公共団体においてより積極的な行政改革の推進及びその状況の公表がなされるよう取組を行っている。

総務省においては、今回の会計検査院の検査結果を踏まえて、次の点に留意して、現在進めている取組をより実効のあるものにしていくことが重要である。

ア 地方財政計画は、国の予算編成と関連して策定されることにより、地方財政と国家財政との整合性を確保する意義や役割があるとされており、地方財政計画額をどのように見込むかは、財源不足の額に影響を及ぼし、ひいては国の一般会計の負担による地方交付税の加算額にも影響を及ぼす可能性がある。このため、その見込みが適切であったかについての事後的な検証、特に、所要経費の積上げではなくその総額が枠として計上される項目のある歳出総額についての事後的な検証が重要となり、その検証のためには地方財政計画額と決算額を比較してそのかい離の状況を把握することが有効である。総務省は、一定の修正を行った上で地方財政計画額と決算額との比較を行い、かい離の状況を公表しており、このかい離の状況は後年度における地方財政計画の総額、ひいては地方交付税総額に係る議論にも影響すること

が想定される。

総務省は、これまでも地方財政計画の合理化、適正化に努めてきており、地方財政計画額（歳出）と決算額（歳出）とのかい離額は一旦縮小したものの、21年度以降拡大している。そして、地方財政計画と普通会計決算との比較については、現行の比較においては全体として決算額（歳出）が地方財政計画額（歳出）を上回る結果となっているが、基金取崩額、超過課税等及び貸付金に係るかい離のように決算額が地方財政計画額を上回る要因があることに留意が必要である。

したがって、地方財政計画額と決算額とのかい離の要因についてその全てを把握することは困難であるが、総務省において、これらの現状を踏まえて、地方財政計画の妥当性の検証に当たっては、引き続きかい離の把握に努めるとともに、かい離の状況の公表に当たっては、地方財政計画に計上されている内容と普通会計決算に計上されている内容の差異、決算額（歳出）が地方財政計画額（歳出）を上回る要因等の有用な情報の提供を行うことで、より透明性の確保を図ることが求められる。

イ 地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度については、地方自治の本旨に基づき、各地方公共団体においてその住民の意思に基づいて決定されるべきものである。

これらの事項については、各地方公共団体においてその状況の公表が行われるよう総務省においても取組がなされており、各地方公共団体において、国における制度の見直しや時代の変化を踏まえて必要性及び妥当性を継続的に点検し、住民の理解が得られるものとなるよう見直しを実施するとともに、これらの事項の具体的な内容や実施状況等を住民に対して、より一層積極的に開示して公表することが求められる。

会計検査院としては、今後の地方財政やこれを取り巻く状況、具体的には、国の予算と密接な関係を有する地方財政計画の策定の状況や、地方公務員の特殊勤務手当等の状況及びその情報の開示、公表等の動向も踏まえつつ、地方公共団体の決算の状況について引き続き検査していくこととする。

## 別 表 目 次

別表1	検討を要するとされた特殊勤務手当（平成23年度）	65
	①国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当	65
	②他の手当、給料との重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当	82
	③月額支給等となっている特殊勤務手当	85
別表2	職員互助組合等に対する補助金等交付額等の状況	91

別表1 検討を要するとされた特殊勤務手当(平成23年度)  
①国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当

北海道	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
北海道	とちく検査等業務手当	143,400	
	犬取扱等業務手当	154,620	
	公害防止作業手当	184,620	
	農業技術等指導訓練手当	11,055,000	
	消防訓練指導手当	865,050	
	実習船実習指導手当	7,111,580	
	病理細菌等業務手当	839,820	
	医学研究調査手当	220,735,454	
	多学年学級担当手当	62,702,031	
	通信教育指導手当	44,499,610	
	舎務手当	7,702,110	
	兼務手当	29,730,400	
	農業水産実習指導手当	2,706,400	
	教員特殊業務手当	1,998,276,800	
	教育業務連絡指導手当	283,031,800	
	介護業務手当	4,742,900	
	銃器犯罪捜査従事手当	0	
	清掃等作業手当	2,513,220	
	清掃等作業手当(単労)	42,712,320	
	下水処理等作業手当	2,914,250	
下水処理等作業手当(単労)	7,772,244		
除雪手当	42,550		
ハイリスク分娩業務手当	7,530,000		
緊急出勤手当	338,700		
教育業務連絡指導手当	2,167,400		
教員特殊業務手当	38,602,800		
兼務手当	2,049,600		
定時制通信教育手当	13,513,327		
教員特殊業務手当	9,968,200		
教育業務連絡指導手当	268,400		
緊急診療待機手当	7,453,640		
地域医療手当	164,655,000		
医師等派遣手当	4,542,000		
分娩手当	0		
札幌市	不快業務手当	14,806	
	医師業務手当	1,200,000	
	調査研究手当	2,400,000	
	保健所診療業務手当	2,400,000	
	週休日等通勤費(企業職員以外)	41,090	
	企業職員医師業務手当(調査研究)	52,800,000	
	企業職員医師業務手当(医療業務)	36,220,500	
	企業職員医師業務手当(往診)	620,750	
	企業職員医師業務手当(日直勤務)	2,400,000	
	企業職員医師業務手当(宿日直勤務)	10,190,000	
	企業職員医師業務手当(呼出し)	32,935,000	
	企業職員医師業務手当(緊急手術)	7,700,000	
	企業職員医師業務手当(市内待機)	13,900,000	
	企業職員医師業務手当(術後回診等)	9,525,000	
	企業職員医師業務手当(透析診療)	2,360,000	
	企業職員医師業務手当(保健所検診)	0	
	企業職員医師業務手当(診断書作成)	6,478,405	
	企業職員医師業務手当(兼務診療)	655,000	
	週休日等通勤費(病院)	1,250,475	
	企業職員医師業務手当(管理者が特に認める勤務)	184,639,113	
	企業職員医事手当	0	
	企業職員不快業務手当	11,600	
	週休日等通勤費(水道)	0	
	函館市	じん芥処理業務手当	6,173,870
		社会福祉業務手当	13,223,130
		出張滞納整理業務等手当	736,050
		消防活動等手当	32,878,470
		自動車分解整備手当	0
		勤務時間等特殊手当	2,078,770
高圧電気取扱手当		410,400	
動物飼育等業務手当		2,481,740	
病院等医療業務手当		18,128,880	
臨床検査業務手当		2,067,200	
分娩業務手当		649,000	
緊急呼出手当		1,192,000	
高圧電気取扱手当(病院)		93,800	
救急勤務医手当		27,755,000	
外勤滞納整理業務手当		433,650	
毒劇物取扱手当		94,800	
交替勤務手当		762,120	
酸素欠乏現場作業手当		300	
下水処理場施設内作業手当		397,200	
緊急出勤手当		119,000	
高圧電気取扱手当(下水)		0	
簡易水道施設等作業手当		26,400	
小樽市		不快業務手当	14,806
		医師業務手当	1,200,000
		調査研究手当	2,400,000
		保健所診療業務手当	2,400,000
		週休日等通勤費(企業職員以外)	41,090
		企業職員医師業務手当(調査研究)	52,800,000
	企業職員医師業務手当(医療業務)	36,220,500	
	企業職員医師業務手当(往診)	620,750	
	企業職員医師業務手当(日直勤務)	2,400,000	
	企業職員医師業務手当(宿日直勤務)	10,190,000	
	企業職員医師業務手当(呼出し)	32,935,000	
	企業職員医師業務手当(緊急手術)	7,700,000	
	企業職員医師業務手当(市内待機)	13,900,000	
	企業職員医師業務手当(術後回診等)	9,525,000	
	企業職員医師業務手当(透析診療)	2,360,000	
	企業職員医師業務手当(保健所検診)	0	
	企業職員医師業務手当(診断書作成)	6,478,405	
	企業職員医師業務手当(兼務診療)	655,000	
	週休日等通勤費(病院)	1,250,475	
	企業職員医師業務手当(管理者が特に認める勤務)	184,639,113	
企業職員医事手当	0		
企業職員不快業務手当	11,600		
週休日等通勤費(水道)	0		
旭川市	じん芥処理業務手当	6,173,870	
	社会福祉業務手当	13,223,130	
	出張滞納整理業務等手当	736,050	
	消防活動等手当	32,878,470	
	自動車分解整備手当	0	
	勤務時間等特殊手当	2,078,770	
	高圧電気取扱手当	410,400	
	動物飼育等業務手当	2,481,740	
	病院等医療業務手当	18,128,880	
	臨床検査業務手当	2,067,200	
	分娩業務手当	649,000	
	緊急呼出手当	1,192,000	
	高圧電気取扱手当(病院)	93,800	
	救急勤務医手当	27,755,000	
	外勤滞納整理業務手当	433,650	
	毒劇物取扱手当	94,800	
	交替勤務手当	762,120	
	酸素欠乏現場作業手当	300	
	下水処理場施設内作業手当	397,200	
	緊急出勤手当	119,000	
	高圧電気取扱手当(下水)	0	
	簡易水道施設等作業手当	26,400	

北海道	特殊勤務手当名	支給総額(円)
室蘭市	東京事務所勤務手当	504,000
	車両整備作業手当	39,960
	医療判定業務手当	704,000
	年未年始勤務手当	370,450
	日曜勤務手当	84,600
	消防業務手当	2,583,860
	徴収手当	217,800
	交替勤務手当	0
	配水池、ポンプ場等従事者手当	265,200
	下水道作業手当	233,340
	年未年始勤務手当(病院)	1,029,200
	認定看護師手当	0
	緊急診療呼出等手当	70,824,680
	医療研究手当	303,592,637
	臨床研修指導医等手当	2,030,000
	応援診療手当	1,700,000
	特殊勤務手当(変死体の収容)	0
	特殊勤務手当(生保現業業務)	1,449,663
	特殊勤務手当(じん芥作業)	424,800
	特殊勤務手当(じん芥処理センター事務)	60,000
特殊勤務手当(犬の捕獲)	0	
特殊勤務手当(浄安殿火葬場)	0	
教員特殊業務手当(修学旅行等)	727,600	
教員特殊業務手当(部活動)	4,375,200	
教育業務連絡指導手当	306,000	
特殊勤務手当(救急急病当番医)	0	
特殊勤務手当(死体解剖)	34,000	
特殊勤務手当(市立総合病院)	171,793,641	
特殊勤務手当(市立栗沢病院)	2,100,000	
特殊勤務手当(宿直又は日直)	2,440,000	
特殊勤務手当(呼出)	46,972,246	
特殊勤務手当(待機)	3,645,000	
特殊勤務手当(分娩業務)	1,600,000	
岩見沢市	夜間手術手当	185,000
	病棟IC手当	2,560,000
	医師指導管理手当	5,350,000
	書類手当	1,840,800
	治験手当	515,200
	待機手当	12,324,000
	医学調査研究手当	131,260,128
	透析手当	0
	休日検診加算	0
	年未年始加算	220,000
	搬送手当	300,000
	指導医手当	1,950,000
	入院手当	8,640,000
	特別診療手当	53,980,000
	業務手当(援護)	3,187,500
	業務手当(薬品取扱)	50,400
	修理作業従事手当(廃棄物)	265,600
	修理作業従事手当(消防)	5,700
	出勤手当	6,973,500
	出勤待機手当	13,518,400
はしご車搭乗手当	27,000	
屋外業務手当	2,852,750	
特殊自動車等運転手当(グレーダー等・ダンプカー等)	81,850	
野犬掃討従事手当	2,000	
夜間緊急出勤手当	0	
屋外業務手当(上下水道)	674,500	
停止処分従事手当	1,624,800	
保全緊急出勤手当	93,750	
危険作業手当	3,794,000	
中休手当	79,100	
業務手当(自動車運送)	0	
屋外業務手当(自動車運送)	0	
業務手当(病院事業)	9,132,900	
医務手当	304,959,028	
時間外診療手当	1,635,300	
緊急出勤手当(医師)	33,881,000	
緊急出勤手当(その他の職員)	98,200	
緊急出勤待機手当	5,320,800	
留萌市	夜間手術手当	185,000
	病棟IC手当	2,560,000
	医師指導管理手当	5,350,000
	書類手当	1,840,800
	治験手当	515,200
	待機手当	12,324,000
	医学調査研究手当	131,260,128
	透析手当	0
	休日検診加算	0
	年未年始加算	220,000
	搬送手当	300,000
	指導医手当	1,950,000
	入院手当	8,640,000
	特別診療手当	53,980,000
	業務手当(援護)	3,187,500
	業務手当(薬品取扱)	50,400
	修理作業従事手当(廃棄物)	265,600
	修理作業従事手当(消防)	5,700
	出勤手当	6,973,500
	出勤待機手当	13,518,400
はしご車搭乗手当	27,000	
屋外業務手当	2,852,750	
特殊自動車等運転手当(グレーダー等・ダンプカー等)	81,850	
野犬掃討従事手当	2,000	
夜間緊急出勤手当	0	
屋外業務手当(上下水道)	674,500	
停止処分従事手当	1,624,800	
保全緊急出勤手当	93,750	
危険作業手当	3,794,000	
中休手当	79,100	
業務手当(自動車運送)	0	
屋外業務手当(自動車運送)	0	
業務手当(病院事業)	9,132,900	
医務手当	304,959,028	
時間外診療手当	1,635,300	
緊急出勤手当(医師)	33,881,000	
緊急出勤手当(その他の職員)	98,200	
緊急出勤待機手当	5,320,800	
苫小牧市	夜間手術手当	185,000
	病棟IC手当	2,560,000
	医師指導管理手当	5,350,000
	書類手当	1,840,800
	治験手当	515,200
	待機手当	12,324,000
	医学調査研究手当	131,260,128
	透析手当	0
	休日検診加算	0
	年未年始加算	220,000
	搬送手当	300,000
	指導医手当	1,950,000
	入院手当	8,640,000
	特別診療手当	53,980,000
	業務手当(援護)	3,187,500
	業務手当(薬品取扱)	50,400
	修理作業従事手当(廃棄物)	265,600
	修理作業従事手当(消防)	5,700
	出勤手当	6,973,500
	出勤待機手当	13,518,400
はしご車搭乗手当	27,000	
屋外業務手当	2,852,750	
特殊自動車等運転手当(グレーダー等・ダンプカー等)	81,850	
野犬掃討従事手当	2,000	
夜間緊急出勤手当	0	
屋外業務手当(上下水道)	674,500	
停止処分従事手当	1,624,800	
保全緊急出勤手当	93,750	
危険作業手当	3,794,000	
中休手当	79,100	
業務手当(自動車運送)	0	
屋外業務手当(自動車運送)	0	
業務手当(病院事業)	9,132,900	
医務手当	304,959,028	
時間外診療手当	1,635,300	
緊急出勤手当(医師)	33,881,000	
緊急出勤手当(その他の職員)	98,200	
緊急出勤待機手当	5,320,800	

北海道	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
芦別市	社会福祉業務手当	330,000	
	医学調査研究手当	41,256,000	
	救急呼出待機手当	4,172,800	
江別市	夜間特殊業務手当	4,621,000	
	環境衛生業務手当	5,200	
	社会福祉業務手当(生活保護関係)	405,000	
	社会福祉業務手当(行旅病人及び死亡人関係)	0	
	医療業務手当(精神科病棟勤務)	897,600	
	医療業務手当(病理検査又は細菌検査の業務)	898,500	
	医療業務手当(診療業務及び医学の調査研究)	131,761,786	
	医療業務手当(分娩業務)	19,500,000	
	医療業務手当(緊急診療業務のために出勤)	21,931,500	
	医療業務手当(緊急診療業務のため自宅待機)	20,792,000	
	医療業務手当(救急指定日に救急診療に従事)	6,320,000	
	医療業務手当(休日当番日に当番診療に従事)	3,200,000	
	水道下水道業務手当(浄水場等の設備機器の維持管理等)	1,800	
	水道下水道業務手当(浄化センターの設備機器の維持管理等)	416,500	
	消防業務手当(火災その他の災害現場に出勤関係)	2,405,700	
	消防業務手当(救急出動関係)	3,173,750	
	消防業務手当(深夜勤務)	3,405,300	
	清掃業務手当(ごみの収集作業)	0	
	清掃業務手当(破碎機等の機器内設備の検査等の作業)	0	
	清掃業務手当(ごみの分別等の作業)	0	
	清掃業務手当(特殊車両の運転に従事)	0	
	清掃業務手当(動物の死体処理作業)	45,630	
	赤平市	社会福祉に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当(生活保護法に定める現業事務)	240,000
		消防職員の特殊勤務手当(火災出動等)	97,200
		消防職員の特殊勤務手当(救急出動)	267,250
		消防職員の特殊勤務手当(救急業務に従事し、死亡人又は重傷人を取り扱う場合)	47,000
		その他特殊な業務等に従事する職員の特殊勤務手当	108,018
社会福祉に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当(直接介護及び助言指導に従事)		537,666	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当(医師)		35,070,000	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当(人工透析に従事)		3,060,000	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当(自宅待機午前8時から午後4時30分までの場合)		222,750	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当(自宅待機正午から午後4時30分までの場合)		401,625	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当(自宅待機午後4時30分から翌日午前8時までの場合)		1,026,000	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当(職場待機午前8時から正午までの場合)		803,250	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当(待機中に呼出しを受け正規の勤務時間外に業務に従事)		138,880	
保健衛生業務又は清掃業務に従事する職員の特殊勤務手当		0	
士別市		徴収業務等手当	335,100
	社会福祉業務手当	156,000	
	緊急呼出手当1	33,000	
	清掃業務手当	267,500	
	野犬掃討業務手当	5,500	
	危険動物等取扱手当	5,000	
	死後処理手当	0	
	救急診療業務	3,576,400	
	緊急呼出手当2	1,595,000	
	入牧家畜管理業務手当	4,200	
	診療業務手当	0	
名寄市	医務手当	11,007,300	
	医学調査研究手当	24,084,000	
	危険または不快業務手当	186,100	
	危険動物駆除業務手当	83,100	
	医学調査研究手当	123,970,000	
	透析業務手当	619,500	
	精神科病棟勤務手当	1,137,500	
	感染症病床患者看護手当	0	
	医師特殊業務手当	86,273,431	
	往診業務手当	2,235,000	
三笠市	院外派遣業務手当	15,928,500	
	医師待機手当	9,557,500	
	産業医手当	480,000	
	待機手当	4,740,000	
	緊急呼出手当	2,256,000	
	認定看護師手当	0	
	学科長等手当	1,800,000	

北海道	特殊勤務手当名	支給総額(円)
三笠市	救急業務出動手当	414,750
	宿日直加重手当	6,549,700
	休日救急業務待機手当	563,000
	救急呼出手当	1,980,000
	透析手当	2,688,000
	往診手当	11,830
	医学研究手当	54,360,000
	老人福祉施設診療手当	1,880,000
	産業医手当	720,000
	整形外科手当	1,322,000
千歳市	麻酔科手当	480,000
	特殊勤務手当(遭難救助等の業務に従事)	70,000
	特殊勤務手当(災害、救助出動等の業務に従事)	2,737,000
	特殊勤務手当(国の機関等に派遣する職員への手当)	0
	医療看護手当(職員の各役職に応じて支給される手当)	24,206,000
	医療看護手当(定率の場合)	20,615,816
	医療看護手当(分娩に従事)	6,620,000
	医療看護手当(時間外に手術の場合)	14,630,302
	医療看護手当(時間外だが手術なしの場合)	19,075,500
	医療看護手当(当番医)	5,521,300
	医療看護手当(救急対応)	4,831,000
	医療看護手当(休日に人工透析)	320,000
	病院待機手当(医師が勤務時間外に待機の場合)	10,448,900
	調査研究手当	29,150,400
医療看護手当(当番日に勤務)	18,400	
滝川市	医療看護手当(助産師)	1,030,000
	病院待機手当(医師以外の職員が勤務時間外に待機の場合)	4,448,550
	保健衛生業務手当	19,800
	建設業務手当	0
	一般特殊業務手当	764,096
	医学研究手当	153,842,000
	医務手当	4,473,000
	嘱託医手当	764,873
	検査業務手当	712,800
	看護業務等手当	53,797,430
砂川市	救急業務手当	15,558,900
	教員特殊業務手当	9,118,000
	教育業務連絡指導手当	334,200
	講師手当	336,600
	病院勤務手当	5,417,750
	診療手当	358,299,610
	徴収手当	264,000
	福祉事務手当	312,000
	野犬掃討業務手当	0
	検診介助手当	0
深川市	緊急診療待機手当	7,591,500
	助産師介助手当	408,000
	野犬掃討等従事手当	45,500
	福祉外勤業務手当	311,000
	早朝勤務手当	155,100
	派遣手当	120,000
	診療特別手当	102,150,000
	当番医業務手当	1,142,400
	講師及び実習指導手当	874,050
	緊急診療業務手当	4,862,100
富良野市	救急医療業務手当	8,500,000
	社会福祉業務従事職員手当	0
	ごみ処理業務手当	0
	製造及び研究業務手当	0
	清掃業務手当	0
	教務従事職員手当	0
	その他特殊な業務に従事する職員手当	0
	上水道水源送水場の業務に従事する職員の特殊勤務手当	0
	検針集金業務手当	0
	夜間緊急業務手当	0

北海道	特殊勤務手当名	支給総額(円)
北広島市	行旅死病人取扱従事手当	3,000
	消防業務手当	2,068,450
	野犬掃とう業務手当	4,000
	災害応急対策等派遣手当(普通)	0
	災害応急対策等派遣手当(公営)	0
八雲町	汚物処理事業手当	0
	牧場作業手当	17,480
	税務等手当	26,800
	消防業務手当	815,050
	災害救急業務手当	932,800
	行旅死亡人等取扱従事手当	0
	家畜伝染病防疫等業務手当	2,610
	指導船等乗組乗務手当	0
	地籍調査等作業手当	0
	出張診療業務手当	7,405,000
	早朝出勤手当	179,100
	手術手当	0
	緊急診療待機手当	4,117,500
	潜水作業手当	18,000
	往診手当	0
	医師研究手当	3,030,000
	診療業務手当	148,491,992
せたな町	教員特殊業務手当	339,400
	医師手当	6,000,000
	救急車同乗手当	0
	往診手当	0
	救急待機手当	860,000
長沼町	集団検診手当	0
	火葬作業手当	48,000
	町税等強制処分手当	0
	特殊病棟勤務手当	341,800
	医学研究調査手当	9,040,000
下川町	往診手当	544,240
	手術手当	1,318,566
	分べん介助手当	0
	危険を伴う業務等に従事する者に対する手当	0
	知的障害者支援施設勤務手当	1,862,000
白老町	往診手当	52,990
	医学研究調査手当	8,820,000
	検査物取扱手当	120,000
	特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター勤務手当	2,592,000
	手術手当	0
	伝染病処理手当	0
	消防業務手当	177,000
	隔日勤務手当	2,952,000
	消防出勤手当	1,275,200
	学校医手当	60,000
	学校薬剤師手当	0
医療研究手当	8,400,000	
手術手当	491,768	
細菌検査手当	60,000	
危険手当	0	
<b>北海道</b>	<b>17手当</b>	<b>2,674,481,595</b>
<b>札幌市</b>	<b>11手当</b>	<b>120,156,411</b>
<b>管内24市町</b>	<b>306手当</b>	<b>3,647,051,081</b>
<b>合計</b>	<b>334手当</b>	<b>6,441,689,087</b>

山形県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
山形県	県税事務に従事する職員の特殊勤務手当	6,711,250
	社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	4,622,600
	消防訓練指導に従事する職員の特殊勤務手当	89,280
	野犬捕獲作業等に従事する職員の特殊勤務手当	45,000
	精神保健および精神障がい者福祉に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当	410,060
	環境保全に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当	458,850
	職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当	25,415,127
	と畜業務に従事する職員の特殊勤務手当	44,550
	農業大学校に勤務する職員の特殊勤務手当	3,926,706
	病害虫防除所に勤務する職員の特殊勤務手当	2,636,370
	特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当	379,673,600
	高等学校の課程を兼務する学校職員の特殊勤務手当	0
	定時制高等学校の夜間勤務に従事する学校職員の特殊勤務手当	263,500
	多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当	26,379,540
	教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当	63,496,400
	危険作業手当	3,437,000
	汚物等処理事業手当	47,600
	分べん介助・診療応援手当	9,730,000
	教員特殊業務手当	5,506,000
	教育業務連絡指導手当	403,800
	動産等差押手当	531,600
	行旅死亡人取扱手当	120,000
	社会福祉業務手当	165,500
	ごみ及びし尿直接接処理業務手当	2,492,800
	焼却炉等清掃手当	1,239,700
	医務手当	122,442,200
	特殊自動車運転手当	1,040
清掃工場等夜間勤務手当	2,499,200	
機関員手当	871,200	
夜間守衛業務手当	430,200	
消防感染危険手当	430,200	
電気取扱手当	198,940	
停水処分手当	2,040,000	
し尿直接接処理業務手当	3,200	
米沢市	税等徴収手当	613,200
	清掃等作業手当	1,800
	福祉業務手当	268,500
	下水道マンホール内作業手当	0
	特別天然記念物保護手当	17,000
	清掃等作業手当(技能)	0
	給水停止手当	0
	水道料金等徴収手当	0
	危険作業手当	0
	浄水作業手当	0
	水道施設維持業務手当	661,600
	職務手当	110,064,600
	分娩介助手当	4,430,000
	緊急入院業務手当	2,698,000
	医療相談業務手当	5,100
特殊自動車運転業務手当(病院)	2,600	
鶴岡市	行旅死亡人等取扱手当	0
	動物死体収容処理業務手当	28,650
	動物死体収容処理業務手当(技能)	79,350
	焼却炉等清掃業務手当	314,000
	夜間特殊業務手当	0
	研究手当	126,935,000
	診療手当	116,508,000
	ハイリスク分娩手当	1,659,000
	新生児医療手当	286,656
	救急勤務医手当	7,132,000
	行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	8,000
酒田市	家畜等屍体処理手当	33,300
	教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当	332,200
	特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当	3,177,000
	収集業務手当	0
	特殊自動車業務手当	133,650
	医務手当	5,520,000
	医師特別手当	10,200,000
	医師研究手当	6,480,000

山形県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
金山町	研修手当	14,400,000
	医師手当	13,320,000
最上町	精神障害者護送手当	0
	医師手当	19,464,000
	精神障害者護送手当(技能労務)	0
真室川町	医師研究手当	24,600,000
大蔵村	研修手当	7,200,000
	医師手当	10,924,176
高島町	税務手当	0
	福祉手当	0
	窓口勤務手当	0
	保育業務手当	0
	社会教育業務手当	0
	特殊自動車乗務手当	0
	ボイラー管理手当	0
	停水処分手当	0
	無届使用処理手当	0
	危険手当(水道)	0
	企業手当	0
	緊急現場作業手当	0
	医務手当	87,033,598
	医師研究手当	29,000,000
	分べん手当	0
<b>山形県</b>	<b>18手当</b>	<b>527,387,433</b>
<b>管内9市町村</b>	<b>74手当</b>	<b>742,906,560</b>
<b>合計</b>	<b>92手当</b>	<b>1,270,293,993</b>

栃木県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
栃木県	精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	286,350	
	廃棄物処理施設の検査業務等に従事する職員の特殊勤務手当	286,700	
	狂犬病予防業務等に従事する職員の特殊勤務手当	11,560	
	通信教育指導兼務職員の特殊勤務手当	0	
	兼務職員の特殊勤務手当	786,500	
	夜間本務職員の特殊勤務手当	1,875,000	
	特殊薬品撒布指導等職員の特殊勤務手当	6,440	
	大田原土木事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	0	
	土木事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	0	
	多学年学級担当手当	1,820,040	
	教員特殊業務手当	563,612,600	
	教育業務連絡指導手当	141,164,000	
	宇都宮市	行旅病人収容手当	0
		清掃業務手当・行政	0
		清掃業務手当	18,401,700
		特殊自動車運転手当	0
		変則勤務手当(市職員)	6,248,500
		変則勤務手当(技能労務職員)	2,232,000
		浄配水作業手当(公営)	428,100
停水業務手当(公営)		536,000	
変則勤務手当(公営)		12,500	
社会福祉業務手当(市職員)		1,252,200	
交渉業務手当		0	
給水装置等作業手当		254,400	
栃木市		動物死体処理業務	53,000
		動物死体処理業務(技能労務)	75,500
佐野市		行旅死病人等収容手当	0
		下水道維持管理手当	0
		汚物処理作業手当	6,023,550
		犬等死体処理作業手当	0
		往診手当	2,043,600
給水停止処分手当	0		
小山市	行旅死病人及び変死人の救済、収容又は立会作業	70,000	
	社会福祉業務	1,002,000	
	電気主任技術者	192,000	
	特定高圧ガス、ボイラー又は危険物の取扱い及び保安管理の責任者	168,000	
	清掃作業	245,100	
	変則勤務	2,247,000	
	特定の勤務箇所	384,000	
	建築主事	284,000	
	特定建築物の環境衛生維持管理業務	75,600	
	給食調理業務	1,061,028	
	電気主任技術者手当	96,000	
	危険物取扱者手当	42,000	
	ボイラー取扱作業主任者手当	0	
	緊急水道工事待機手当	0	
水道技術管理者	14,000		
市場勤務手当	40,500		
さくら市	犬猫死体処理及び捕獲犬の処理従事職員の特殊勤務手当	3,600	
	行旅病人及び行旅死亡人の収容作業従事職員の特殊勤務手当	0	
	社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	180,000	
	執務時間以外における水道作業に従事した職員の特殊勤務手当	0	
那須烏山市	医師手当	2,160,000	
	医学研究手当	9,600,000	
茂木町	-	-	
市貝町	動物死体処理手当	0	
那珂川町(栃木)	汚物等処理作業	12,300	
	汚物等処理作業(企業)	0	
	イノシシ個体数調整及び肉加工等処理作業	3,900	
	イノシシ個体数調整及び肉加工等処理作業(企業)	0	
	行旅病人等収容作業	0	
行旅病人等収容作業(企業)	0		
<b>栃木県</b>	<b>12手当</b>	<b>709,849,190</b>	
<b>管内9市町</b>	<b>49手当</b>	<b>55,442,078</b>	
<b>合計</b>	<b>61手当</b>	<b>765,291,268</b>	

千葉県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
千葉県	消防訓練の指導業務に従事する職員の特殊勤務手当	0	
	社会福祉事務に従事する職員の特殊勤務手当	15,630,970	
	家畜保健衛生作業手当	7,833,466	
	精神保健業務手当	960,300	
	犬取扱作業手当	232,260	
	公害調査等作業に従事する職員の特殊勤務手当	577,390	
	漁撈作業手当	5,147,186	
	調査試験手当	1,222,500	
	温室内農薬散布作業に従事する職員の特殊勤務手当	42,390	
	家畜取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	3,849,300	
	刑事作業手当	364,822,020	
	少年補導手当	1,622,100	
	警ら作業手当	163,752,900	
	交通捜査等作業手当	142,647,900	
	警察用自動車等運転手当	115,037,020	
	緊急呼出業務手当	1,040,360	
	銃器犯罪捜査手当	0	
	教員特殊業務手当	1,490,921,200	
	教員兼務手当	646,100	
	多学年学級担当手当	1,412,590	
	教育業務連絡指導手当	305,729,800	
	航海実習指導手当	2,786,060	
	教育夜間手当	2,986,127	
	夜間学級担当手当	1,356,000	
	庁舎の警備等の業務に従事する職員の特殊勤務手当	517,570	
	作業手当	1,651,180	
	浄水等作業手当	27,119,200	
	徴収等手当	178,150	
	診療手当	37,470,980	
	精神保健業務手当	0	
	配水作業手当	893,680	
	臨床研修指導管理手当	2,600,435	
	救急搬送調整手当	10,000	
	分べん手当	0	
	千葉市	国保料事務手当又は国民年金保険料徴収事務手当	0
		介護保険料徴収事務手当	4,320
		下水道負担金及び住宅利用料徴収手当	0
		行旅死病人の措置に従事する職員の特殊勤務手当	0
不快な業務に従事する職員の特殊勤務手当		14,093,820	
救急出動に従事する職員の特殊勤務手当		38,173,710	
特殊自動車の運転に従事する職員の特殊勤務手当		280,600	
特別救助業務に従事する職員の特殊勤務手当		2,520,160	
火災出動に従事する職員の特殊勤務手当		871,010	
教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当		11,196,600	
教育業務連絡指導の業務に従事する職員の特殊勤務手当		614,800	
深所等で特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当		0	
電気主任技術者等資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当		345,600	
中央卸売市場の業務に従事する職員の特殊勤務手当		0	
産廃等に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当		226,440	
(水道局)電気主任技術者の資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当		0	
(水道局)水道使用料の徴収事務に従事する職員の特殊勤務手当		2,160	
(病院局)電気主任技術者の資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当		144,000	
(病院局)分娩に係る業務に従事する医師の特殊勤務手当	8,750,000		
船橋市	保健福祉手当	11,995,735	
	救急業務手当	14,464,350	
	行旅死病人取扱作業手当	159,900	
	福祉業務手当	1,271,600	
	清掃手当	19,824,205	
	大型特殊自動車等運転手当	219,750	
	特殊業務手当	950,125	
	管理責任手当	1,878,600	
	街頭補導手当	11,880	
	教育職員特殊業務手当	7,391,600	
	教育業務連絡指導手当	338,200	
	介助業務手当	45,000	
	医務手当	125,472,611	
	医師研究手当	49,612,500	
	解剖手当	54,000	
	手術室勤務手当	1,377,500	
	救急待機手当	4,854,800	
	救急呼出手当	48,186,000	
	救急搬送診療手当	1,232,000	
	分娩手当	1,410,000	
救急勤務医手当	10,179,000		
産業医手当	156,000		

千葉県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
木更津市	行路病人取扱業務手当	500	
	生活保護業務手当	584,500	
	老人保護福祉業務手当	84,000	
	心身障害者福祉業務手当	308,000	
	介護保険料徴収業務手当	24,000	
	地域汚水処理場使用手数料徴収業務手当	0	
	公共下水道事業受益者負担金及び下水道使用料徴収業務手当	600	
	保育料徴収業務手当	0	
	廃棄物収集処理作業手当	2,935,500	
	清掃作業手当	228,000	
	害虫駆除作業手当	0	
	大型自動車等運転従事手当	6,000	
	救助作業手当	534,000	
	特別消火作業手当	84,200	
	消防用特殊車両運転業務手当	67,800	
	1級建築士業務手当	257,500	
	建築主事業務手当	252,000	
	電気主任技術者業務手当	0	
	ボイラー取扱作業主任者業務手当	0	
	高電圧作業手当	0	
	緊急呼出手当	32,000	
	生活保護等面接手当	2,073,750	
	特殊車両運転手当	971,920	
	環境衛生従事手当	818,000	
	し尿・ごみ等収集処理手当	5,668,000	
	自宅待機手当	9,450,000	
	観察手当	4,683,000	
	臨床指導・調査・研究手当	98,265,000	
	急患診療手当	14,541,000	
	手術・訪問看護手当	3,120,000	
	解剖手当	171,000	
	特別看護手当	173,000	
	休祭日勤務手当	15,108,000	
	放射線取扱手当	2,091,800	
	入院受入手当	53,735,000	
	派遣手当	10,042,500	
	赴任手当	2,000,000	
	院内待機手当	0	
松戸市	税務特殊手当	104,600	
	料金等収納手当	8,500	
	社会福祉業務手当	1,671,582	
	精神障害者取扱手当	0	
	行旅病人死亡人取扱手当	0	
	清掃作業手当	425,100	
	自動車整備管理手当	44,700	
	電気管理手当	66,000	
	ボイラー管理手当	66,000	
	保健業務手当	1,389,519	
	保育業務手当	2,027,033	
	療育作業手当	35,000	
	建築確認業務手当	360,000	
	公共下水道管渠調査手当	0	
	衛生管理手当	120,000	
	災害出動手当	0	
	水道技術管理手当	60,000	
	給水停止執行手当	13,600	
緊急事故処理手当	49,000		
漏水対策手当	212,000		
災害出動手当	0		
衛生管理手当【水道事業】	30,000		
佐倉市	消防業務手当	5,490,700	
	葬祭事業手当	248,850	
	行旅死病人取扱手当	0	
	し尿処理作業手当	624,500	
	ごみ処理作業手当	2,076,000	
	犬ねこ等死体処理作業手当	215,400	
	ケースワーカー手当	1,478,750	
	施設管理者手当【普通会計】	498,200	
	夜間手当	67,200	
	教員特殊業務手当	8,417,300	
	教育業務連絡指導手当	243,000	
	特殊作業手当	82,000	
	未納整理手当	0	
	供給停止手当	0	
	施設管理者手当【企業会計】	1,198,000	
	交替勤務手当	1,524,600	
	習志野市	行路病人取扱業務手当	500
		生活保護業務手当	584,500
老人保護福祉業務手当		84,000	
心身障害者福祉業務手当		308,000	
介護保険料徴収業務手当		24,000	
地域汚水処理場使用手数料徴収業務手当		0	
公共下水道事業受益者負担金及び下水道使用料徴収業務手当		600	
保育料徴収業務手当		0	
廃棄物収集処理作業手当		2,935,500	
清掃作業手当		228,000	
害虫駆除作業手当		0	
大型自動車等運転従事手当		6,000	
救助作業手当		534,000	
特別消火作業手当		84,200	
消防用特殊車両運転業務手当		67,800	
1級建築士業務手当		257,500	
建築主事業務手当		252,000	
電気主任技術者業務手当		0	
ボイラー取扱作業主任者業務手当	0		
高電圧作業手当	0		
緊急呼出手当	32,000		
生活保護等面接手当	2,073,750		
特殊車両運転手当	971,920		
環境衛生従事手当	818,000		
し尿・ごみ等収集処理手当	5,668,000		
自宅待機手当	9,450,000		
観察手当	4,683,000		
臨床指導・調査・研究手当	98,265,000		
急患診療手当	14,541,000		
手術・訪問看護手当	3,120,000		
解剖手当	171,000		
特別看護手当	173,000		
休祭日勤務手当	15,108,000		
放射線取扱手当	2,091,800		
入院受入手当	53,735,000		
派遣手当	10,042,500		
赴任手当	2,000,000		
院内待機手当	0		
習志野市	税務特殊手当	104,600	
	料金等収納手当	8,500	
	社会福祉業務手当	1,671,582	
	精神障害者取扱手当	0	
	行旅病人死亡人取扱手当	0	
	清掃作業手当	425,100	
	自動車整備管理手当	44,700	
	電気管理手当	66,000	
	ボイラー管理手当	66,000	
	保健業務手当	1,389,519	
	保育業務手当	2,027,033	
	療育作業手当	35,000	
	建築確認業務手当	360,000	
	公共下水道管渠調査手当	0	
	衛生管理手当	120,000	
	災害出動手当	0	
	水道技術管理手当	60,000	
	給水停止執行手当	13,600	
緊急事故処理手当	49,000		
漏水対策手当	212,000		
災害出動手当	0		
衛生管理手当【水道事業】	30,000		
習志野市	消防業務手当	5,490,700	
	葬祭事業手当	248,850	
	行旅死病人取扱手当	0	
	し尿処理作業手当	624,500	
	ごみ処理作業手当	2,076,000	
	犬ねこ等死体処理作業手当	215,400	
	ケースワーカー手当	1,478,750	
	施設管理者手当【普通会計】	498,200	
	夜間手当	67,200	
	教員特殊業務手当	8,417,300	
	教育業務連絡指導手当	243,000	
	特殊作業手当	82,000	
	未納整理手当	0	
	供給停止手当	0	
	施設管理者手当【企業会計】	1,198,000	
	交替勤務手当	1,524,600	

千葉県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
柏市	行旅死病人取扱手当	0
	保健衛生業務手当	947,000
	滞納整理手当	236,800
	社会福祉業務手当	4,129,800
	労務手当	16,358,015
	救急手当	10,548,400
	技術手当	3,127,500
	建築主事業務手当	195,000
	機関員手当	5,012,500
	施設管理者手当	649,400
	教員特殊業務手当	5,320,400
	教育業務連絡指導手当	416,400
	水道技術管理者手当	60,000
	管理手当	24,000
	緊急事故処理手当	52,500
流山市	電気主任技術者手当	120,000
	病虫害防除等手当	22,440
	火災出動手当	425,750
	救急出動手当	4,765,760
	救急救命士手当	1,090,000
	行旅病人取扱手当	0
	清掃業務手当	3,812,845
	特殊車両等運転手当	662,960
	廃棄物処理施設技術管理者手当	120,000
	臨時運転手当	104,720
	電気主任技術者手当	0
	水道技術管理者手当	60,000
	緊急業務手当	2,000
	救急出動手当	3,586,560
	救助出動手当	67,500
八千代市	火災出動手当	93,600
	機関運転手当	589,350
	保育手当	4,254,600
	福祉業務手当	1,636,250
	児童指導員手当	153,600
	臨床心理士手当	126,000
	理学療法士手当	126,000
	保健手当	1,664,000
	清掃業務手当	2,712,050
	動物死体処理作業手当	186,900
	守衛業務手当	84,480
	建築主事業務手当	180,000
	緊急業務手当	172,500
	電気主任技術者手当	0
	消防作業手当	7,821,500
我孫子市	行旅死病人取扱手当	0
	環境現場作業手当	1,286,500
	社会福祉手当	1,120,500
鎌ヶ谷市	指導員手当	184,000
	建築主事手当	120,000
	行旅病人等取扱手当	0
白井市	動物死体処理手当	28,200
	行旅病人等取扱手当	0
千葉県	34手当	2,700,697,134
千葉市	19手当	77,223,220
管内11市	151手当	642,701,340
合計	204手当	3,420,621,694

山梨県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
山梨県	社会福祉業務従事手当	4,700,000	
	医師診療実験従事手当	4,740,000	
	種雄牛馬取扱手当	0	
	と畜業務従事手当	3,510	
	有害薬物取扱手当	113,562	
	ダム管理作業手当	327,360	
	保健衛生業務従事手当	9,215,072	
	多学年学級担当手当	66,410	
	教員特殊業務手当	294,387,400	
	教育業務連絡指導手当	47,298,000	
	私服作業手当	50,607,520	
	警ら手当	31,580,480	
	交通警察業務手当	16,180,400	
	銃器犯罪捜査従事手当	0	
	自動車整備業務従事手当	773,250	
	特殊自動車運転等作業手当	549,180	
	企業従事手当	7,423,640	
	環境手当	3,000	
	都留市	水道事業事故待機手当	357,000
		救急業務手当	1,797,600
火災出動手当		71,000	
医師診療手当		106,244,640	
研究手当		10,240,320	
薬剤手当		756,000	
看護手当		14,292,648	
臨床検査手当		879,818	
透析作業手当		504,000	
理学・作業療法手当		540,000	
管理栄養手当		240,000	
待機手当		8,346,500	
介護手当		2,443,679	
不快手当(病院)		508,500	
不快手当		6,000	
南アルプス市		救急業務手当	2,488,200
		野犬処理従事手当	0
		火災出動手当	115,500
		出動手当	45,100
		冬期特別手当	768,000
笛吹市	交替勤務手当	178,500	
	救急業務従事手当	2,045,800	
上野原市	診療手当	0	
	出動手当	0	
甲州市	医師診療従事手当	0	
	福祉業務手当	954,000	
富士川町	清掃業務手当	0	
	野犬狩従事手当	28,000	
道志村	動物死がい処理手当	109,000	
	災害出動手当	0	
小菅村		-	
丹波山村	診療所業務従事手当	10,272,000	
山梨県	17手当	467,965,784	
管内9市町村	32手当	164,234,805	
合計	49手当	632,200,589	

長野県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
長野県	精神障害者入院措置等業務手当	535,180	
	公害等検査手当	6,157,800	
	教務手当	673,170	
	入学者選抜手当	22,642,320	
	刑事手当	119,742,600	
	留置業務手当	11,104,060	
	警ら手当	62,263,100	
	交通取締手当	71,639,780	
	術科手当	197,630	
	救助特別手当	4,668,760	
	銃器犯罪捜査手当	22,960	
	取水口危険作業手当	96,800	
	多学年学級担当手当	328,200	
	教員特殊業務手当	861,599,200	
	教育業務連絡指導手当	58,358,300	
	市税等滞納整理事務手当	27,450	
	市税外入金の滞納整理事務手当	800	
	社会福祉業務手当	4,308,000	
	行旅死病人等取扱手当	25,000	
	精神保健福祉業務手当	3,500	
長野市	病理細菌検査業務手当	121,800	
	公害等検査業務手当	424,100	
	清掃業務手当	2,151,000	
	死獣収集業務手当	10,800	
	電気主任技術者手当	180,000	
	医療業務手当	7,200,000	
	歯科医療業務手当	600,000	
	獣医業務手当	0	
	索道技術管理者手当	0	
	出動作業手当	16,636,500	
	深夜出動手当	4,590,100	
	はしご車等操作手当	8,600	
	清掃業務手当(単純労務)	5,911,000	
	死獣収集業務手当(単純労務)	462,600	
	ボイラーの操作従事手当	53,800	
	索道技術管理者手当(単純労務)	0	
	入学者選抜手当	110,160	
	教員特殊業務手当	3,247,800	
	教育業務連絡指導手当	127,600	
	作業手当	0	
	施設維持管理手当	120,000	
	水質検査手当	73,440	
	電気主任技術者手当(水道)	252,000	
	特別招集手当	466,500	
	飯田市	税務手当	511,700
		医療業務手当	34,722,850
		給食現場作業手当	977,000
		救急患者待機手当	5,958,200
		水治療手当	0
		緊急出動手当(公営)	0
		給水処分手当	0
		死亡獣畜取扱手当	14,000
	特殊自動車運転手当	0	
	料金徴収手当	0	
	諏訪市	蓼科保養学園勤務手当	540,000
		福祉業務手当	237,183
		死亡獣畜取扱手当	27,300
	須坂市	死亡獣畜取扱手当(単純労務)	0
		行旅死・病人取扱手当	0
		消防業務手当	2,880,500
燃焼炉清掃点検作業手当		94,500	
伊那市	家賃等徴収手当	98,400	
	滞納整理手当	24,000	
塩尻市	伊那市	-	
	保健指導従事手当	0	
	福祉業務手当	230,000	
	施設管理手当	566,100	
佐久市	特別招集手当	314,000	
	給水停止手当	486,850	
	年末年始勤務手当(障害者施設)	84,000	
	年末年始勤務手当(介護施設)	159,600	
	職務手当	86,028,034	
	待機手当	6,807,000	
技術手当	5,422,828		
年末年始勤務手当(病院)	2,079,000		

長野県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
飯島町	犬、猫等死体処理手当	7,000
	特殊現場作業手当	0
平谷村	待機手当	121,000
	運転手当	0
売木村	医療業務手当	0
	医師業務手当	9,219,336
豊丘村	運転手当	67,800
	水道現場手当	108,000
筑北村	医療業務手当	8,506,894
	医療手当	850,070
飯綱町	野犬処理手当	10,200
	除雪車運転手当	80,000
	特殊運転業務手当	73,200
	滞納整理手当	0
	獣医師手当	0
	医療業務手当	31,481,739
	病理細菌検査手当	240,000
	看護業務手当	2,170,200
	理学療法士及び作業療法士業務手当	360,000
	救急勤務医手当	3,661,000
長野県	15手当	1,220,029,860
管内14市町村	79手当	252,332,034
合計	94手当	1,472,361,894

静岡県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
静岡県	社会福祉業務手当	13,573,735
	臨床等業務手当	7,045,825
	動物管理等作業手当	350,325
	廃棄物処理施設等立入検査業務手当	407,160
	夜間定時制課程勤務手当	200,640
	臨床等業務手当(がんセンター)	111,752,120
	特殊構造物内作業手当(企業局)	175,925
	警備艇運転整備手当	70,000
	看守護送手当	19,385,695
	山岳遭難者救助等手当	575,400
	交通事故実況見分手当	4,830,300
	運転免許技能試験手当	224,040
	特殊業務手当	1,081,853,420
	多学年学級担当手当	3,233,790
兼務手当	5,890,000	
教育業務連絡指導手当	283,186,200	
静岡市	国民健康保険等業務手当	34,800
	社会福祉指導等業務手当	7,059,620
	児童相談業務手当	2,621,600
	障害者更生相談業務手当	511,040
	精神保健福祉業務手当	537,120
	精神障害者医療保護業務手当	112,220
	家畜保健衛生業務手当	0
	緊急医務手当	1,760,000
	救急医務手当	0
	病院勤務手当	166,639,495
	待機手当	23,238,800
	不法投棄物処理業務等手当	5,400
	消防手当	45,565,610
	出動手当	28,052,300
	昇降機検査手当	1,200
	特殊施設業務手当	6,603,700
	現場手当	6,138,995
	水量点検手当	776,865
	滞納整理手当	0
	主任者手当	0
	不快作業手当	238,285
	給水処分手当	0
	緊急出動手当	217,280
	特殊業務手当	18,101,200
教員業務連絡指導手当	1,415,000	
兼務手当	0	
浜松市	夜間等特殊業務手当	77,894,100
	夜間特殊業務手当(公営)	1,598,280
	環境衛生手当	36,379,310
	特殊作業手当	1,763,280
	消防勤務手当	30,437,910
	教員特殊業務手当	9,206,200
	教育業務連絡指導手当	416,200
	特殊現場作業手当	34,500
	特殊現場作業手当(公営)	4,968,560
	不快手当	3,706,650
三島市	危険作業手当(楽寿園動物飼育)	10,000
	不快作業手当(ごみの収集等)	702,475
	税務手当(臨戸徴収)	0
	消防手当(救急救命士)	752,000
	消防手当(その他の救急業務)	2,474,000
富士宮市	滞納整理手当(臨戸徴収)	0
	危険作業手当(水道工事現場)	55,500
	家畜類等死体取扱作業手当	3,200
	家畜伝染病防疫作業手当	0
	行旅病人取扱手当	0
	業務手当	66,600
	医務手当	243,379,097
	薬剤業務手当	2,040,000
	終末処理場作業手当	137,800
	し尿処理業務手当	618,600
伊東市	じん芥処理業務手当	2,042,400
	機関員手当	1,281,700
	救急業務手当	2,360,250

静岡県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
島田市	動物死体処理作業手当	197,400
	診療手当	476,996,100
	看護手当	31,908,850
	業務手当	7,367,750
	看護専門学校教務手当	899,500
	胞衣処理作業	0
	行旅病人取扱作業	0
	浮浪者取扱作業	0
	し尿処理作業	34,000
	ごみ処理作業	1,458,750
	犬猫死体取扱作業	28,875
	ノミ・ダニ駆除作業	0
	河川等汚泥処理作業	249,500
	下水道管きょ内作業	0
重機運転作業	223,625	
家畜伝染病防疫作業	0	
磐田市	野犬捕獲作業	26,750
	死亡獣畜作業	0
	機関員手当	828,600
	出動手当	4,505,200
	救急救命士手当	1,501,200
	夜間特殊勤務手当	11,813,750
	救助隊員手当	666,000
	重機運転作業(水道)	0
	石綿管・鉄管切断作業	0
	次亜塩素酸ナトリウム注入作業	23,600
	医務手当	368,457,243
	医務手当(管理者)	7,056,000
	能率手当	107,654,581
	能率手当(管理者)	1,869,699
病院勤務手当	31,566,600	
手術室勤務手当	1,614,000	
外来勤務手当	2,130,000	
焼津市	滞納処分手当	220,160
	行旅死病人保護収容手当	10,000
	清掃作業手当	0
	救急出動手当	2,982,200
	救急救命士手当	963,636
	公共下水道汚水管検査手当	36,400
	し尿取扱手当	7,301,350
	河川清掃手当	0
	不燃物取扱手当	2,752,200
	ごみ処理手当	0
	滅菌手当	1,680
	医務手当	222,435,000
	師長手当	588,000
	副師長手当	618,000
看護手当	13,250,400	
薬剤手当	384,000	
掛川市	歯科技工手当	0
	歯科衛生手当	48,000
	視能訓練手当	48,000
	理学療法手当	420,000
	言語聴覚手当	87,200
	聴力検査手当	0
	臨床心理手当	24,000
	臨床工学手当	190,600
	臨床検査手当	1,338,000
	集団検診従事手当	0
	社会福祉業務手当	1,070,000
	清掃作業手当	0
	し尿処理作業手当	467,500
	下水道作業手当	316,000
緊急出動手当	3,113,650	
迷い犬等保護作業	0	
能率手当	259,558,747	
藤枝市	社会福祉事業に従事する職員の特殊勤務手当	0
	知的障害児の保育業務に従事する職員の特殊勤務手当	0
	特別救助隊員手当	147,000
	救急救命士手当	800,000
	分娩手当	13,232,649
	診療手当	4,077,917
救急勤務医手当	15,459,800	
診断書等作成手当	6,636,400	

静岡県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
袋井市	滞納整理手当	213,050
	滞納整理手当(水道)	0
	動物捕獲死体取扱作業手当	155,500
	下水管渠内作業手当	0
	医師及び歯科医師手当	215,085,908
森町	病院勤務手当及び看護手当	17,940,816
	救急業務手当	49,126,000
	不用犬捕獲作業手当	12,600
	税務調査及び滞納整理取扱手当	0
	滞納処分及び犯則事件取扱手当	0
	行旅病人取扱作業手当	0
	行旅死亡人取扱作業手当	0
	犬猫等死体取扱作業手当	11,700
	検針作業手当	0
	水源管理手当	0
	有毒ガス取扱手当	0
	医師手当(特別手当)	12,120,000
医師手当(医務手当)	13,748,800	
医師手当(診療手当)	37,023,136	
病院勤務手当	11,121,000	
<b>静岡県</b>	<b>16手当</b>	<b>1,532,754,575</b>
<b>静岡市</b>	<b>26手当</b>	<b>309,630,530</b>
<b>浜松市</b>	<b>10手当</b>	<b>166,404,990</b>
<b>管内10市町</b>	<b>112手当</b>	<b>2,230,138,194</b>
<b>合計</b>	<b>164手当</b>	<b>4,238,928,289</b>

滋賀県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
滋賀県	公営競技開催業務手当	2,747,700
	公害調査等業務手当	155,360
	高熱等処理手当	49,840
	狂犬病予防等作業手当	62,400
	と畜検査手当	0
	夜間船上作業手当	15,980
	びわ湖フローティングスクール乗船指導手当	1,818,900
	教員特殊業務手当	419,794,600
	教育業務連絡指導手当	66,836,800
	多級手当	978,200
	兼務手当	1,183,550
	産業教育等実習手当	4,678,180
	入学等考査手当	9,300,600
	夜間定時制勤務手当	2,428,800
	舟艇運転作業	216,300
	航空機整備作業	714,581
	被疑者留置作業	9,099,040
	業務管理手当	36,138,841
	社会福祉業務手当	2,823,000
	大津市	清掃作業等手当
動物死体収集作業手当		1,200
精神保健等業務手当		49,490
狂犬病予防等作業手当		71,700
有害鳥獣駆除作業等手当		735,200
葬儀事業手当		2,794,300
緊急自動車運転手当		1,600
終末処理作業等手当		228,280
清掃作業手当		7,265,600
鳥獣等取扱手当		38,400
福祉現業手当		324,000
医師研究手当		103,994,350
指導医手当		7,100,000
救急患者主治医等手当		7,365,000
細胞検査従事手当		108,000
夜間看護等手当(年末年始)		8,350,000
認定看護師手当		480,000
分娩手当		102,000
特殊自動車運転手当		423,300
水質試験業務従事手当		36,000
高圧電気設備保安手当	0	
自宅待機手当	2,198,436	
草津市	特殊技能輸送手当	0
	福祉業務手当	180,000
	公害調査等作業手当	0
	清掃処理業務手当	133,000
	変則勤務手当	891,000
	年末年始手当	215,000
	園外活動業務手当	87,900
守山市	行旅病人の対応業務に従事する職員の特殊勤務手当	0
	結核患者の家庭指導業務に従事する職員の特殊勤務手当	0
	犬猫の死体処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	0
	犬の捕獲補助作業に従事する職員の特殊勤務手当	0
	現場におけるし尿処理の検査または公害測定業務に直接従事する職員の特殊勤務手当	0
	守山市環境センターの事務に従事する職員の特殊勤務手当	296,571
	病院業務に従事する職員の特殊勤務手当	8,568,380
	年末年始に病院業務に従事する職員の特殊勤務手当	2,389,000
	産婦人科病棟に勤務する助産師の特殊勤務手当	0
	緊急の医療業務に従事するため自宅待機を命ぜられた職員の特殊勤務手当	6,447,000
	保健事業に従事する医師の特殊勤務手当	104,000
	受託医療機関における医師の特殊勤務手当	0
	電気設備、塩素滅菌設備等特に危険と認める設備の補修、整備業務に従事	0
	職務命令により自宅待機を命ぜられた職員	0
	教員特殊業務手当	303,000
教育業務連絡指導手当	0	
甲賀市	特殊な現場作業に従事する職員の勤務手当	594,500
	往診訪問診察手当	0
	研究手当	3,000,000
	医療従事業務手当	8,400,000
	出張診療等従事手当	2,179,800
	手術手当	66,930
	麻酔手当	0
	待機手当	945,200
	年末年始勤務手当	840,000
	呼出し手当	0

滋賀県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
湖南市	社会福祉手当	180,000
	往診手当	0
	運転手当	90,000
	予防接種、検診等手当	597,000
	ボイラー取扱手当	26,000
	特別災害応急対策等業務手当	215,040
高島市	医業手当	202,586,672
	死体処理作業手当	642,000
米原市	野犬等捕獲作業	37,800
	下水道施設の維持管理業務	0
竜王町	水道施設の補修	0
	診療等の業務	10,070,000
豊郷町	往診付添	0
	公害調査	0
甲良町		-
滋賀県	18手当	556,219,672
管内11市町	70手当	399,304,349
合計	88手当	955,524,021

大阪府	特殊勤務手当名	支給総額(円)
大阪府	種牛等取扱手当	115,920
	家畜防疫業務手当	3,494,400
	精神保健福祉等業務手当	2,177,100
	職業訓練手当	38,006,513
	教員特殊業務手当	2,395,528,800
	夜間教育等勤務手当	36,549,300
	車両点検整備手当	748,750
	少年補導手当	1,237,200
	通信指令手当	47,339,890
	汚水内作業手当	27,050,890
大阪市	危険動物等取扱手当	1,254,990
	と畜解体作業等業務手当	29,014,870
	教員特殊業務手当	104,379,500
	警防活動手当	259,682,710
	廃棄物等処理作業手当	431,043,430
	危険作業手当(交通)	8,771,200
	危険作業手当(水道)	1,329,680
	排泥等作業手当	191,950
	市税等事務従事手当	1,947,500
	行旅死病人取扱手当	40,000
堺市	斎苑業務手当	404,100
	環境事業業務従事手当(普通)	14,359,600
	環境事業業務従事手当(公営)	7,654,500
	夜間教育等勤務手当	0
	教員特殊業務手当	8,152,800
	特殊で一時的な業務に支給する手当	0
	その他上下水道事業管理者が必要と認める特殊勤務手当	0
	緊急医療業務手当	208,532,500
	診療所兼務医師手当	27,000
	料金等事務従事手当	264,250
	機関手当	6,481,320
	海技手当	62,280
	指令管制手当	849,360
	調査手当	328,560
	救急手当	9,052,900
	救助隊員手当	2,972,280
	査察等の手当	1,964,700
	活動手当(特定行為)	70,890
	活動手当(特定行為以外)	26,162,500
	隔日勤務等従事手当	43,394,520
特殊で一時的な業務に支給する手当(消防)	0	
産科医療業務手当	2,277,000	
池田市		-
吹田市	市税等徴収業務特殊勤務手当	3,585,005
	行旅病人又は精神障害者の救護業務特殊勤務手当	0
	消防職員特殊勤務手当	8,867,640
	社会福祉事務特殊勤務手当	1,088,785
	役付職員特殊勤務手当	159,649,116
	年末年始勤務特殊勤務手当	12,614,265
	選挙事務特殊勤務手当	53,864,400
	主任技術者等特殊勤務手当	384,000
	変則勤務特殊勤務手当	9,080,750
	役付手当(水道)	12,752,000
	停水処分手当(水道)	342,140
	滞納整理手当(水道)	2,520
	突発事故呼出手当(水道)	24,000
	年末年始特別勤務手当(水道)	343,584
	変則勤務従事手当(水道)	249,500
	主任技術者等手当(水道)	174,000
	役付手当(病院)	25,500,414
	主任技術者等手当(病院)	72,000
	変則勤務従事手当(病院)	5,439,650
年末年始特殊勤務手当(病院)	8,706,939	
高槻市	清掃業務従事手当	11,746,800
	浄化槽調査業務従事手当	27,450
	消防業務従事手当	21,327,000
	技能長業務従事手当	1,620,000
	水道施設現場復旧作業従事手当	554,200
	停水処分手当	183,600
枚方市	中休手当	7,336,000
	清掃等特殊業務手当	0
	業務管理手当(一般職職員)	859,800
	業務管理手当(上下水道局職員)	939,200
松原市	診療手当	205,469,273
	業務管理手当(市民病院職員)	43,200
	市税徴収業務等従事職員の特殊勤務手当	559,800
門真市	現場作業従事職員の特殊勤務手当	9,636,700
	非常災害等現場作業手当	36,000
企業従事手当	0	

大阪府	特殊勤務手当名	支給総額(円)
摂津市	消防業務従事手当	8,091,480
	年末年始勤務手当	5,120,830
	社会福祉事務従事手当	622,530
	徴収業務等従事手当(水道)	813,974
	年末年始勤務手当(水道)	194,752
東大阪市	修繕作業等従事手当(水道)	1,269,250
	社会福祉業務手当	4,560,150
	清掃作業手当	13,718,400
	現場作業監督業務手当	4,887,150
	診療業務手当	101,830,000
	犬の抑留作業等従事手当	1,539,875
	食鳥検査業務手当	0
	消防出動手当	15,226,000
	災害応急業務手当	95,000
	滞納処分業務等従事手当	192,500
	年末年始業務手当	36,192,017
	教員特殊業務手当	5,144,200
	時間外緊急医療等従事手当	41,864,000
	産科医等分娩従事手当	8,135,000
特別事務手当	1,205,200	
泉南市	特別収集手当	2,115,000
	動物死体収集作業手当	174,600
	現場作業従事手当	247,760
	社会福祉事務事業手当	498,600
	救急出動手当	959,400
大阪府	水火災等出動手当	353,400
	救急救命士	601,800
大阪府	9手当	2,525,197,873
大阪市	9手当	862,719,220
堺市	24手当	334,998,560
管内9市	63手当	818,732,599
合計	105手当	4,541,648,252

兵庫県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
兵庫県	消防訓練手当	0	
	食肉検査作業手当	7,612,000	
	職業訓練指導員等手当	24,011,378	
	公物管理作業手当	10,920	
	家畜ふん尿処理作業手当	653,520	
	特殊業務手当	1,450,978,200	
	教育業務連絡調整手当	203,803,600	
	多学年学級担当手当	4,722,940	
	夜間学級担当手当	12,294,838	
	昼夜間等兼務手当	34,157,200	
	舎監手当	6,152,400	
	農業実習指導手当	1,320,550	
	夜間定時制勤務手当	3,247,500	
	特別支援学校業務手当	12,404,909	
	銃砲等特別作業	0	
	自動車運転作業	10,642,520	
	特殊自動車運転作業	385,620	
	船舶運航作業	63,600	
	交通捜査作業	45,876,298	
	警ら作業	112,020,820	
	看守作業	27,864,100	
	爆発物取締り作業	0	
	潜水作業	33,750	
	航空従事者の業務	14,405,084	
	緊急呼出夜間処理作業	254,200	
	精神結核保健業務手当	0	
	衛生検査作業手当	38,340,000	
	解剖等作業手当	94,400	
	看護業務手当	128,175,555	
	教務手当	5,141,700	
	交代制変則勤務等手当	10,211,980	
	診療応援手当	28,562,000	
	特殊診療手当	98,694,900	
	救急外來業務手当	155,955,000	
	神戸市	犬猫等放置死体処理手当	0
		下水道管路維持業務手当	832,000
		船長等業務手当	75,450
電気主任技術者業務手当		1,143,900	
教育委員会職員手当		120,545,300	
大学職員手当		12,943,850	
環境業務手当		155,493,850	
特務手当		3,736,397	
停水手当		3,214,500	
変則勤務手当(交通)		60,521,340	
尼崎市	犬猫等処理業務手当	459,690	
	下水道業務手当	5,865,160	
	清掃業務手当	32,736,600	
	理学療法等業務手当	57,000	
	年末年始特別業務手当	2,013,000	
	災害活動手当	855,170	
	高速道路上等活動手当	93,310	
	救急活動手当	16,943,920	
	救助活動手当	476,490	
	緊急自動車運転手当	4,603,500	
	年末年始特別勤務手当	4,317,000	
	特殊業務手当	17,430,600	
	教育業務連絡調整手当	1,136,200	
	選挙事務特殊勤務手当	22,463,545	
	2(水道:滞納整理)	10,440	
3(水道:正規時間外深夜)	51,350		
4(水道:緊急呼出)	26,000		
6(水道:年末年始)	267,000		

兵庫県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
明石市	建築主事手当	75,600
	下水道施設点検業務手当	101,640
	下水施設清掃業務	40,040
	御売市場早出勤手当	8,000
	社会福祉施設勤務手当	3,787,844
	社会福祉施設勤務手当(技能労務)	0
	機械保守点検等業務手当	29,000
	主任技術者手当	216,000
	電気主任技術者手当	243,600
	ボイラー作業主任者手当	0
	消防業務手当	15,925,990
	医療業務手当	72,744,000
	病院事業勤務手当	0
	環境衛生業務手当	0
	公園等整備作業手当	905,320
	葬祭事業業務手当	958,940
	し尿収集運搬作業手当	0
	じん茶処理作業手当	529,040
	じん茶埋立処分作業手当	48,800
	じん茶収集運搬作業手当	35,747,778
	ごみクレーン清掃作業手当	0
	焼却炉内等点検業務手当	0
	浄化センター勤務手当	2,941,186
	作業兼務手当	3,638,680
	指導主事業務手当	4,068,000
	教員特殊業務手当	4,813,700
	幼児教育相談・障害児教育指導業務手当	2,107,693
	収納手当	0
	水質管理手当	889,000
	緊急出勤手当	36,600
	停水事務手当	18,000
	汚泥槽清掃作業手当	13,500
	[交通]中休手当	3,011,800
西宮市	食肉センター業務従事手当	28,750
	社会福祉法に定める指導監督及び現場業務従事手当	5,173,440
	葬儀業務従事手当	521,730
	病原動物駆除作業従事手当	2,004,800
	し尿処理作業従事手当	552,920
	下水道清掃作業従事手当	6,707,000
	じんかい処理作業従事手当	36,221,810
	ポンプ場業務従事手当	1,177,155
	医師特別給与調整手当	105,340,950
	細菌・病理検査業務従事手当	237,525
	機関業務手当	1,822,870
	教員特殊勤務手当	9,659,800
	夜間特別勤務手当(水道局)	1,943,990
	緊急呼出等手当(普通・公営)	6,300,970
	年末年始特別勤務手当(普通・公営)	13,000,000
	特別診療手当	40,184,400
	滞納整理業務従事手当	0
奨励手当	16,300	
技能手当	267,540	
芦屋市	汚物取扱手当	1,182,480
	消防業務手当	7,346,155
	教員特殊業務手当	0
	教育業務連絡調整手当	409,200
	年末年始等特別勤務手当	2,251,000
	技能現場作業手当	10,039,800
	年末年始等特別勤務手当(技能)	1,007,000
	待機手当	1,432,008
	年末年始等特別勤務手当(水道)	163,876
	病棟勤務手当	3,043,410
	医師特別調整手当	77,010,000
	救急入院手当	3,959,500
	解剖手当	261,000
	年末年始等特別勤務手当(病院)	4,022,100

兵庫県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
伊丹市	ケースワーク業務従事手当	546,250	
	公害対策業務従事手当	37,600	
	火葬業務従事手当	0	
	衛生作業従事手当	9,572,700	
	死獣処理作業手当	583,500	
	出勤手当	7,175,340	
	緊急特殊車両操作手当	946,440	
	教職員特殊業務手当	3,018,900	
	教育業務連絡調整手当	0	
	年末年始割増手当	2,599,800	
	急患診療手当	21,016,600	
	管理当直手当	1,044,000	
	祝祭日等勤務手当	1,643,400	
	待機手当	3,294,750	
	緊急再出勤手当	2,382,500	
	特別診療手当	57,897,600	
	夜間診療手当	8,410,000	
	医師特別調整手当	124,223,000	
	交代制勤務者手当	353,564	
	調理士長等手当	228,000	
	年末年始割増手当(病院)	12,055,740	
	技術指導手当	1,296,000	
	手術従事手当	30,250	
	滞納集金等手当	0	
	緊急再出勤手当	91,700	
	危険物取扱手当	36,200	
	年末年始割増手当(水道)	9,360	
	非常作業手当	11,250	
	運転手当	13,400	
	中休手当	9,299,000	
	年末年始割増手当(交通局)	3,146,238	
	監督手当	215,000	
	加古川市	外勤収納業務手当	119,900
外勤収納業務手当(水道)		0	
社会福祉業務手当		2,176,900	
汚物取扱業務手当		21,331,500	
消防業務手当		19,716,250	
行旅死亡人取扱手当		0	
医師手当		7,910,400	
有資格業務手当		873,000	
有資格業務手当(公営)		108,000	
高砂市		徴収業務手当	2,700
		徴収業務手当(水道)	0
		徴収業務手当(病院)	0
		社会福祉業務手当	244,800
		主任技術者手当	48,000
		主任技術者手当(水道)	24,000
		主任技術者手当(病院)	24,000
		酸欠等作業主任手当	37,000
	廃棄物処理技術管理者手当	36,000	
	廃棄物処理技術管理者手当(水道)	12,000	
	ボイラー運転手当	11,000	
	ボイラー運転手当(病院)	12,000	
	葬祭業務手当	0	
	遺がい遺骨業務手当	0	
	火葬業務手当	0	
	取骨業務手当	253,200	
	清掃業務手当	19,249,500	
	作業主任手当	180,000	
	監督手当	84,000	
	分別処理手当	846,600	
	産汚物等取扱手当	38,800	
	害虫防除作業手当	0	
	下水道業務手当	0	
	救急出勤手当	2,318,700	
	消防出勤手当	392,250	
	交替勤務手当(水道)	0	
	緊急呼出手当	9,300	
	緊急呼出手当(水道)	11,700	
	緊急呼出手当(病院1)	2,075,000	
	緊急呼出手当(病院2)	105,300	
	特殊自動車運転手当	741,300	
	特殊自動車運転手当(水道)	0	
	大型自動車運転手当	0	
大型自動車運転手当(水道)	0		
年末年始勤務手当	990,000		
年末年始勤務手当(水道)	57,500		
年末年始勤務手当(病院)	1,552,500		
医師手当	75,345,227		
医師診療手当	147,473,003		
看護業務手当	0		
特別診療手当	19,779,000		
透析業務手当	1,400,000		
麻酔科管理手当	4,095,000		
画像診断手当	582,480		
特定高圧ガス(塩素)取扱主任者手当	0		

兵庫県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
	危険手当(酸素欠乏)	0
	出動手当(救護収容(救急救命士))	3,497,750
	出動手当(救護収容(その他の職員))	1,062,100
	出動手当(防災指令)	290,500
	業務手当(要保護家庭実態調査)	575,400
	業務手当(作業長及び車両長)	798,000
	業務手当(班長)	1,248,500
	業務手当(整備管理主任)	0
	業務手当(建築主事)	120,000
	業務手当(死獣処理)	280,000
	業務手当(死獣処理火葬)	125,400
	年末年始特別勤務手当	3,170,000
	滞納処理手当	8,400
	出動手当	441,600
	年末年始特別勤務手当(企業)	185,000
	死体処理手当	6,000
	再出動手当	64,800
	業務手当(助産師)	590,000
	救急診療手当(救急患者の診療(医師))	2,751,000
	救急診療手当(救急患者の診療(その他の職員))	17,850
	救急診療手当(救急自動車搬送(救急患者))	1,314,000
	救急診療手当(救急自動車搬送(救急患者以外))	2,308,000
	救急診療手当(救急患者の入院許可)	2,675,000
	特別診療手当(管理者)	6,500,000
	特別診療手当(病院長)	4,080,000
	特別診療手当(副院長)	6,400,000
	特別診療手当(主任診療部長及び診療部長)	23,540,000
	特別診療手当(診療部次長)	2,328,000
	特別診療手当(医長)	12,172,000
	特別診療手当(副医長)	5,724,000
	特別診療手当(その他の医師)	0
	医師研究手当	40,800,000
	主治医手当	9,156,000
	入院手当	3,000,000
	緊急手術手当	1,688,000
	緊急手術呼出待機手当	2,736,000
	年末年始特別勤務手当(病院)	3,311,000
	社会福祉業務手当	544,180
	行旅病人等措置手当	0
	衛生業務手当	9,526,600
	クリーンセンター・環境センター作業長手当	198,000
	クリーンセンター・環境センター班長手当	237,600
	死産動物処理作業手当	165,600
	消防危険手当	2,600,950
	消防夜間特殊業務手当	4,592,700
	特別行事手当	309,000
	年末年始特別業務手当	3,168,800
	選挙従事者手当	18,368,700
	社会福祉業務手当	30,660
	医師特別手当	137,406,000
	診療手当	44,984,100
	特別診療手当	5,452,000
	宿日直特別手当	8,360,000
	時間外救急措置手当	7,043,000
	緊急呼出麻酔管理手当	760,000
	病理検査手当	3,600,800
	看護師業務手当	27,226,000
	病院調理師業務手当	230,400
	病院緊急呼出手当	398,450
	年末年始特別業務手当(病院)	4,678,400
	非常出動手当	38,700
	停水処分手当	10,230
	年末年始特別手当(水道)	190,400
	義務教育等教員特別手当	603,900
	主任看護手当	792,000
	救急業務手当	44,913,000
	研究手当	149,258,963
	分娩手当	1,630,000
	年末年始手当	5,132,000
<b>兵庫県</b>	<b>34手当</b>	<b>2,438,091,482</b>
<b>神戸市</b>	<b>10手当</b>	<b>358,506,587</b>
<b>管内10市</b>	<b>239手当</b>	<b>1,832,856,530</b>
<b>合計</b>	<b>283手当</b>	<b>4,629,454,599</b>

鳥取県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
	医療業務手当	2,698,090
	夜間定時制業務兼務手当	144,000
	乗船実習指導手当	1,116,900
	種雄牛馬等取扱手当	30,960
	多学年学級担当手当	115,710
	と畜検査等業務手当	2,538,800
	狂犬病予防等業務手当	66,300
	家畜保健衛生業務手当	2,536,800
	環境衛生検査等業務手当	19,980
	教員特殊業務手当	272,483,534
	教育業務連絡指導手当	50,892,200
	犯罪予防・捜査手当	16,003,792
	警ら手当	17,920,584
	交通捜査取締手当	8,751,444
	緊急走行手当	243,600
	警備艇運航手当	0
	通信指令手当	928,372
	狂犬病予防等業務手当(現業職)	120,180
	種雄牛馬等取扱手当(現業職)	279,480
	家畜保健衛生業務手当(現業職)	13,320
	特殊現場作業手当(企業局)	481,680
	医療業務手当(病院)	43,979,962
	滞納処分手当(現業職分を含む)	215,400
	動物死体処理手当(現業職分を含む)	89,400
	特殊自動車運転手当(現業職分を含む)	161,700
	医療業務手当(現業職分を含む)	720,000
	危険手当	126,000
	交替制勤務手当	924,000
	緊急呼出手当	884,000
	現場作業手当	4,452,000
	診療手当	87,450,140
	業務手当	856,500
	待機手当	9,436,800
	変則勤務手当	1,725,000
	解剖手当	7,200
	犬猫等死体処理業務手当	195,600
	選挙事務に従事する職員の特殊勤務手当	12,728,700
	停水処分業務従事手当	566,500
	劇薬取扱手当	161,550
	水源勤務職員手当	1,179,800
	市税等訪問賦課徴収業務手当	256,000
	社会福祉業務手当	754,500
	清掃作業手当	59,000
	特殊自動車運転手当	0
	ボイラー運転手当	22,800
	選挙事務手当	5,992,500
	除雪作業手当	77,000
	特殊現場作業手当	52,000
	水道料金等訪問徴収業務従事手当	49,500
	集中監視室保守点検業務手当	4,465,200
	町税事務従事手当	0
	清掃工場従事手当	0
	自動車運転作業従事手当	0
	自動車運転作業従事手当(※技能労務職員)	0
	水道保守作業従事手当	0
	庁用自動車運転作業従事手当	0
	診療手当	21,120,000
	結核業務手当	0
	特殊自動車運転手当	398,400
	行旅死病人の救護等	0
	下水道手当	25,000
	湯梨浜町 技能労務職員特殊勤務手当	0
	北栄町 北条砂丘風力発電所電気主任技術者の代行手当	55,000
	行旅死病人の救護等従事手当	0
	徴税事務従事手当	0
	夜間往診随行手当	0
	犬猫等の死体処理手当	4,800
	診療手当(医師の特殊勤務手当)	2,580,000
	往診手当(医師の特殊勤務手当)	4,193,175
	犬猫等の死体処理手当(技能労務)	0
	特殊自動車運転作業従事手当	0
	精神科病棟勤務手当	1,286,400
	細菌検査業務従事者手当	86,400
	医療業務手当	22,540,000
	宿日直業務従事者手当	3,970,300
	待機手当	971,200
	緊急呼出手当	224,020
	深夜診療業務手当	723,000
	健康教室従事手当	110,000
	入院業務従事手当	1,510,000
	伯耆町 町税事務従事職員手当	24,000
<b>鳥取県</b>	<b>22手当</b>	<b>421,365,688</b>
<b>管内10市町</b>	<b>59手当</b>	<b>193,430,485</b>
<b>合計</b>	<b>81手当</b>	<b>614,796,173</b>

岡山県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
岡山県	保健指導業務従事職員の特殊勤務手当	268,250
	消防教育訓練従事職員の特殊勤務手当	79,800
	種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当	4,370
	し尿処理施設等検査業務従事職員の特殊勤務手当	222,950
	けい船料徴収業務従事職員の特殊勤務手当	0
	社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	8,394,190
	家畜保健衛生所勤務職員の特殊勤務手当	5,161,680
	食肉地方卸売市場等勤務職員の特殊勤務手当	5,340,000
	狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当	1,140,000
	現業職員の特殊勤務手当	13,949,040
	教育職員の特殊勤務手当	506,282,940
	多学年学級担当手当	8,591,830
	教育業務連絡指導手当	144,513,000
	整備管理者である職員の特殊勤務手当	0
危険等現場業務に従事する職員の特殊勤務手当	8,909,580	
岡山市	精神保健等業務手当	22,040
	食肉衛生検査手当	2,977,870
	火葬業務手当	4,803,350
	社会福祉等業務手当	21,062,910
	違反建築物等取締手当	25,220
	環境事業作業手当	121,132,170
	消防緊急業務手当	33,803,300
	消防機械運転手当	4,086,180
	衛生管理者等手当(普通)	260,100
	衛生管理者等手当(水道)	300,000
倉敷市	危険等作業手当	2,433,740
	衛生管理者等手当(病院)	8,160
	汚物等の処理、下水道の清掃等又は火葬等に従事する職員に対する手当	75,683,055
	保育園で保育に従事する職員に対する手当	11,829,360
	大型特殊自動車を運転する職員に対する手当	0
	消防職員に対する手当	32,996,210
	社会福祉事務所に勤務し、福祉六法を取り扱うことを本務とする職員に対する手当	5,471,620
	建設用特殊機械の運転操作に従事する職員に対する手当(インパクトローラー、パイプロンパクター等)	0
	産業廃棄物対策課に勤務する職員に対する手当	79,450
	定時制高校に勤務する職員に対する手当	326,970
	変則勤務に従事する職員で別に定めるものに対する手当	753,080
	非常出勤手当	211,800
	夜間作業手当	73,200
	有害薬品取扱手当	74,800
ポンプ運転手当	162,900	
非常災害時、作業に従事する職員に対する手当	0	
緊急現場作業手当	1,500	
競艇開催に常時従事する職員に対する手当	7,218,575	
津山市	廃棄物処理業務手当(普通会計)	5,940,500
	酸素欠乏危険作業手当(普通会計)	0
	特殊危険作業主任業務手当(普通会計)	0
	滞納整理手当(水道会計)	9,020
	非常出勤手当(水道会計)	292,000
	停水処分手当(水道会計)	74,100
	危険手当(水道会計)	3,200

岡山県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
岡山県	社会福祉業務に従事した職員の手当	228,300	
	養護老人ホームに勤務する職員に対する手当	0	
	清掃、土木関係業務に従事した職員の手当(し尿)	0	
	清掃、土木関係業務に従事した職員の手当(じん茶)	675,950	
	清掃、土木関係業務に従事した職員の手当(じん茶運搬)	2,047,500	
	清掃、土木関係業務に従事した職員の手当(汚泥)	474,250	
	清掃、土木関係業務に従事した職員の手当(葬具)	0	
	清掃、土木関係業務に従事した職員の手当(火葬)	0	
	清掃、土木関係業務に従事した職員の手当(へい死)	457,800	
	調理員に対する手当	24,900	
	消防業務に従事した消防職員の手当(救命救急士の救命救急業務)	2,022,150	
	消防業務に従事した消防職員の手当(救命救急士以外の救命救急業務)	1,909,100	
	消防業務に従事した消防職員の手当(大型緊急車)	36,600	
	消防業務に従事した消防職員の手当(大型以外の緊急車)	409,000	
	消防業務に従事した消防職員の手当(はしご車)	10,080	
	消防業務に従事した消防職員の手当(現場指揮本部が設置され、災害現場に出動)	273,730	
	競輪事業に従事した職員の手当	0	
	年末年始期間中に業務に従事した職員に対する手当	1,824,000	
	特殊な現場において作業に従事した職員の手当(2メートル以上の足場で行う監督)	0	
	特殊な現場において作業に従事した職員の手当(玉野浄化センター等での調査)	0	
	緊急時等管理職員特別勤務手当	1,404,500	
	教育職員の特殊勤務手当(非常災害時出勤等の緊急業務)	0	
	教育職員の特殊勤務手当(修学旅行等の引率)	238,000	
	教育職員の特殊勤務手当(運動競技等の引率)	513,400	
	教育職員の特殊勤務手当(クラブ活動における休日出勤)	1,987,200	
	教育職員の特殊勤務手当(教育業務連絡指導手当)	395,400	
	教育職員の特殊勤務手当(入学試験採点、合否判定)	0	
	玉野市	検針及び料金等滞納整理手当	0
		停水処分業務手当	16,450
		工事等業務手当	0
		年末年始期間中に業務に従事した職員に対する手当(水道)	0
		特殊な現場において作業に従事した職員の手当(2メートル以上の現場)	0
		緊急時等管理職員特別勤務手当(水道)	18,000
		市立玉野市民病院に勤務する職員に対する手当(自宅待機(医師以外))	1,813,500
		年末年始期間中に業務に従事した職員に対する手当(病院)	908,000
		緊急時等管理職員特別勤務手当(病院)	146,500
		清掃、土木関係業務に従事した職員の手当	0
		特殊な現場において作業に従事した職員の手当	21,300
		緊急時等管理職員特別勤務手当(技能)	0
		清掃業務職員手当	5,997,500
		非常時配備手当	471,000
	笠岡市	呼出待機手当	122,000
		非常時配備手当(水道)	0
救急手当		3,435,000	
清掃業務従事手当		0	
井原市	社会福祉業務訪問従事手当	89,000	
	保健師手当	0	
	検査技師手当	291,000	
	検査員、衛生検査補助員手当	0	
	看護師手当	3,183,000	
	医師手当	40,925,671	
	宿直予約外診察手当	234,000	
新見市	社会福祉主事手当	57,600	
	野良犬等死体処理手当	13,650	
	休日等工事従事手当(水道事業会計)	83,600	
	火葬業務手当	0	
	保健指導業務手当	0	
	除雪業務手当	0	

岡山県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
備前市	病院勤務手当	3,862,710
	透析室勤務手当	381,600
	死体運搬手当	6,500
	火葬手当	45,000
	祭壇飾付手当	31,200
	塵芥処理作業手当	5,829,350
	炉内清掃点検手当	96,000
	社会福祉主事手当	236,200
	大型自動車運転手当	0
	廃棄物処理施設管理手当	252,000
	犬、ねこ等死体運搬処理手当	74,100
	下水道業務手当	0
	し尿処理作業手当	221,940
	斎場業務手当	1,563,000
真庭市	汚物処理手当	0
	救急出場	2,261,460
	危険物取扱手当	0
	ボイラー管理手当	33,000
	管理者手当(公営事業会計)	1,920,000
	調理手当(公営事業会計)	365,500
	訪問介護ステーション業務手当(公営事業会計)	132,000
	夜間勤務手当(公営事業会計)	16,741,000
<b>岡山県</b>	<b>15手当</b>	<b>702,857,630</b>
<b>岡山市</b>	<b>12手当</b>	<b>190,915,040</b>
<b>管内8市</b>	<b>103手当</b>	<b>248,012,531</b>
<b>合計</b>	<b>130手当</b>	<b>1,141,785,201</b>

愛媛県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
愛媛県	県税事務従事手当	1,339,000	
	児童相談所等に勤務する職員の特殊勤務手当	9,635,430	
	児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	6,569,000	
	社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	2,435,250	
	精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	29,120	
	職業訓練事業に従事する職員の特殊勤務手当	2,392,120	
	と畜検査業務従事職員の手当	2,178,280	
	麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	20,160	
	家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤務手当	5,047,600	
	身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	144,900	
	精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	325,680	
	食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	12,980	
	特殊自動車運操作業手当	629,590	
	家畜ふん尿処理作業手当	103,530	
	危険作業手当	190,600	
	精神病棟等勤務手当	178,560	
	救急医療従事手当	19,141,698	
	診療応援手当	40,250,000	
	教員特殊業務手当	477,232,790	
	多学年学級担当手当	8,559,060	
	教育業務連絡指導手当	112,357,600	
	特別支援教育手当	285,676,200	
	兼務手当	639,150	
	漁労手当	1,375,000	
	添削手当	49,060	
	面接指導手当	52,440	
	県警察に勤務する職員の手当	265,785,710	
	松山市	外勤徴収等手当	802,450
		保健衛生業務等手当	1,385,425
	今治市	滞納整理業務手当	534,000
		防疫等作業手当	0
		防疫等作業手当(単労)	59,000
ケースワーカー等手当		1,076,100	
死体等取扱手当		270,000	
死体等取扱手当(単労)		0	
清掃等作業手当		3,298,800	
清掃等作業手当(単労)		1,433,400	
深夜呼出勤務手当		18,000	
深夜呼出勤務手当(単労)		0	
変則勤務手当		194,400	
変則勤務手当(単労)		98,400	
変則勤務手当(給食)		486,600	
消火及び救急出動手当		5,355,460	
消防車両等運搬業務手当		135,600	
深夜呼出勤務手当		68,000	
高所等危険作業手当		113,100	
徴収手当		27,900	
深夜呼出勤務手当		7,000	
漏水作業手当		36,600	
停水処分手当		6,600	
八幡浜市		生活保護業務手当	495,300
	老人福祉施設職員手当	0	
	徴収従事手当	240,300	
	滞納処分手当	112,320	
	国土調査手当	82,800	
	汚物処理手当	91,020	
	研究手当(大島診療所)	0	
	ボイラー手当	20,400	
	滞納整理手当	39,960	
	給水停止処分手当	342,720	
	保健手当	745,400	
	徴収事務従事手当	11,640	
	研究手当(病院)	135,418,245	
	管理職員特別勤務手当	25,200,822	
救急患者処置手当	2,000,580		
待機手当	2,484,000		
医師救急業務手当	10,624,000		
新居浜市	生活保護業務手当	1,387,760	
	火葬業務手当	0	
	犬ねこ等死体処理手当	21,000	
	清掃施設勤務手当	2,105,120	
	犬ねこ等死体処理手当(単労)	0	
	特殊現場作業手当	490,500	
	緊急出動手当	75,000	
	停水処分手当	0	
	消防業務手当	12,119,550	
	救急業務手当	6,111,050	
	滞納整理手当	239,760	
	福祉施設勤務手当	1,801,900	
	滞納整理手当(企業)	0	
災害出場手当	900,000		

愛媛県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
西条市	救急手当(傷病人等)	4,337,920	
	滞納処分手当	203,580	
	社会福祉業務手当	449,018	
	現場監督手当	874,080	
	犬猫等処理手当	394,940	
	消防職員手当	6,253,058	
	清掃作業手当	261,000	
大洲市	老人ホーム勤務手当	571,200	
	火葬取扱手当	0	
	動物処理手当	48,950	
	研究手当	60,408,800	
	危険手当	556,740	
	特別診療手当	4,537,317	
	検診手当	0	
	早朝勤務手当	285,600	
	診療所勤務手当	1,080,000	
	河辺診療所研究手当	3,208,140	
	河辺診療所へき地手当	1,200,000	
	河辺診療所待機手当	1,800,000	
	河辺診療所特別往診手当	242,700	
	河辺診療所特別診療手当	27,000	
	青島診療所へき地手当	0	
	動物死体処理手当	39,436	
	野犬等取扱手当	14,800	
時間外往診手当	0		
四国中央市	社会福祉業務手当	487,800	
	ごみ等収集処理及びし尿取扱手当	196,000	
	動物処理業務手当	519,500	
	公害担当手当	125,200	
	現場監督手当	0	
	市有林現場手当	13,400	
	応急サービス関係現場手当	83,200	
	国土調査手当	35,400	
	住宅使用料徴収手当	0	
	火災業務手当	434,000	
	救急業務手当	4,874,800	
	救助業務手当	291,500	
	国民健康保険職員手当	0	
	介護保険職員手当	0	
	特別養護老人ホーム勤務手当	2,910,000	
	研究手当	0	
	待機手当	0	
	現場監督手当	0	
	滞納整理手当	0	
	緊急出動手当	23,800	
	松前町	野犬取扱手当	15,000
		動物死体処理手当	14,500
	砥部町	研究手当	3,000,000
内子町	野犬取扱手当	0	
	現場(危険)手当	9,000	
<b>愛媛県</b>	<b>27手当</b>	<b>1,242,350,508</b>	
<b>管内11市町</b>	<b>104手当</b>	<b>318,395,361</b>	
<b>合計</b>	<b>131手当</b>	<b>1,560,745,869</b>	

福岡県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
福岡県	社会福祉業務手当(現業職分を含む)	25,123,490	
	種雄牛取扱等作業手当	135,240	
	訓練指導手当	773,280	
	ほ場等管理業務手当	1,047,610	
	動物等保護管理作業手当	124,640	
	教育職員(兼務)手当	2,696,600	
	夜間定時制勤務手当	1,920,100	
	多学年学級担当手当	4,248,790	
	通信教育指導手当	0	
	実習船乗船手当	852,000	
	害虫等防除作業手当	0	
	教員特殊業務手当	1,179,274,400	
	補導業務手当	7,021,800	
	教育業務連絡指導手当	173,923,200	
	私服員手当	440,416,240	
	交通捜査手当	135,746,980	
	特殊自動車運転手当	77,744,660	
	暴力団犯罪対策及び銃器等犯罪捜査手当	2,749,500	
	結核患者接触作業手当	0	
	警ら作業手当	196,162,320	
	北九州市	動物取扱手当	215,780
		食肉センター業務手当	1,889,888
		保健指導手当	197,824
		公害立入検査手当	145,728
		環境業務手当	1,303,440
下水処理業務手当		5,671,872	
受益者負担金事務従事手当		110,480	
下水道管渠内検査手当		27,400	
電気主任技術者手当		218,870	
行旅病人等収容手当		362,250	
国保事務従事手当		4,358,018	
災害作業手当		4,322,480	
救急作業手当		57,637,330	
教育業務連絡指導手当		359,400	
教員特殊業務手当		5,786,800	
火葬業務手当(単労規則)		4,665,700	
動物取扱手当(単労規則)		1,247,860	
指導員手当(単労規則)		57,289,060	
環境センター作業手当(単労規則)		73,517,232	
動物死体収集手当(単労規則)		3,168,000	
工場作業手当(単労規則)		1,108,400	
モーターボート試走手当(単労規則)		10,320	
行旅病人等収容手当(単労規則)		0	
暗渠内作業手当(公営水道)		171,880	
電気主任技術者手当(公営水道)		445,383	
汚泥処理手当(公営水道)		18,910	
行旅病人等収容手当(公営水道)		0	
水質研究手当(公営水道)		714,714	
暗渠内作業手当(公営工業水道)		24,680	
電気主任技術者手当(公営工業水道)		92,667	
汚泥処理手当(公営工業水道)		7,130	
行旅病人等収容手当(公営工業水道)		0	
待機手当(公営交通)		2,124,360	
長距離運転手当(公営交通)		218,360	
福岡市		福祉手当(職員条例)	62,219,494
		国保手当(職員条例)	13,305,567
		指導監視等手当(職員条例)	1,920,900
		動物取扱業務手当(職員条例)	715,725
		清掃手当(職員条例)	631,680
		徴収手当(職員条例)	0
		文化財発掘調査手当(職員条例)	564,450
		消防業務従事手当(職員条例)	60,330,465
	変則勤務手当(職員条例)	87,872,704	
	動物取扱業務等手当(単労規則)	5,195,975	
	清掃手当(単労規則)	12,528,900	
	現場監督業務等手当(単労規則)	3,102,180	
	特殊車両運転業務手当(単労規則)	199,640	
	変則勤務手当(単労規則)	27,252,683	
	園長兼任手当(学校職員条例)	252,000	
	教育特殊業務手当	16,526,800	
	校内危険等作業手当(教育単労規則)	8,877,680	
	兼務手当(教育単労規則)	83,130	
	指導手当(教育単労規則)	123,930	
	危険作業手当(教育単労規則)	240	
	変則勤務手当(教育単労規則)	0	
	変則勤務手当(公営水道)	4,399,300	
	特別作業手当(公営水道)	55,520	
	特殊車両運転業務手当(公営交通)	0	
	変則勤務手当(公営交通)	23,723,660	

福岡県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
大牟田市	医務従事手当	2,280,000
	行旅病人収容手当	0
久留米市	火葬業務手当	157,500
	行旅病人等収容手当	0
	清掃作業手当	0
	狂犬病予防手当	32,100
	産業廃棄物等業務手当	0
	動物死体処理手当	3,300
	教育業務連絡指導手当	551,600
	教員特殊業務手当	7,143,000
柳川市	保安手当	439,000
	救急手当	1,267,626
八女市	医師手当	10,680,000
	行旅病人、行旅死亡人取扱手当	0
中間市	犬猫死体処理手当	24,300
	社会福祉業務手当	722,400
	消防夜間業務手当	1,848,800
	消防火災出勤手当	71,700
	救急出勤業務手当	3,195,900
	医師研究手当	14,800,000
太宰府市	市税徴収従事手当	14,400
	動物死体処理捕獲作業従事手当	13,500
	行旅病人・死亡人取扱従事手当	0
	上下水道料金徴収従事手当	11,400
	水道施設事故応急作業従事手当	5,850
糸島市	行旅病人等収容作業手当	10,000
	救急業務手当	1,290,000
	船員食料手当	122,250
那珂川町(福岡)	教育業務連絡指導手当	326,000
	教員特殊業務手当	1,785,000
	行旅病人及び同死亡人取扱従事手当	0
芦屋町	行旅病人処理手当	0
	競艇場手当	8,660,750
	犬猫等死体処理手当	0
	浄化センター業務手当	0
	読影手当	250,000
	集団検診手当	2,378,500
	待機及び急患呼出手当	2,288,000
	訪問看護等手当	126,000
	病院職員手当	48,249,643
	遠賀町	税務手当
筑前町	行旅病人処理勤務手当	0
		-
<b>福岡県</b>	<b>20手当</b>	<b>2,249,960,850</b>
北九州市	34手当	227,432,216
福岡市	25手当	329,882,623
管内11市町	42手当	108,856,519
合計	121手当	2,916,132,208

宮崎県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
宮崎県	社会福祉業務手当	5,088,600
	精神保健福祉業務手当	269,120
	狂犬病防疫等手当	379,720
	家畜伝染病防疫等手当	10,578,870
	消防訓練指導手当	117,450
	通信教育手当	113,520
	教員特殊業務手当	155,535,400
	教育業務連絡指導手当	23,721,400
	夜間定時制業務手当	242,820
	多学年学級担当手当	6,731,190
	教員特殊業務手当	246,478,800
	教育業務連絡指導手当	71,009,000
	主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業	82,278,500
	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	10,656,890
	特殊機械保守作業	797,520
	留置施設看守作業	4,814,640
	交通捜査作業	21,983,860
	警ら作業	27,305,320
	犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕、犯罪鑑識、交通取締り又は爆発物処理等のための夜間緊急作業	2,150,160
	銃器犯罪捜査作業	0
	精神保健福祉業務手当	0
	精神医療業務手当	5,357,010
	救急医療体制確保手当	20,550,000
	専門看護手当	378,000
	特別診療手当	3,104,000
	特殊現場作業手当	1,651,600
	深夜特殊業務手当	2,635,200
	廃棄物処理業務従事手当	1,927,500
	消防業務従事手当	48,260,420
	高圧電気取扱業務従事手当	0
	下水管さきの検査又は調査従事手当	0
	精神保健関係業務従事手当	133,800
	狂犬病防疫作業従事手当	129,500
	市立病院救急自動車運転従事手当	5,400
市立病院医師手当	10,152,500	
電気主任技術者手当	0	
活性炭投入作業手当	52,000	
緊急出勤手当	95,100	
都城市		-
延岡市	緊急出勤手当	5,118,650
	潜水手当	157,170
	清掃作業	1,737,700
	特殊自動車運転	217,000
日南市	停水手当	451,500
	待機手当	477,000
	休日待機手当	1,606,000
日向市	年末年始手当	621,894
	救急出勤手当	1,847,400
串間市	救急出勤手当	725,400
	災害出勤手当	24,400
	医師手当	71,388,527
	薬剤師手当	2,160,000
	理学療法士手当	144,000
	救急医療業務待機手当	2,517,600
	えびの市	
高千穂町	救急出勤手当	687,600
<b>宮崎県</b>	<b>27手当</b>	<b>703,928,590</b>
管内8市町	27手当	150,638,061
合計	54手当	854,566,651

15道府県	301手当	20,673,137,864
10政令指定都市	180手当	2,977,869,397
164市町村	1510手当	11,805,032,527
総合計	1991手当	35,456,039,788

②他の手当、給料との重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当

北海道	特殊勤務手当名	支給総額(円)
北海道	医学研究調査手当	220,735,454
札幌市		-
函館市		-
小樽市	調査研究手当	2,400,000
	企業職員医師業務手当(調査研究)	52,800,000
旭川市	勤務時間等特殊手当	2,078,770
	派遣職員手当	2,160,000
室蘭市	東京事務所勤務手当	504,000
	危険業務等手当	83,196
	年末年始勤務手当	370,450
	日曜勤務手当	84,600
	交替勤務手当	0
	配水池、ポンプ場等従事者手当	265,200
	年末年始勤務手当(病院)	1,029,200
	医療研究手当	303,592,637
岩見沢市		-
留萌市	医学調査研究手当	131,260,128
	年末年始加算	220,000
苫小牧市		-
芦別市	医学調査研究手当	41,256,000
江別市	医療業務手当(5)(診療業務及び医学の調査研究)	131,761,786
赤平市	その他特殊な業務等に従事する職員の特殊勤務手当	108,018
士別市	医学調査研究手当	24,084,000
名寄市	医学調査研究手当	123,970,000
三笠市	医学研究手当	54,360,000
千歳市	特殊勤務手当(国の機関等に派遣する職員への手当)	0
	調査研究手当	29,150,400
滝川市	一般特殊業務手当	764,096
	医学研究手当	153,842,000
砂川市		-
深川市	早朝勤務手当	155,100
富良野市	上水道水源送水場の業務に従事する職員の特殊勤務手当	0
北広島市		-
八雲町	消防業務手当	815,050
	早朝出勤手当	179,100
	医師研究手当	3,030,000
せたな町	医師手当	6,000,000
長沼町	医学研究調査手当	9,040,000
下川町	知的障害者支援施設勤務手当	1,862,000
	医学研究調査手当	8,820,000
	特別養護老人ホーム及びびサービスセンター勤務手当	2,592,000
白老町	隔日勤務手当	2,952,000
	医療研究手当	8,400,000
<b>北海道</b>	<b>1手当</b>	<b>220,735,454</b>
<b>札幌市</b>	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>管内24市町</b>	<b>36手当</b>	<b>1,099,989,731</b>
<b>合計</b>	<b>37手当</b>	<b>1,320,725,185</b>

山形県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
山形県		-
山形市		-
米沢市		-
鶴岡市	研究手当	126,935,000
酒田市		-
金山町		-
最上町		-
真室川町	医師研究手当	24,600,000
大蔵村		-
高島町	企業手当	0
	医師研究手当	29,000,000
<b>山形県</b>	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>管内9市町村</b>	<b>4手当</b>	<b>180,535,000</b>
<b>合計</b>	<b>4手当</b>	<b>180,535,000</b>

栃木県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
栃木県		-
宇都宮市	変則勤務手当(市職員)	6,248,500
	変則勤務手当(技能労務職員)	2,232,000
	変則勤務手当(公営)	12,500
栃木市		-
佐野市		-
小山市	医療業務	262,878,000
	変則勤務	2,247,000
	給食調理業務	1,061,028
さくら市		-
那須烏山市	医学研究手当	9,600,000
茂木町		-
市貝町		-
那珂川町(栃木)		-
<b>栃木県</b>	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>管内9市町</b>	<b>7手当</b>	<b>284,279,028</b>
<b>合計</b>	<b>7手当</b>	<b>284,279,028</b>

千葉県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
千葉県		-
千葉市		-
船橋市	特殊業務手当	950,125
	医師研究手当	49,612,500
木更津市		-
松戸市	特別看護手当	173,000
佐倉市		-
習志野市	交替勤務手当	1,524,600
柏市	労務手当	16,358,015
流山市		-
八千代市		-
我孫子市		-
鎌ヶ谷市		-
白井市		-
<b>千葉県</b>	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>千葉市</b>	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>管内11市</b>	<b>5手当</b>	<b>68,618,240</b>
<b>合計</b>	<b>5手当</b>	<b>68,618,240</b>

山梨県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
山梨県	企業従事手当	7,423,640
都留市		-
南アルプス市		-
笛吹市		-
上野原市		-
甲州市		-
富士川町		-
道志村		-
小菅村		-
丹波山村		-
山梨県	<b>1手当</b>	<b>7,423,640</b>
管内9市町村	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>合計</b>	<b>1手当</b>	<b>7,423,640</b>

長野県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
長野県		-
長野市		-
飯田市	給食現場作業手当	977,000
諏訪市		-
須坂市		-
伊那市		-
塩尻市		-
佐久市	年末年始勤務手当(障害者施設)	84,000
	年末年始勤務手当(介護施設)	159,600
	職務手当	86,028,034
	年末年始勤務手当(病院)	2,079,000
飯島町		-
平谷村		-
売木村		-
豊丘村		-
筑北村		-
小川村		-
飯綱町		-
長野県	0手当	-
管内14市町村	5手当	89,327,634
合計	5手当	89,327,634

静岡県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
静岡県		-
静岡市	現場手当	6,138,995
	水量点検手当	776,865
浜松市		-
三島市		-
富士宮市		-
伊東市		-
島田市		-
磐田市		-
焼津市		-
掛川市		-
藤枝市		-
袋井市		-
森町	検針作業手当	0
	不規則勤務従事手当	38,318,087
静岡県	0手当	-
静岡市	2手当	6,915,860
浜松市	0手当	-
管内10市町	2手当	38,318,087
合計	4手当	45,233,947

滋賀県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
滋賀県		-
大津市	医師研究等手当	166,950,000
	夜間介助手当	338,700
彦根市	医師研究手当	103,994,350
	夜間看護等手当(年末年始)	8,350,000
草津市	水道検針手当	13,400
	変則勤務手当	891,000
守山市	年末年始手当	215,000
	年末年始に病院業務に従事する職員の特殊勤務手当	2,389,000
	病院業務に従事する職員の特殊勤務手当	8,568,380
甲賀市	守山野洲行政事務組合の火葬施設に勤務する職員の特殊勤務手当	40,000
	研究手当	3,000,000
湖南市	年末年始勤務手当	840,000
	研究手当(医事研究手当)	8,630,400
高島市	医業手当	202,586,672
米原市	下水道施設の維持管理業務	0
竜王町	診療等の業務	10,070,000
豊郷町		-
甲良町		-
滋賀県	0手当	-
管内11市町	16手当	516,876,902
合計	16手当	516,876,902

大阪府	特殊勤務手当名	支給総額(円)
大阪府		-
大阪府		-
大阪市		-
堺市		-
池田市		-

大阪府	特殊勤務手当名	支給総額(円)
吹田市	年末年始勤務特殊勤務手当	12,614,265
	変則勤務特殊勤務手当	9,080,750
	現場作業手当(水道)	1,038,060
	年末年始特別勤務手当(水道)	343,584
	変則勤務従事手当(水道)	249,500
	変則勤務従事手当(病院)	5,439,650
	医療業務特別勤務手当(病院)	443,580,759
	年末年始勤務特別勤務手当(病院)	8,706,939
高槻市	技能長業務従事手当	1,620,000
枚方市		-
松原市		-
門真市	企業従事手当	0
摂津市	年末年始勤務手当	5,120,830
	年末年始勤務手当(水道)	194,752
東大阪市	年末年始業務手当	36,192,017
	特別事務手当	1,205,200
泉南市		-
大阪府	0手当	-
大阪市	0手当	-
堺市	0手当	-
管内9市	14手当	525,386,306
合計	14手当	525,386,306

兵庫県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
兵庫県		-
神戸市	特務手当	3,736,397
尼崎市	年末年始特別業務手当	2,013,000
	年末年始特別勤務手当	4,317,000
明石市	6(水道:年末年始)	267,000
	卸売市場早出勤手当	8,000
	浄化センター勤務手当	2,941,186
西宮市	水質管理手当	889,000
	夜間特別勤務手当	33,522,320
	夜間特別勤務手当(水道局)	1,943,990
芦屋市	年末年始特別勤務手当(普通・公営)	13,000,000
	奨励手当	16,300
	非常作業手当	501,255
	交替制勤務手当	13,970,580
	年末年始等特別勤務手当	2,251,000
	交替制勤務手当(技能)	982,700
	非常作業手当(技能)	39,050
	技能現場作業手当	10,039,800
	年末年始等特別勤務手当(技能)	1,007,000
	交替制勤務手当(水道)	453,840
年末年始等特別勤務手当(水道)	163,876	
伊丹市	非常作業手当(病院)	949,160
	年末年始等特別勤務手当(病院)	4,022,100
	年末年始割増手当	2,599,800
	交代制勤務者手当	353,564
	調理士長等手当	228,000
	年末年始割増手当(病院)	12,055,740
	医療等従事手当	14,369,726
加古川市	年末年始割増手当(水道)	9,360
	年末年始割増手当(交通局)	3,146,238
	監督手当	215,000
高砂市		-
川西市	年末年始勤務手当	990,000
	年末年始勤務手当(水道)	57,500
	年末年始勤務手当(病院)	1,552,500
	業務手当【作業長及び車両長】	798,000
三田市	業務手当【班長】	1,248,500
	業務手当【整備管理主任】	0
	年末年始特別勤務手当	3,170,000
	年末年始特別勤務手当(企業)	185,000
	業務手当【助産師】	590,000
	年末年始特別勤務手当(病院)	3,311,000
	年末年始特別業務手当	3,168,800
	看護師業務手当	27,226,000
	病院調理師業務手当	230,400
	年末年始特別業務手当(病院)	4,678,400
年末年始特別業務手当(水道)	190,400	
加西市	主任看護手当	792,000
	研究手当	149,258,963
兵庫県	0手当	-
神戸市	1手当	3,736,397
管内10市	47手当	328,855,048
合計	48手当	332,591,445

鳥取県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
鳥取県		-
鳥取市	交替制勤務手当	924,000
	変則勤務手当	1,725,000
	待機手当	9,436,800
米子市		-
倉吉市		-
岩美町		-
三朝町		-
湯梨浜町		-
北栄町		-
大山町		-
南部町	宿日直業務従事者手当	3,970,300
伯耆町		-
<b>鳥取県</b>	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>管内10市町</b>	<b>4手当</b>	<b>16,056,100</b>
<b>合計</b>	<b>4手当</b>	<b>16,056,100</b>

岡山県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
岡山県		-
岡山市		-
倉敷市	変則勤務に従事する職員で別に定めるものに対する手当	753,080
	競艇開催に常時従事する職員に対する手当	7,218,575
津山市	特殊勤務時間業務手当(普通会計)	1,391,500
	下水道業務手当(普通会計)	0
玉野市	調理員に対する手当	24,900
	年末年始期間中に業務に従事した職員に対する手当	1,824,000
	年末年始期間中に業務に従事した職員に対する手当(水道)	0
	年末年始期間中に業務に従事した職員に対する手当(病院)	908,000
笠岡市		-
井原市		-
新見市		-
備前市		-
真庭市	調理手当(公営事業会計)	365,500
<b>岡山県</b>	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>岡山市</b>	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>管内8市</b>	<b>9手当</b>	<b>12,485,555</b>
<b>合計</b>	<b>9手当</b>	<b>12,485,555</b>

愛媛県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
愛媛県		-
松山市		-
今治市	変則勤務手当	194,400
	変則勤務手当(単労)	98,400
	変則勤務手当(給食)	486,600
八幡浜市	ボイラー手当	20,400
新居浜市		-
西条市		-
大洲市	早朝勤務手当	285,600
伊予市		-
四国中央市		-
松前町		-
砥部町		-
内子町		-
<b>愛媛県</b>	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>管内11市町</b>	<b>5手当</b>	<b>1,085,400</b>
<b>合計</b>	<b>5手当</b>	<b>1,085,400</b>

福岡県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
福岡県		-
北九州市		-
福岡市	変則勤務手当(職員条例)	87,872,704
	変則勤務手当(単労規則)	27,252,683
	変則勤務手当(教育単労規則)	0
	変則勤務手当(公営水道)	4,399,300
	変則勤務手当(公営交通)	23,723,660
大牟田市		-
久留米市		-
柳川市		-
八女市		-
中間市	医師研究手当	14,800,000
太宰府市		-
糸島市		-
那珂川町(福岡)		-
芦屋町	病院職員手当	48,249,643
遠賀町		-
筑前町		-
<b>福岡県</b>	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>北九州市</b>	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>福岡市</b>	<b>5手当</b>	<b>143,248,347</b>
<b>管内11市町</b>	<b>2手当</b>	<b>63,049,643</b>
<b>合計</b>	<b>7手当</b>	<b>206,297,990</b>

宮崎県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
宮崎県		-
宮崎市		-
都城市		-
延岡市		-
日南市	年末年始手当	621,894
日向市		-
串間市		-
えびの市		-
高千穂町	医師研究に伴う特殊勤務手当	1,199,000
<b>宮崎県</b>	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>管内8市町</b>	<b>2手当</b>	<b>1,820,894</b>
<b>合計</b>	<b>2手当</b>	<b>1,820,894</b>

<b>15道府県</b>	<b>2手当</b>	<b>228,159,094</b>
<b>10政令指定都市</b>	<b>8手当</b>	<b>153,900,604</b>
<b>164市町村</b>	<b>158手当</b>	<b>3,226,683,568</b>
<b>総合計</b>	<b>168手当</b>	<b>3,608,743,266</b>

③月額支給等となっている特殊勤務手当

北海道	特殊勤務手当名	支給総額(円)
北海道	職業訓練手当	70,790,000
	農業技術等指導訓練手当	11,055,000
	消防訓練指導手当	865,050
	看護師等養成指導手当	21,610,320
	放射線作業手当	0
	医学研究調査手当	220,735,454
	税務手当	150,077,070
	社会福祉業務手当	45,248,560
	海外事務所勤務手当	15,342,410
	多学年学級担当手当	62,702,031
	通信教育指導手当	44,499,610
	舎務手当	7,702,110
	札幌市	感染症予防等作業手当
感染症予防等作業手当(単労)		0
有害物取扱業務手当		2,535,674
賦課徴収等業務手当		43,678,989
取締交渉等業務手当		2,490,518
精神病棟看護等業務手当(病院)		35,093,928
危険作業手当		418,775
交渉等業務手当		28,037
定時制通信教育手当		13,513,327
函館市		地域医療手当
小樽市	医師業務手当	1,200,000
	調査研究手当	2,400,000
	保健所診療業務手当	2,400,000
	企業職員有害業務手当	1,764,000
	企業職員医師業務手当(調査研究)	52,800,000
	企業職員医師業務手当(医療業務)	36,220,500
旭川市	公衆衛生等業務手当	4,702,095
	派遣職員手当	2,160,000
室蘭市	産業医手当	312,000
	税務等手当	1,108,418
	東京事務所勤務手当	504,000
	車両整備作業手当	39,960
	医療判定業務手当	704,000
	社会福祉業務手当	3,365,450
	看護師等特別手当	2,914,164
	保健センター管理者手当	297,600
	日曜勤務手当	84,600
	消防業務手当	2,583,860
	徴収手当	217,800
	交替勤務手当	0
	配水池、ポンプ場等従事者手当	265,200
	危険有害物取扱者手当	42,000
	下水道作業手当	233,340
	産業医手当(企業)	312,000
	産業医手当(病院)	312,000
	危険予防手当	38,313,035
	認定看護師手当	0
医療研究手当	303,592,637	
臨床研修指導医等手当	2,030,000	
岩見沢市	特殊勤務手当(市税徴収業務)	245,700
	特殊勤務手当(生保現業業務)	1,449,663
	特殊勤務手当(じん茶作業)	424,800
	特殊勤務手当(じん茶処理センター事務)	60,000
	特殊勤務手当(浄安殿火葬場)	0
	特殊勤務手当(放射線技師)	1,414,000
留萌市	医師指導管理手当	5,350,000
	医学調査研究手当	131,260,128
	放射線取扱手当	531,875
	指導医手当	1,950,000
苫小牧市	業務手当(援護)	3,187,500
	業務手当(市税賦課収納・病院看護師等)	7,819,620
	業務手当(保健師)	365,274
	業務手当(薬品取扱)	50,400
	業務手当(自動車運送)	0
	業務手当(放射線)	1,344,000
	業務手当(病院事業)	9,132,900
	業務手当(理学療法士等)	251,000
	業務手当(感染症病棟)	0
医務手当	304,959,028	
芦別市	社会福祉業務手当	330,000
	医学調査研究手当	41,256,000
江別市	医療業務手当(2)(精神科病棟勤務)	897,600
	医療業務手当(3)(放射線業務関係)	644,000
	医療業務手当(5)(診療業務及び医学の調査研究)	131,761,786
	水道下水道業務手当(浄化センターの設備機器の維持管理等)	416,500

北海道	特殊勤務手当名	支給総額(円)
赤平市	社会福祉に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当(生活保護法に定める現業事務)	240,000
	病院等に勤務する職員の特殊勤務手当(医師)	35,070,000
	社会福祉に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当(直接介護及び助言指導に従事)	537,666
	病院等に勤務する職員の特殊勤務手当(放射線室等に勤務)	336,000
	その他特殊な業務等に従事する職員の特殊勤務手当	108,018
士別市	医学調査研究手当	24,084,000
	徴収業務等手当	335,100
	社会福祉業務手当	156,000
	清掃業務手当	267,500
	放射線取扱手当	336,000
名寄市	診療業務手当	0
	医学調査研究手当	123,970,000
	臨床検査業務手当	546,000
	透析業務手当	619,500
	精神病棟勤務手当	1,137,500
	医師特殊業務手当	86,273,431
	産業医手当	480,000
	認定看護師手当	0
	学科長等手当	1,800,000
三笠市	透析手当	2,688,000
	医学研究手当	54,360,000
千歳市	産業医手当	720,000
	特殊勤務手当(国の機関等に派遣する職員への手当)	0
	医療看護手当(職員の各役職に応じて支給される手当)	24,206,000
	医療看護手当(定率の場合)	20,615,816
	医療看護手当(助産師)	1,030,000
滝川市	保育業務手当	316,800
	一般特殊業務手当	764,096
	医学研究手当	153,842,000
	嘱託医手当	764,873
	教務指導手当	1,614,140
	検査業務手当	712,800
	放射線業務手当	871,200
	看護業務等手当	53,797,430
	航空手当	1,730,389
	診療手当	358,299,610
砂川市	福祉事務手当	312,000
	徴収手当	264,000
	助産師介助手当	408,000
深川市		-
富良野市	社会福祉業務従事職員手当	0
	養護老人ホーム勤務職員手当	0
	ごみ処理業務手当	0
	保育業務従事職員手当	0
	母子通園センター勤務手当	0
	保健師業務従事職員手当	0
	製造及び研究業務手当	0
	教務従事職員手当	0
検針集金業務手当	0	
北広島市		-
八雲町	医師研究手当	3,030,000
	診療業務手当	148,491,992
せたな町	医師手当	6,000,000
	救急待機手当	860,000
長沼町	医学研究調査手当	9,040,000
下川町	知的障害者支援施設勤務手当	1,862,000
	医学研究調査手当	8,820,000
	放射線作業手当	60,000
	検査物取扱手当	120,000
	特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター勤務手当	2,592,000
白老町	消防業務手当	177,000
	隔日勤務手当	2,952,000
	消防出動手当	1,275,200
	学校医手当	60,000
	学校薬剤師手当	0
	医療研究手当	8,400,000
	放射線作業手当	120,000
	細菌検査手当	60,000
北海道	12手当	650,627,615
札幌市	9手当	98,990,214
管内24市町	122手当	2,418,169,494
合計	143手当	3,167,787,323

山形県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
山形県	職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当	25,415,127
	農業大学校に勤務する職員の特殊勤務手当	3,926,706
	病害虫防除所に勤務する職員の特殊勤務手当	2,636,370
	高等学校の課程を兼務する学校職員の特殊勤務手当	0
山形市	医務手当	122,442,200
	機関員手当	871,200
米沢市	職務手当	110,064,600
鶴岡市	研究手当	126,935,000
	診療手当	116,508,000
	放射線取扱業務手当	1,535,210
酒田市	医務手当	5,520,000
	医師特別手当	10,200,000
	医師研究手当	6,480,000
金山町	危険作業手当	0
	研修手当	14,400,000
	医師手当	13,320,000
最上町	医師手当	19,464,000
真室川町	医師研究手当	24,600,000
大蔵村	研修手当	7,200,000
	医師手当	10,924,176
高島町	税務手当	0
	窓口勤務手当	0
	保育業務手当	0
	社会教育業務手当	0
	ボイラー管理手当	0
	企業手当	0
	医務手当	87,033,598
	医師研究手当	29,000,000
山形県	4手当	31,978,203
管内9市町村	24手当	706,497,984
合計	28手当	738,476,187

栃木県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
栃木県	教務手当	44,143,271
	夜間本務職員の特殊勤務手当	1,875,000
宇都宮市	特別勤務手当	66,000
	衛生検査手当	1,068,000
	保健衛生業務手当	3,744,000
	と畜検査手当	4,091,100
	清掃業務手当	18,401,700
	給水装置等作業手当(公営)	254,400
	特別勤務手当(公営)	2,019,600
		-
栃木市		-
佐野市	放射線取扱手当	108,000
小山市	医療業務	262,878,000
	社会福祉業務	1,002,000
	危険な作業	624,150
	電気主任技術者	192,000
	特定高圧ガス、ボイラー又は危険物の取扱い及び保安管理の責任者	168,000
	清掃作業	245,100
	変則勤務	2,247,000
	特定の勤務箇所	384,000
	建築主事	284,000
	特定建築物の環境衛生維持管理業務	75,600
	給食調理業務	1,061,028
	電気主任技術者手当	96,000
	危険物取扱者手当	42,000
	ボイラー取扱作業主任者手当	0
水道技術管理者手当	14,000	
市場勤務手当	40,500	
さくら市	社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	180,000
那須烏山市	医師手当	2,160,000
	医学研究手当	9,600,000
茂木町		-
市貝町		-
那珂川町(栃木)		-
栃木県	2手当	46,018,271
管内9市町	27手当	311,046,178
合計	29手当	357,064,449

千葉県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
千葉県	県税事務に従事する職員の特殊勤務手当	86,370,976
	家畜保健衛生作業手当	7,833,466
	教育夜間手当	2,986,127
	夜間学級担当手当	1,356,000
	診療手当	37,470,980
	臨床研修指導管理手当	2,600,435
千葉市	電気主任技術者等の資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当	345,600
	(水道局)電気主任技術者の資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当	0
	(病院局)電気主任技術者の資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当	144,000
船橋市	保健福祉手当	11,995,735
	福祉業務手当	1,271,600
	管理責任手当	1,878,600
	医務手当	125,472,611
	医師研究手当	49,612,500
	手術室勤務手当	1,377,500
木更津市	産業医手当	156,000
	生活保護業務手当	584,500
	老人保護福祉業務手当	84,000
	心身障害者福祉業務手当	308,000
	救助作業手当	534,000
	建築主事業務手当	252,000
松戸市	電気主任技術者業務手当	0
	ボイラー取扱作業主任業務手当	0
	自宅待機手当	9,450,000
	臨床指導・調査・研究手当	98,265,000
	手術・訪問看護手当	3,120,000
	特別看護手当	173,000
佐倉市	社会福祉業務手当	1,671,582
	精神障害者取扱手当	0
	自動車整備管理手当	44,700
	ボイラー管理手当	66,000
	保健業務手当	1,389,519
	保育業務手当	2,027,033
	療育作業手当	35,000
	建築確認業務手当	360,000
	衛生管理手当	120,000
	水道技術管理手当	60,000
	衛生管理手当【水道事業】	30,000
習志野市	ケースワーカー手当	1,478,750
	施設管理者手当【普通会計】	498,200
	夜間手当	67,200
柏市	施設管理者手当【企業会計】	1,198,000
	社会福祉業務手当	4,129,800
	技術手当	3,127,500
	建築主事業務手当	195,000
	機関員手当	5,012,500
	施設管理者手当	649,400
流山市	水道技術管理者手当	60,000
	管理手当	24,000
	電気等主任技術者手当	120,000
	救急救命士手当	1,090,000
	社会福祉手当	1,234,800
	廃棄物処理施設技術管理者手当	120,000
八千代市	電気主任技術者手当	0
	水道技術管理者手当	60,000
	保育手当	4,254,600
	福祉業務手当	1,636,250
	児童指導員手当	153,600
	臨床心理士手当	126,000
	理学療法士手当	126,000
	保健手当	1,664,000
守衛業務手当	84,480	
我孫子市	建築主事業務手当	180,000
	電気主任技術者手当	0
鎌ヶ谷市	税務手当	754,500
	社会福祉手当	1,120,500
	指導員手当	184,000
	建築主事手当	120,000
白井市		-
千葉県	6手当	138,617,984
千葉市	3手当	489,600
管内11市	59手当	339,807,960
合計	68手当	478,915,544

山梨県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
山梨県	税務手当	11,953,480	
	社会福祉業務従事手当	4,700,000	
	医師診療実験従事手当	4,740,000	
	保健衛生業務従事手当	9,215,072	
都留市	医師診療手当	106,244,640	
	研究手当	10,240,320	
	薬剤手当	756,000	
	看護手当	14,292,648	
	放射線取扱手当	960,000	
	臨床検査手当	879,818	
	透析作業手当	504,000	
	理学・作業療法手当	540,000	
	管理栄養手当	240,000	
	介護手当	2,443,679	
	南アルプス市	滞納整理手当	252,000
		冬期特別手当	768,000
	笛吹市		-
上野原市	診療手当	0	
甲州市	医師診療従事手当	0	
	保健衛生業務従事手当	0	
	福祉業務手当	954,000	
	清掃業務手当	0	
富士川町		-	
道志村	医師診療実験従事手当	600,000	
小菅村		-	
丹波山村	診療所業務従事手当	10,272,000	
<b>山梨県</b>	<b>4手当</b>	<b>30,608,552</b>	
<b>管内9市町村</b>	<b>19手当</b>	<b>149,947,105</b>	
<b>合計</b>	<b>23手当</b>	<b>180,555,657</b>	

長野県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
長野県		-
長野市	社会福祉業務手当	4,308,000
	電気主任技術者手当	180,000
	医療業務手当	7,200,000
	歯科医療業務手当	600,000
	獣医業務手当	0
	索道技術者管理手当	0
	索道技術者管理手当(単純労務)	0
	電気主任技術者手当(水道)	252,000
飯田市	医療業務手当	34,722,850
諏訪市	薬科保養学園勤務手当	540,000
	福祉業務手当	237,183
須坂市		-
伊那市	医師手当	0
	医療業務手当(旧伊那市)	6,712,510
	医療業務手当(旧高遠町)	1,080,000
	救急診療調整手当(旧長谷村)	0
塩尻市	福祉業務手当	230,000
	医療業務手当	0
	技術管理手当	60,000
佐久市	職務手当	86,028,034
	医師調整手当	97,622,000
飯島町		-
平谷村	医療業務手当	0
売木村	医師業務手当	9,219,336
豊丘村	税務手当	120,000
	水道現場手当	108,000
筑北村	医療業務手当	8,506,894
小川村	医療手当	850,070
飯綱町	獣医師手当	0
	医療業務手当	31,481,739
	放射線取扱手当	180,000
	病理細菌検査手当	240,000
	有害物取扱手当	300,000
	看護業務手当	2,170,200
	理学療法士及び作業療法士業務手当	360,000
<b>長野県</b>	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>管内14市町村</b>	<b>33手当</b>	<b>293,308,816</b>
<b>合計</b>	<b>33手当</b>	<b>293,308,816</b>

静岡県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
静岡県	税務手当	71,516,085	
	社会福祉業務手当	13,573,735	
	臨床等業務手当	7,045,825	
	防疫等作業手当	5,069,490	
	有害薬品等取扱手当	3,061,620	
	精神保健業務手当	1,272,825	
	職業訓練等手当	26,142,941	
	臨床等業務手当(がんセンター)	111,752,120	
	夜間定時制課程勤務手当	200,640	
	静岡市	特殊地域業務手当	9,937,071
	医務手当	195,918,196	
浜松市	医療保健業務手当	19,916,150	
三島市	税務手当	529,200	
	消防手当(救急救命士)	752,000	
富士宮市	普通税務手当	2,429,700	
	福祉業務手当	546,000	
	保育業務手当	3,932,700	
	心身障害児保育業務手当	316,800	
	医務手当	243,379,097	
	放射線作業手当	2,122,625	
	病原体検査手当	2,360,000	
	薬剤業務手当	2,040,000	
	病棟等勤務手当	33,905,200	
	し尿処理業務手当	618,600	
	じん芥処理業務手当	2,042,400	
	機関員手当	1,281,700	
		消防手当	5,416,500
	伊東市	税務手当	527,400
	福祉主事手当	747,500	
島田市	診療手当	476,996,100	
	看護手当	31,908,850	
	業務手当	7,367,750	
	看護専門学校教務手当	899,500	
	特殊病棟看護手当	570,400	
	救命救急士手当	708,000	
	特別救助手当	240,000	
磐田市	救急救命士手当	1,501,200	
	救助隊員手当	666,000	
	医務手当	368,457,243	
	医務手当(管理者)	7,056,000	
	能率手当	107,654,581	
	能率手当(管理者)	1,869,699	
	病院勤務手当	31,566,600	
	手術室勤務手当	1,614,000	
	外来勤務手当	2,130,000	
	焼津市	社会福祉事務手当	320,000
救急救命士手当		963,636	
医務手当		222,435,000	
師長手当		588,000	
副師長手当		618,000	
看護手当		13,250,400	
薬剤手当		384,000	
歯科技工手当		0	
歯科衛生手当		48,000	
視能訓練手当		48,000	
理学療法手当		420,000	
言語聴覚手当		87,200	
聴力検査手当		0	
臨床心理手当		24,000	
臨床工学手当		190,600	
放射線手当		1,080,000	
臨床検査手当		1,338,000	
掛川市	能率手当	259,558,747	
藤枝市	社会福祉事業に従事する職員の特殊勤務手当	0	
	知的障害児の保育業務に従事する職員の特殊勤務手当	0	
	特別救助隊員手当	147,000	
	救急救命士手当	800,000	
	医務手当	252,710,350	
	病院勤務手当	38,752,750	
	診療手当	4,077,917	
袋井市	医師及び歯科医師手当	215,085,908	
	病院勤務手当及び看護手当	17,940,816	
	危険手当	1,873,800	

静岡県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
森町	水源管理手当	0
	医師手当(特別手当)	12,120,000
	医師手当(医務手当)	13,748,800
	医師手当(診療手当)	37,023,136
	病院勤務手当	11,121,000
<b>静岡県</b>	<b>9手当</b>	<b>239,635,281</b>
<b>静岡市</b>	<b>2手当</b>	<b>205,855,267</b>
<b>浜松市</b>	<b>1手当</b>	<b>19,916,150</b>
<b>管内10市町</b>	<b>66手当</b>	<b>2,450,908,405</b>
<b>合計</b>	<b>78手当</b>	<b>2,916,315,103</b>

滋賀県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
滋賀県	県税事務手当	35,446,006	
	社会福祉業務手当	7,456,360	
	教務手当	8,352,746	
	職業訓練手当	8,552,057	
	農業実習指導手当	1,301,520	
	家畜保健衛生等業務手当	4,438,710	
	特殊現場作業手当	2,479,910	
	多級手当	978,200	
	航空機整備作業	714,581	
	業務管理手当	36,138,841	
	大津市	医師研究等手当	166,950,000
彦根市	市税等徴収手当	678,000	
	福祉現業手当	324,000	
	有害物取扱手当	144,800	
	医師研究手当	103,994,350	
	指導医手当	7,100,000	
	細胞検査従事手当	108,000	
	認定看護師手当	480,000	
	滞納整理従事手当	108,000	
	配水管修理点検手当	93,600	
	水質試験業務従事手当	36,000	
	高圧電気設備保安手当	0	
	草津市	福祉業務手当	180,000
		清掃処理業務手当	133,000
	火葬業務手当	939,000	
	市税等業務手当	387,550	
守山市	守山市環境センターの事務に従事する職員の特殊勤務手当	296,571	
	病院業務に従事する職員の特殊勤務手当	8,568,380	
	産婦人科病棟に勤務する助産師の特殊勤務手当	0	
	緊急の医療業務に従事するため自宅待機を命ぜられた職員の特殊勤務手当	6,447,000	
	守山野洲行政事務組合の火葬施設に勤務する職員の特殊勤務手当	40,000	
甲賀市	研究手当	3,000,000	
	放射線取扱手当	241,200	
	危険作業手当	3,251,770	
	医療従事業務手当	8,400,000	
	出張診療等従事手当	2,179,800	
湖南市	社会福祉手当	180,000	
	清掃作業手当	1,185,217	
	運転手当	90,000	
	放射線取扱手当	108,000	
	研究手当(医事研究手当)	8,630,400	
	ポイラー取扱手当	26,000	
高島市	医業手当	202,586,672	
米原市		-	
竜王町	診療等の業務	10,070,000	
豊郷町		-	
甲良町		-	
<b>滋賀県</b>	<b>10手当</b>	<b>105,858,931</b>	
<b>管内11市町</b>	<b>34手当</b>	<b>536,957,310</b>	
<b>合計</b>	<b>44手当</b>	<b>642,816,241</b>	

大阪府	特殊勤務手当名	支給総額(円)
大阪府	職業訓練手当	38,006,513
	外国勤務手当	11,639,827
	放射線取扱手当	35,000
大阪市	放射線取扱手当(警察)	0
	放射線取扱手当	4,074,000
堺市		-
池田市		-
吹田市	社会福祉事務特殊勤務手当	1,088,785
	役付職員特殊勤務手当	159,649,116
	主任技術者等特殊勤務手当	384,000
	役付手当(水道)	12,752,000
	主任技術者等手当(水道)	174,000
	役付手当(病院)	25,500,414
	主任技術者等手当(病院)	72,000
	医療業務特別勤務手当(病院)	443,580,759
	消防職員特殊勤務手当	8,867,640
	技能長業務従事手当	1,620,000
枚方市	業務管理手当(一般職職員)	859,800
	業務管理手当(上下水道局職員)	939,200
	診療手当	205,469,273
	業務管理手当(市民病院職員)	43,200
松原市		-
門真市		-
摂津市		-
東大阪市	医療業務手当	11,142,000
	診療業務手当	101,830,000
	園長兼務手当	0
	危険手当	1,678,000
泉南市		-
<b>大阪府</b>	<b>4手当</b>	<b>49,681,340</b>
<b>大阪市</b>	<b>1手当</b>	<b>4,074,000</b>
<b>堺市</b>	<b>0手当</b>	<b>-</b>
<b>管内9市</b>	<b>18手当</b>	<b>975,650,187</b>
<b>合計</b>	<b>23手当</b>	<b>1,029,405,527</b>

兵庫県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
兵庫県	社会福祉業務手当	26,235,600
	放射線作業手当	613,800
	職業訓練指導員等手当	24,011,378
	教務手当	13,665,740
	夜間学級担当手当	12,294,838
	特別支援学校業務手当	12,404,909
	航空従事者の業務	14,405,084
	放射線作業手当	56,799,000
	看護業務手当	128,175,555
	精神科病院勤務手当	2,648,800
	教務手当	5,141,700
神戸市	児童自立支援業務手当	2,841,350
	消防職員手当	293,714,475
	教育委員会職員手当	120,545,300
	大学職員手当	12,943,850
	海外派遣手当	13,720,445
特務手当	3,736,397	
尼崎市		-
明石市	建築主事手当	75,600
	社会福祉施設勤務手当	3,787,844
	社会福祉施設勤務手当(技能労務)	0
	主任技術者手当	216,000
	電気主任技術者手当	243,600
	ポイラー作業主任者手当	0
	医療業務手当	72,744,000
	指導主事業務手当	4,068,000
	幼児教育相談・障害児教育指導業務手当	2,107,693
	停水事務手当	18,000
西宮市	医師特別給与調整手当	105,340,950
	技能手当	267,540
芦屋市	技能現場作業手当	10,039,800
	病棟勤務手当	3,043,410
	医師特別調整手当	77,010,000
	放射線取扱手当	1,205,690

兵庫県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
伊丹市	管理当直手当	1,044,000	
	医師特別調整手当	124,223,000	
	調理士長等手当	228,000	
	技術指導手当	1,296,000	
	危険物取扱手当	36,200	
	監督手当	215,000	
加古川市	道路補修作業手当	1,060,500	
	汚物取扱業務手当	21,331,500	
	医師手当	7,910,400	
	有資格業務手当	873,000	
	有資格業務手当(公営)	108,000	
高砂市	児童学園保育士手当	74,000	
	主任技術者手当	48,000	
	主任技術者手当(水道)	24,000	
	主任技術者手当(病院)	24,000	
	酸欠等作業主任手当	37,000	
	廃棄物処理技術管理者手当	36,000	
	廃棄物処理技術管理者手当(水道)	12,000	
	ボイラー運転手当	11,000	
	ボイラー運転手当(病院)	12,000	
	作業主任手当	180,000	
	監督手当	84,000	
	交替勤務手当	774,754	
	交替勤務手当(水道)	0	
	医師手当	75,345,227	
	医師診療手当	147,473,003	
	看護業務手当	0	
	検査及び放射線従事者手当	1,785,000	
	特定高圧ガス(塩素)取扱主任者手当	0	
	川西市	業務手当【作業長及び車両長】	798,000
		業務手当【班長】	1,248,500
業務手当【整備管理主任】		0	
業務手当【建築主事】		120,000	
危険手当【細菌検査】		15,600	
業務手当【助産師】		590,000	
特別診療手当【管理者】		6,500,000	
特別診療手当【病院長】		4,080,000	
特別診療手当【副院長】		6,400,000	
特別診療手当【主任診療部長及び診療部長】		23,540,000	
特別診療手当【診療部次長】		2,328,000	
特別診療手当【医長】		12,172,000	
特別診療手当【副医長】		5,724,000	
特別診療手当【その他の医師】		0	
医師研究手当	40,800,000		
三田市	クリーンセンター・環境センター作業長手当	198,000	
	クリーンセンター・環境センター班長手当	237,600	
	病院調理師業務手当	230,400	
	医師特別手当	137,406,000	
加西市	看護師業務手当	27,226,000	
	主任看護手当	792,000	
	研究手当	149,258,963	
加西市	放射線取扱手当	1,485,000	
	<b>合計</b>	<b>11手当 296,396,404</b>	
<b>神戸市</b>	<b>6手当 447,501,817</b>		
<b>管内10市</b>	<b>68手当 1,085,563,774</b>		
<b>合計</b>	<b>85手当 1,829,461,995</b>		

鳥取県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
鳥取県	困難折衝等業務手当	5,597,920	
	児童生活支援業務手当	8,231,352	
	放射線取扱手当	71,500	
	医療業務手当	2,698,090	
	と畜検査等業務手当	2,538,800	
	教員特殊業務手当	272,483,534	
	航空手当	5,350,741	
	放射線取扱手当(現業職)	0	
	放射線取扱手当(病院)	3,704,000	
	防疫等業務手当(病院)	2,720,100	
	医療業務手当(病院)	43,979,962	
	鳥取市	医療業務手当(現業職分を含む)	720,000
		危険手当	126,000
		交替制勤務手当	924,000
現場作業手当		4,452,000	
米子市	診療手当	87,450,140	
	業務手当(医師)	856,500	
倉吉市		-	
岩美町	清掃工場従事者手当	0	
	診療手当	21,120,000	
	危険手当	180,000	
三朝町	水道保守作業手当	0	
湯梨浜町	結核業務手当	0	
北栄町		-	
大山町	診療手当(医師の特殊勤務手当)	2,580,000	
	精神科病棟勤務手当	1,286,400	
	放射線取扱業務従事者手当	159,120	
	細菌検査業務従事者手当	86,400	
南部町	医療業務手当	22,540,000	
伯耆町		-	
<b>鳥取県</b>	<b>11手当</b>	<b>347,375,999</b>	
<b>管内10市町</b>	<b>16手当</b>	<b>142,480,560</b>	
<b>合計</b>	<b>27手当</b>	<b>489,856,559</b>	

岡山県	特殊勤務手当名	支給総額(円)	
岡山県	社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	8,394,190	
	専門教育従事職員の特殊勤務手当	3,480,000	
	食肉地方卸売市場等勤務職員の特殊勤務手当	5,340,000	
	県税事務従事職員の特殊勤務手当	49,233,720	
	医師及び歯科医師である職員の特殊勤務手当	1,260,000	
	狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当	1,140,000	
	教育職員の特殊勤務手当	506,282,940	
	整備管理者である職員の特殊勤務手当	0	
	岡山市	衛生管理者等手当(普通)	260,100
		衛生管理者等手当(水道)	300,000
衛生管理者等手当(病院)		8,160	
倉敷市		-	
津山市		-	
玉野市		-	
笠岡市	医療手当	0	
	医療手当(病院)	33,210,480	
井原市	放射線技師手当	180,000	
	放射線技術職員手当	0	
	検査技師手当	291,000	
	検査員、衛生検査補助員手当	0	
	看護師手当	3,183,000	
	医師手当	40,925,671	
新見市	保健指導業務手当	0	
備前市	医師手当	49,933,936	
	廃棄物処理施設管理手当	252,000	
真庭市	危険物取扱手当	0	
	ボイラー管理手当	33,000	
	管理者手当(公営事業会計)	1,920,000	
	医師手当(公営事業会計)	4,500,000	
	診療放射線技師手当(公営事業会計)	120,000	
訪問介護ステーション業務手当(公営事業会計)	132,000		
<b>岡山県</b>	<b>8手当</b>	<b>575,130,850</b>	
<b>岡山市</b>	<b>3手当</b>	<b>568,260</b>	
<b>管内8市</b>	<b>17手当</b>	<b>134,681,087</b>	
<b>合計</b>	<b>28手当</b>	<b>710,380,197</b>	

愛媛県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
愛媛県		-
松山市		-
今治市		-
八幡浜市	研究手当(大島診療所)	0
	保健手当	745,400
	研究手当(病院)	135,418,245
新居浜市		-
西条市	税務手当	2,818,690
	社会福祉業務手当	449,018
	消防職員手当	6,253,058
	有害物取扱手当	144,000
大洲市	知的障害者及び知的障害児施設勤務手当	4,400,304
	老人ホーム勤務手当	571,200
	研究手当	60,408,800
	早朝勤務手当	285,600
	河辺診療所研究手当	3,208,140
	河辺診療所へき地手当	1,200,000
	河辺診療所待機手当	1,800,000
	青島診療所へき地手当	0
伊予市		-
四国中央市	研究手当	0
	待機手当	0
松前町		-
砥部町	研究手当	3,000,000
内子町	野犬取扱手当	0
愛媛県	0手当	-
管内11市町	19手当	220,702,455
合計	19手当	220,702,455

福岡県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
福岡県		-
北九州市	ヘリコプター整備士手当	1,056,000
	ヘリコプター操縦士手当	2,208,000
	電気主任技術者手当	218,870
	船長手当(単労規則)	123,207
	電気主任技術者手当(公営水道)	445,383
	電気主任技術者手当(公営工業用水道)	92,667
	ラジウム等取扱手当(公営病院)	307,374
	感染症危険手当(公営病院)	171,978
	放射線取扱手当(公営病院)	4,747,588
	細菌検査手当(公営病院)	4,063,174
福岡市	税務手当	40,788,465
	福祉手当	62,219,494
	看護手当	278,042
	国保手当	13,305,567
	特殊現場勤務手当(職員条例)	450,633
	特殊現場勤務手当(公営水道)	796,679
	ヘリコプター従事者手当	6,032,886
	園長兼任手当	252,000
	変則勤務手当(職員条例)	87,872,704
	変則勤務手当(単労規則)	27,252,683
	変則勤務手当(公営水道)	4,399,300
大牟田市	医務従事手当	2,280,000
久留米市		-
柳川市	救急手当	1,267,626
八女市	医師手当	10,680,000
	看護師手当	36,000
中間市	市税臨戸徴収手当	252,000
	社会福祉業務手当	722,400
	医師研究手当	14,800,000
太宰府市		-
糸島市	救急業務手当	1,290,000
那珂川町(福岡)		-
芦屋町	徴税職員手当	144,000
	浄化センター業務手当	0
	読影手当	250,000
	病院職員手当	48,249,643
遠賀町	税務手当	108,000
筑前町		-
福岡県	0手当	-
北九州市	10手当	13,434,241
福岡市	11手当	243,648,453
管内11市町	13手当	80,079,669
合計	34手当	337,162,363

宮崎県	特殊勤務手当名	支給総額(円)
宮崎県		-
宮崎市	市立病院医師手当	10,152,500
都城市		-
延岡市		-
日南市	医師給与調整手当	8,785,000
	薬剤師麻薬管理手当	180,000
	放射線技師危険手当	120,000
	衛生検査技師危険手当	120,000
日向市	医師手当	28,383,840
	看護師手当	408,000
	放射線技師手当	0
	理学療法士手当	180,000
串間市	医師手当	71,388,527
	薬剤師手当	2,160,000
	診療放射線技師手当□	828,857
	臨床検査技師手当	723,500
	理学療法士手当	144,000
えびの市	医師の医療業務	20,400,000
	調剤、放射線、理学療法及び臨床検査業務	814,500
高千穂町	医師の特殊勤務手当	77,955,320
	放射線技師手当	216,000
	医師研究に伴う特殊勤務手当	1,199,000
宮崎県	0手当	-
管内8市町	19手当	224,159,044
合計	19手当	224,159,044

15道府県	81手当	2,511,929,430
10政令指定都市	46手当	1,034,478,002
164市町村	554手当	10,069,960,028
総合計	681手当	13,616,367,460

注(1) ①、②及び③の区分は、各地方公共団体から提出された資料等に  
基づき集計したものである。

注(2) ①、②及び③の区分ごとの道府県、政令指定都市、市町村別の該  
当数は、次のとおりである。

① 15道府県、10政令指定都市、154市町村

② 2道県、3政令指定都市、68市町

③ 11道府県、9政令指定都市、123市町村

注(3) 特殊勤務手当名の欄が空欄となっている箇所は、各地方公共団体か  
ら提出された資料に該当する特殊勤務手当がなかったものである。

別表2 職員互助組合等に対する補助金等交付額等の状況

[\*]を付しているものは、共同職員互助組合等

団体名	職員互助組合等名	組合員数 (人)	補助金等交付額(a) (円)	掛金総額(b)(円)	補助金等負担率 (a/(a+b)×100)	
北海道	北海道職員互助会	18,959	0	774,901,850	0.0%	
	*北海道公立学校教職員互助会	46,783	0	1,987,279,954	0.0%	
	北海道警察職員互助会	12,653	0	418,941,730	0.0%	
	札幌市職員福利厚生会	16,546	171,839,000	320,349,419	34.9%	
	函館市	函館市役所職員厚生会	2,465	8,398,299	25,777,753	24.5%
		函館市病院局厚生会	875	2,016,768	5,252,000	27.7%
	小樽市	小樽市職員福利厚生会	1,412	3,059,000	20,642,640	12.9%
		小樽市消防職員福利厚生会	247	514,000	4,677,554	9.9%
		小樽市水道局職員福利厚生会	85	224,756	2,339,891	8.7%
	旭川市	旭川市職員福利厚生会	3,028	17,142,811	57,826,280	22.8%
	室蘭市	室蘭市職員福利厚生会	1,197	0	18,416,207	0.0%
	岩見沢市	岩見沢市職員福利厚生会	624	4,992,000	12,691,005	28.2%
		岩見沢市立総合病院職員福利厚生会	653	4,911,580	8,671,127	36.1%
	留萌市	留萌市職員福利厚生会	269	0	2,887,898	0.0%
		留萌市職員福利厚生会病院支部	289	0	1,669,000	0.0%
	苫小牧市	苫小牧市役所職員福利厚生会	1,148	14,795,000	16,881,864	46.7%
		苫小牧市上下水道部職員福利厚生会	166	2,141,000	2,419,375	46.9%
		苫小牧市交通部職員福利厚生会	89	729,000	860,134	45.8%
		苫小牧市立病院職員福利厚生会	677	5,971,000	8,812,171	40.3%
	芦別市	苫小牧市消防職員福利厚生会	237	3,051,000	3,522,263	46.4%
		芦別市職員福利厚生会	285	0	3,063,905	0.0%
		市立芦別病院職員福利厚生会	130	0	1,992,974	0.0%
		*北海道市町村職員福祉協会	435	1,224,850	1,221,930	50.0%
	江別市	江別市職員福利厚生会	787	4,243,000	15,114,550	21.9%
		江別市病院院友会	336	1,411,000	8,791,366	13.8%
		*北海道市町村職員福祉協会	1,133	3,200,840	3,193,111	50.0%
	赤平市	赤平市職員福利厚生会	188	0	2,198,305	0.0%
		赤平市消防職員福利厚生会	38	0	652,140	0.0%
		赤平市病院職員福利厚生会	179	0	1,707,304	0.0%
		*北海道市町村職員福祉協会	286	756,203	754,344	50.0%
	士別市	*北海道公立学校教職員互助会	183	0	179,370	0.0%
		士別市職員福利厚生会	351	2,728,000	3,921,470	41.0%
		士別市職員福利厚生会病院支部	183	1,464,000	2,184,000	40.1%
		*北海道市町村職員福祉協会	517	1,461,420	1,458,325	50.0%
	名寄市	名寄市職員福利厚生会	348	1,928,000	5,485,412	26.0%
		名寄市立総合病院職員福利厚生会	393	3,180,000	7,893,000	28.7%
		*北海道市町村職員福祉協会	801	2,307,106	2,301,696	50.0%
	三笠市	三笠市役所職員福利厚生会	136	0	1,604,681	0.0%
		市立三笠総合病院福利厚生会	184	0	1,915,658	0.0%
		三笠市消防職員福利厚生会	32	0	551,790	0.0%
		*北海道市町村職員福祉協会	303	871,664	869,568	50.0%
	千歳市	千歳市職員福利厚生事業実行委員会	1,001	3,225,700	0	100.0%
		*北海道市町村職員福祉協会	997	2,895,555	2,888,549	50.0%
滝川市	*北海道市町村職員福祉協会	657	1,926,896	1,922,392	50.0%	
	滝川市職員福利厚生会	519	0	8,420,245	0.0%	
	滝川市立病院弘友会	437	0	4,964,724	0.0%	
砂川市	砂川市役所職員福利厚生会	188	576,000	2,183,140	20.8%	
	砂川市立病院交友会	855	3,316,500	6,316,300	34.4%	
	*北海道市町村職員福祉協会	813	2,248,221	2,242,411	50.0%	
深川市	深川市職員福利厚生会	283	0	2,686,070	0.0%	
	深川市立病院職員親交会	322	0	4,624,295	0.0%	
	*北海道市町村職員福祉協会	513	1,457,324	1,453,892	50.0%	
富良野市	富良野市職員福利厚生会	287	2,296,000	3,145,246	42.1%	
	*北海道市町村職員福祉協会	275	849,068	847,405	50.0%	
	*北海道公立学校教職員互助会	12	0	582,176	0.0%	
北広島市	北広島市職員福利厚生会	482	2,784,000	13,479,896	17.1%	
	*北海道市町村職員福祉協会	476	1,424,343	1,421,269	50.0%	
八雲町	*北海道市町村職員福祉協会	576	1,667,824	1,663,996	50.0%	
せたな町	*北海道市町村職員福祉協会	251	745,826	744,236	50.0%	
長沼町	長沼町役場福利厚生会	135	405,000	2,466,000	14.1%	
	長沼町病院親交会	93	279,000	952,000	22.6%	
	*北海道市町村職員福祉協会	226	632,867	631,359	50.0%	
下川町	*北海道市町村職員福祉協会	180	490,078	489,051	50.0%	
	下川町役場職員親交会	153	0	2,302,870	0.0%	
	町立下川病院親交会	43	0	928,759	0.0%	
白老町	*北海道公立学校教職員互助会	2	0	68,943	0.0%	
	白老町職員福利厚生会	271	0	2,221,630	0.0%	
	*北海道市町村職員福祉協会	270	833,354	831,662	50.0%	

団体名	職員互助組合等名	組合員数 (人)	補助金等交付額(a) (円)	掛金総額(b)(円)	補助金等負担率 (a/(a+b)×100)		
山形県	山形県	山形県職員互助会	6,454	0	147,768,605	0.0%	
		山形県教職員互助会	10,947	0	773,253,792	0.0%	
		山形県警察職員互助会	2,329	0	66,602,024	0.0%	
	山形市	山形市職員厚生会	2,347	3,375,934	18,551,967	15.3%	
		*山形市市町村職員互助会	2,283	20,960,793	26,827,741	43.8%	
	米沢市	米沢市職員厚生会	1,103	2,349,548	6,270,171	27.2%	
		*山形市市町村職員互助会	1,089	9,739,000	12,448,000	43.8%	
	鶴岡市	*山形市市町村職員互助会	2,039	18,860,636	24,139,871	43.8%	
	酒田市	*山形市市町村職員互助会	959	8,804,586	11,289,297	43.8%	
	金山町	*山形市市町村職員互助会	103	990,300	1,265,955	43.8%	
	最上町	*山形市市町村職員互助会	190	1,759,270	2,248,836	43.8%	
	真室川町	*山形市市町村職員互助会	166	1,548,022	1,978,876	43.8%	
	大蔵村	大蔵村職員労働組合	75	60,000	3,014,840	1.9%	
		*山形市市町村職員互助会	88	811,098	1,036,886	43.8%	
高畠町	*山形市市町村職員互助会	405	3,913,797	5,003,179	43.8%		
栃木県	栃木県	栃木県職員互助会	5,362	0	21,059,795	0.0%	
		栃木県教育福祉振興会	15,578	0	342,113,821	0.0%	
		栃木県警友会	3,773	0	41,568,020	0.0%	
	宇都宮市	宇都宮市職員互助会	3,637	18,998,684	72,460,680	20.7%	
	栃木市	栃木市職員厚生会	1,277	2,632,828	4,579,772	36.5%	
	佐野市	佐野市職員厚生会	979	7,971,412	15,961,689	33.3%	
	小山市	小山市職員共済会	1,547	16,000,000	24,380,082	39.6%	
	那須烏山市	那須烏山市職員互助会	281	410,000	2,342,031	14.8%	
	茂木町	茂木町役場親交会	144	0	1,057,800	0.0%	
	市貝町	市貝町職員親睦会	111	444,000	1,312,896	25.2%	
	那珂川町	那珂川町職員互助会	245	0	3,206,610	0.0%	
	千葉県	千葉県	千葉県職員互助会	10,357	0	218,935,004	0.0%
			*千葉県公立学校教職員互助会	39,893	0	1,312,497,818	0.0%
千葉県旭光会			12,608	0	299,352,726	0.0%	
千葉市		千葉市職員互助会	7,607	0	145,194,810	0.0%	
		*千葉県市町村職員互助会	7,177	12,773,885	12,770,314	50.0%	
		*千葉県公立学校教職員互助会	137	0	5,042,248	0.0%	
船橋市		船橋市職員互助会	4,744	0	72,457,412	0.0%	
		*千葉県市町村職員互助会	4,424	8,270,869	8,268,810	50.0%	
木更津市		木更津市役所職員厚生組合	957	7,000,000	31,716,444	18.0%	
		*千葉県市町村職員互助会	960	1,835,292	1,834,722	50.0%	
松戸市		松戸市役所職員共済組合	4,084	0	159,308,387	0.0%	
		*千葉県市町村職員互助会	3,736	7,278,852	7,273,852	50.0%	
佐倉市		佐倉市役所職員共済会	1,033	3,421,000	14,343,000	19.2%	
		*千葉県市町村職員互助会	987	1,771,336	1,768,944	50.0%	
習志野市		習志野市職員互助会	1,273	9,535,039	23,939,687	28.4%	
		*千葉県市町村職員互助会	1,421	2,391,281	2,390,719	50.0%	
		習志野市企業局職員互助会	90	0	1,731,508	0.0%	
柏市		柏市役所職員厚生組合	2,728	12,386,083	31,747,500	28.0%	
		*千葉県市町村職員互助会	2,512	4,657,540	4,684,830	49.8%	
流山市		流山市役所職員互助会	1,044	4,055,554	8,454,330	32.4%	
		*千葉県市町村職員互助会	1,044	1,981,412	1,980,974	50.0%	
八千代市		八千代市職員互助会	1,324	10,513,000	21,021,981	33.3%	
		*千葉県市町村職員互助会	1,315	2,393,791	2,393,198	50.0%	
我孫子市	我孫子市職員福利厚生会	874	14,700,000	14,185,759	50.8%		
	*千葉県市町村職員互助会	878	1,639,117	1,638,747	50.0%		
鎌ヶ谷市	*千葉県市町村職員互助会	692	1,307,737	1,307,437	50.0%		
白井市	*千葉県市町村職員互助会	416	775,009	774,849	50.0%		
山梨県	山梨県	山梨県職員互助会	4,541	0	36,299,641	0.0%	
		山梨県教職員互助組合	5,295	0	235,376,309	0.0%	
		山梨県高等学校教職員互助会	2,259	0	101,016,970	0.0%	
		山梨県警察職員互助会	1,965	0	38,760,608	0.0%	
	都留市	都留市職員共済会	439	4,030,757	8,064,140	33.3%	
	南アルプス市	南アルプス市職員互助会	661	4,135,000	10,469,337	28.3%	
	笛吹市	笛吹市職員互助会	648	0	8,370,268	0.0%	
	甲州市	甲州市職員福利厚生組合	369	0	4,035,287	0.0%	
	富士川町	富士川町職員互助会	181	0	1,988,490	0.0%	
	道志村	道志村職員組合	36	0	1,318,200	0.0%	
	小菅村	小菅村職員互助会	36	0	518,646	0.0%	
	丹波山村	丹波山村職員互助会	26	0	390,926	0.0%	

団体名	職員互助組合等名	組合員数 (人)	補助金等交付額(a) (円)	掛金総額(b)(円)	補助金等負担率 (a/(a+b)×100)	
長野県	長野県	長野県職員互助会	7,647	0	209,118,815	0.0%
		長野県教職員互助組合	17,464	0	815,046,438	0.0%
		長野県警察職員互助会	3,893	0	94,754,598	0.0%
	長野市	長野市職員互助会	2,843	27,064,395	56,242,710	32.4%
	飯田市	飯田市職員共済会	1,452	18,636,579	25,484,896	42.2%
	諏訪市	諏訪市職員互助会	594	3,778,000	6,888,856	35.4%
	須坂市	須坂市職員互助会	494	1,999,000	3,514,842	36.2%
	伊那市	伊那市職員互助会	850	4,056,199	10,008,833	28.8%
	塩尻市	塩尻市職員共済組合	871	110,000	11,201,832	0.9%
	佐久市	佐久市職員互助会	1,159	0	8,987,966	0.0%
	飯島町	飯島町職員互助会	134	2,173,338	2,173,338	50.0%
		平谷村	平谷村職員互助会	19	100,000	105,000
	*長野県市町村職員互助会		21	165,283	165,160	50.0%
		壳木村	壳木村職員互助会	24	230,000	24,000
	*長野県市町村職員互助会		23	255,687	255,627	50.0%
		豊丘村	豊丘村職員厚生会	108	600,000	1,191,251
	*長野県市町村職員互助会		119	955,666	955,020	50.0%
筑北村		*長野県市町村職員互助会	115	1,259,204	1,258,692	50.0%
小川村	*長野県市町村職員互助会	56	588,741	588,381	50.0%	
飯綱町	*長野県市町村職員互助会	265	2,847,682	2,846,369	50.0%	
静岡県	静岡県	静岡県職員互助会	8,660	0	133,652,374	0.0%
		静岡県教職員互助組合	24,918	0	977,713,941	0.0%
		静岡県警察職員互助会	7,113	0	42,202,500	0.0%
	静岡市	静岡市職員互助会	7,056	27,435,000	132,822,015	17.1%
	浜松市	浜松市職員厚生会	5,620	60,340,179	106,120,871	36.2%
	三島市	三島市職員互助会	840	9,262,000	16,831,624	35.4%
	富士宮市	富士宮市職員互助会	1,384	0	10,983,140	0.0%
	伊東市	伊東市職員互助会	740	1,413,000	8,576,939	14.1%
	島田市	島田市職員互助会	1,485	0	57,106,654	0.0%
	磐田市	磐田市外1組合職員互助会	1,952	0	37,358,808	0.0%
	焼津市	焼津市職員互助会	1,506	0	14,088,721	0.0%
	掛川市	掛川市職員互助会	1,623	7,856,000	21,839,989	26.4%
	藤枝市	藤枝市職員互助会	860	8,834,000	15,723,807	35.9%
		藤枝市市立総合病院職員互助会	701	6,622,000	13,761,416	32.4%
	袋井市	袋井市職員互助会	688	0	10,393,475	0.0%
		袋井市立袋井市民病院職員互助会	350	0	5,907,700	0.0%
	森町	森町職員互助会	175	0	1,709,235	0.0%
滋賀県	滋賀県	滋賀県職員互助会	4,892	0	131,662,183	0.0%
		*滋賀県教職員互助会	11,542	0	424,984,126	0.0%
		滋賀県警察職員互助会	2,560	0	77,501,920	0.0%
	大津市	大津市職員互助会	2,994	14,787,897	47,979,895	23.5%
	彦根市	彦根市職員互助会	897	5,095,857	10,211,936	33.2%
		彦根市立病院互助会	551	3,883,000	6,029,940	39.1%
	草津市	草津市職員互助会	1,075	10,220,000	14,254,060	41.7%
	守山市	守山市職員互助会	632	3,416,818	11,243,653	23.3%
	甲賀市	甲賀市職員互助会	886	0	7,442,400	0.0%
		*滋賀県市町村職員互助会	899	13,010,903	13,006,899	50.0%
		*滋賀県教職員互助会	21	0	772,079	0.0%
	湖南市	湖南市職員互助会	494	0	8,932,471	0.0%
		*滋賀県市町村職員互助会	449	6,672,414	6,670,485	50.0%
		*滋賀県教職員互助会	13	0	516,393	0.0%
	高島市	高島市職員互助会	680	0	14,833,377	0.0%
		*滋賀県市町村職員互助会	923	13,585,983	13,575,135	50.0%
		高島病院職員互助会	253	0	5,753,023	0.0%
	米原市	米原市職員互助会	419	0	3,020,374	0.0%
		*滋賀県市町村職員互助会	417	6,073,124	6,071,121	50.0%
	竜王町	竜王町職員互助会	169	1,043,000	1,234,514	45.7%
		*滋賀県市町村職員互助会	113	1,686,669	1,683,212	50.0%
		*滋賀県教職員互助会	20	0	549,507	0.0%
	豊郷町	豊郷町職員互助会	115	690,000	6,709,174	9.3%
*滋賀県市町村職員互助会		86	1,225,944	1,225,553	50.0%	
*滋賀県教職員互助会		2	0	91,160	0.0%	
甲良町	甲良町公友会	146	730,000	7,739,458	8.6%	
	*滋賀県市町村職員互助会	109	1,736,981	1,733,430	50.0%	
*滋賀県教職員互助会	4	0	144,849	0.0%		

団体名	職員互助組合等名	組合員数 (人)	補助金等交付額(a) (円)	掛金総額(b)(円)	補助金等負担率 (a/(a+b)×100)	
大阪府	大阪府職員互助会	10,061	0	197,153,761	0.0%	
	*大阪府教職員互助組合 注(1)	53,430	0	2,415,149,480	0.0%	
	大阪府警察職員互助会	23,662	0	496,036,631	0.0%	
	大阪府職員互助会	39,472	0	601,942,111	0.0%	
	堺市	堺市職員厚生会	5,923	79,910,734	116,794,350	40.6%
		堺市学校園教職員厚生会	4,290	2,074,500	2,145,000	49.1%
		*大阪府教職員互助組合	141	146,143	584,575	19.9%
	池田市	池田市職員厚生会	1,284	3,689,608	4,780,221	43.5%
		池田市教職員厚生会	457	1,508,100	2,147,900	41.2%
	吹田市	吹田市職員厚生会	3,936	51,555,786	62,341,931	45.2%
	高槻市	高槻市職員厚生会	2,455	14,420,000	14,420,000	50.0%
	枚方市	枚方市職員共済会	3,172	22,642,000	44,482,374	33.7%
		*大阪府教職員互助組合	88	1,043,609	6,196,247	14.4%
	松原市	松原市職員福利厚生会	827	9,968,000	12,959,900	43.4%
	門真市	門真市職員厚生会	921	6,328,800	6,682,200	48.6%
摂津市	摂津市職員厚生会	700	7,676,100	10,167,600	43.0%	
東大阪市	東大阪市職員厚生会	3,283	28,056,000	63,897,600	30.5%	
泉南市	泉南市職員厚生会	581	9,919,000	10,249,500	49.1%	
兵庫県	兵庫県職員互助会	13,110	50,063,000	253,906,231	16.4%	
	*兵庫県学校厚生会	39,250	156,441,000	1,671,842,274	8.5%	
	兵庫県警察互助会	12,493	0	239,562,190	0.0%	
	神戸市	神戸市職員共助組合	15,756	0	255,578,203	0.0%
		神戸市水道局職員厚生会	922	0	9,452,940	0.0%
		神戸市立学校教職員共済会	7,475	0	160,447,024	0.0%
		*兵庫県学校厚生会	922	14,507,960	47,658,556	23.3%
	尼崎市	尼崎市職員厚生会	2,754	27,031,535	74,329,603	26.6%
		*兵庫県学校厚生会	250	3,522,921	11,576,283	23.3%
	明石市	明石市職員互助会	2,560	28,645,883	36,813,853	43.7%
		*兵庫県学校厚生会	212	2,906,039	9,226,877	23.9%
	西宮市	西宮市職員自治振興会	3,299	43,899,372	86,503,605	33.6%
		西宮市水道局職員厚生会	268	0	1,603,000	0.0%
	芦屋市	*兵庫県学校厚生会	212	3,060,765	9,845,454	23.7%
		芦屋市職員互助会	1,013	25,220,000	24,806,590	50.4%
	伊丹市	*兵庫県学校厚生会	64	833,601	2,625,595	24.0%
		伊丹市職員厚生会	1,897	14,512,120	29,000,760	33.3%
	加古川市	*兵庫県学校厚生会	128	1,685,518	5,504,705	23.4%
		加古川市職員互助会	1,604	23,213,313	45,601,288	33.7%
	高砂市	*兵庫県学校厚生会	90	1,110,961	3,642,175	23.3%
		高砂市職員互助会<休止中> 注(2)	0	0	0	-
	川西市	川西市職員互助会	1,503	28,365,312	27,960,500	50.3%
	三田市	三田市職員互助会	1,334	0	19,428,130	0.0%
加西市	加西市職員互助会	647	3,910,822	4,510,498	46.4%	
	*兵庫県学校厚生会	21	270,534	865,775	23.8%	
鳥取県	鳥取県職員互助会	4,238	0	61,033,993	0.0%	
	鳥取県教育関係職員互助会	5,979	0	206,765,098	0.0%	
	鳥取県警察職員互助会	1,420	0	33,387,941	0.0%	
	鳥取市職員互助会	2,223	13,114,027	12,828,605	50.5%	
	鳥取市	鳥取市水道局職員水人会	89	2,189,400	320,400	87.2%
		*鳥取県市町村職員互助会	1,891	5,851,843	5,841,662	50.0%
		米子市職員互助会	830	4,980,000	4,886,500	50.4%
	米子市	米子市水道局職員互助会	115	1,098,400	1,098,400	50.0%
		*鳥取県市町村職員互助会	945	3,123,436	3,117,104	50.0%
		倉吉市職員共済組合	443	854,859	1,738,177	32.9%
	倉吉市	*鳥取県市町村職員互助会	436	1,338,269	1,335,992	50.0%
		岩美町*鳥取県市町村職員互助会	232	687,300	685,999	50.0%
	三朝町	三朝町職員共済会	106	0	1,932,148	0.0%
		*鳥取県市町村職員互助会	114	342,645	342,028	50.0%
	湯梨浜町	湯梨浜町役場職員互助会	194	0	2,133,662	0.0%
		*鳥取県市町村職員互助会	204	597,570	596,505	50.0%
	北栄町	北栄町職員互助会	180	890,000	1,912,737	31.7%
		*鳥取県市町村職員互助会	176	503,067	502,201	50.0%
	大山町	大山町役場職員互助会	293	1,200,000	1,996,337	37.5%
		*鳥取県市町村職員互助会	229	677,915	676,895	50.0%
	南部町	南部町職員の会	138	0	414,876	0.0%
		*鳥取県市町村職員互助会	325	863,558	861,842	50.0%
	伯耆町	西伯病院親和会	197	0	4,313,859	0.0%
伯耆町職員親睦会		147	0	1,530,591	0.0%	
*鳥取県市町村職員互助会		147	408,328	407,567	50.0%	

団体名	職員互助組合等名	組合員数 (人)	補助金等交付額(a) (円)	掛金総額(b)(円)	補助金等負担率 (a/(a+b)×100)		
岡山県	岡山県	岡山県職員互助会	4,462	0	159,871,691	0.0%	
		*岡山県教育職員互助組合	16,631	0	426,654,651	0.0%	
		岡山県警察職員互助会	4,081	0	122,614,377	0.0%	
	岡山市	岡山市職員厚友会	5,699	55,050,195	110,817,147	33.1%	
	倉敷市	倉敷市職員厚生会	3,209	18,905,333	37,805,113	33.3%	
		*岡山県教育職員互助組合	206	0	7,095,703	0.0%	
	津山市	津山市職員互助会	845	8,291,281	13,733,467	37.6%	
	玉野市	玉野市職員親和会	669	2,607,005	10,059,077	20.5%	
	笠岡市	笠岡市職員互助会	607	1,821,000	4,622,640	28.2%	
	井原市	井原市職員互助会	518	5,685,000	3,892,499	59.3%	
		*岡山県市町村総合事務組合	477	7,338,540	7,338,540	50.0%	
	新見市	*岡山県教育職員互助組合	39	0	1,629,759	0.0%	
		*岡山県市町村総合事務組合	648	12,348,235	24,696,032	33.3%	
備前市	*岡山県市町村総合事務組合	798	14,699,193	29,397,704	33.3%		
愛媛県	愛媛県	愛媛県職員互助会	5,903	0	134,144,130	0.0%	
		*愛媛県教職員互助会	12,810	0	377,036,993	0.0%	
		愛媛県警察職員互助会	3,040	0	34,794,076	0.0%	
	松山市	松山市職員共済会	3,405	47,698,326	68,214,327	41.1%	
		*愛媛県市町村職員互助会	3,174	0	49,741,385	0.0%	
	今治市	今治市職員福利厚生会	1,328	12,640,000	15,201,829	45.3%	
		*愛媛県市町村職員互助会	1,543	11,701,125	11,693,799	50.0%	
	八幡浜市	八幡浜市役所職員温交会	386	3,281,000	4,581,520	41.7%	
		市立八幡浜総合病院院友会	229	2,116,800	2,668,532	44.2%	
		*愛媛県市町村職員互助会	613	4,704,200	4,701,471	50.0%	
	新居浜市	新居浜市職員互助会	901	9,155,335	17,804,482	33.9%	
		*愛媛県市町村職員互助会	900	7,155,465	7,155,465	50.0%	
	西条市	西条市職員福利厚生会	1,015	2,816,618	10,403,040	21.3%	
		*愛媛県市町村職員互助会	980	7,379,834	7,374,992	50.0%	
	大洲市	*愛媛県市町村職員互助会	749	5,440,158	5,447,984	49.9%	
		大洲市職員互助会	783	0	783,000	0.0%	
	伊予市	*愛媛県市町村職員互助会	366	2,704,229	2,704,229	50.0%	
	四国中央市	*愛媛県市町村職員互助会	1,038	8,144,776	8,139,159	50.0%	
		*愛媛県教職員互助会	3	0	100,733	0.0%	
	松前町	*愛媛県市町村職員互助会	218	1,593,007	1,591,841	50.0%	
	砥部町	*愛媛県市町村職員互助会	204	1,500,583	1,499,496	50.0%	
	内子町	*愛媛県市町村職員互助会	257	1,848,007	1,847,020	50.0%	
	福岡県	福岡県	福岡県職員互助会	8,768	0	218,873,628	0.0%
			*福岡県教職員互助会	31,431	150,772,000	1,548,862,306	8.8%
			福岡県警察職員互助会	11,967	0	331,490,678	0.0%
		北九州市	北九州市職員厚生会	8,882	156,602,772	184,014,211	45.9%
			北九州市教職員互助会	4,509	16,647,000	161,730,632	9.3%
福岡市		福岡市職員厚生会	8,962	118,206,302	177,809,927	39.9%	
		福岡市立学校職員互助組合	6,462	127,443,635	156,354,753	44.9%	
		*福岡県教職員互助会	252	1,289,364	13,619,498	8.6%	
大牟田市		大牟田市職員等厚生会	1,538	7,004,079	9,846,453	41.5%	
		*福岡県市町村福祉協会	1,538	20,916,599	20,916,599	50.0%	
久留米市		久留米市職員共済会	1,854	22,711,934	29,988,663	43.0%	
		*福岡県教職員互助会	80	403,656	3,902,313	9.3%	
柳川市		柳川市職員共済会	538	6,450,838	3,438,867	65.2%	
		*福岡県市町村福祉協会	538	7,310,954	7,307,619	50.0%	
八女市		八女市役所職員互助会	630	13,328,000	6,638,026	66.7%	
		*福岡県市町村福祉協会	630	9,041,061	9,037,706	50.0%	
中間市		中間市職員厚生会	496	3,435,927	3,074,747	52.7%	
		*福岡県市町村福祉協会	496	6,414,851	6,414,851	50.0%	
太宰府市		太宰府市職員互助会	337	4,804,057	4,073,856	54.1%	
		*福岡県市町村福祉協会	337	6,082,543	6,082,544	49.9%	
糸島市		糸島市職員互助会	592	5,032,000	6,199,898	44.8%	
那珂川町		那珂川町職員互助会	227	3,497,432	5,261,800	39.9%	
		*福岡県市町村福祉協会	227	2,972,821	2,972,821	50.0%	
		那珂川町幼稚園教職員互助会	15	277,468	400,550	40.9%	
		*福岡県教職員互助会	35	175,140	1,666,413	9.5%	
芦屋町		芦屋町職員厚生会	266	2,293,718	2,521,687	47.6%	
遠賀町		遠賀町役場職員厚生会	121	3,099,698	3,155,404	49.5%	
筑前町		筑前町職員互助会	194	1,606,833	1,581,713	50.3%	
		*福岡県市町村福祉協会	193	2,721,881	2,719,627	50.0%	

団体名	職員互助組合等名	組合員数 (人)	補助金等交付額(a) (円)	掛金総額(b)(円)	補助金等負担率 (a/(a+b)×100)		
宮崎県	宮崎県	宮崎県職員互助会	5,276	0	86,339,867	0.0%	
		宮崎県教職員互助会	9,715	0	651,757,784	0.0%	
		宮崎県警察職員互助会	2,395	0	54,054,464	0.0%	
	宮崎市	宮崎市職員互助会	2,664	68,176,412	108,587,245	38.5%	
		都城市	都城市職員厚生会	1,546	24,518,054	36,252,381	40.3%
		延岡市	延岡市職員厚生会	1,276	5,139,010	16,500,000	23.7%
		日南市	日南市職員厚生会	763	8,848,675	24,054,200	26.8%
		日向市	日向市職員互助会	606	3,200,000	12,129,617	20.8%
		串間市	串間市職員互助会	343	1,000,000	6,530,041	13.2%
		えびの市	えびの市職員厚生会	300	1,400,000	1,060,200	56.9%
		高千穂町	高千穂町互助会	290	1,798,000	7,579,132	19.1%

注(1) 大阪府教職員互助組合は、大阪府から補助金等の交付を受けていないが、他の地方公共団体から交付を受けた補助金等を事務費に充当している。

注(2) 兵庫県高砂市の高砂市職員互助会は、組合員がいない状況であるが、解散していないことから「休止中」としている。

## 別 添 目 次

地方公務員の特殊勤務手当等の状況、地方公共団体から職員互助組合等への補助金等の交付状況、病気休暇等の状況のそれぞれに関して、総務省において公表している資料等は、次のとおりとなっている（一部抜粋）。

別添1	地方公共団体給与情報等公表システム・・・・・・・・・・・・・・・・	97
別添2	地方公共団体における福利厚生事業の状況概要・・・・・・・・・・	99
別添3	平成23年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果・・・・・・・・	101

地方公共団体給与情報等公表システム

地方公共団体給与情報等公表システム

< 概要 >

地方公務員の給与や定員管理の状況については国民・住民にその状況が明らかにされ、住民自治に基づく適正化が推進されることが重要です。ここでは、地方公共団体の協力を得て、以下に掲げるような個々の団体の情報を各団体が総務省で示した統一の様式でホームページに公表し、それとリンクさせることにより、全国の地方公共団体 相互間で比較や分析が可能となるようにしています。

- ・ ラスパイレス指数の変化と全国平均や類似団体との比較グラフ(平成24年度より参考値を追加)
- ・ 人事委員会勧告における公民給与の比較
- ・ 一般行政職、教育職などの職種毎の給与の状況と類似団体や国との比較  
(平成19年度より技能労務職については、民間の類似職種との比較を追加、平成24年度より国の減額前の数値を追加)
- ・ 特殊勤務手当も含め全ての手当の状況
- ・ 級別職員数の状況を示すグラフ
- ・ 特別職の報酬等の状況(退職手当も含む)
- ・ 定員の類似団体との比較、年齢別の人員構成グラフ、「集中改革プラン」における定員管理の数値目標及び進捗状況等
- ・ 公営企業職員についても、上記に準じて公表

▶ [都道府県](#)、[政令指定都市](#)、[市町村](#)(特別区を含む:都道府県のホームページよりリンク)ごとに、定員・給与の情報を公開しているホームページへリンクしています。

▶ 公表様式

- ・ 平成18年度 [都道府県の公表様式とその説明](#)、[市区町村の公表様式とその説明](#)
- ・ 平成19年度 [都道府県の公表様式とその説明](#)、[市区町村の公表様式とその説明](#)
- ・ 平成22～23年度 [都道府県の公表様式とその説明](#)、[市区町村の公表様式とその説明](#)
- ・ 平成24年(最新) [都道府県の公表様式とその説明](#)、[市区町村の公表様式とその説明](#)

~~~~~ < 中略 > ~~~~~

< 各地方公共団体の公表ページ >

都道府県

|                     |                      |                     |                     |
|---------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| <a href="#">北海道</a> | <a href="#">青森県</a>  | <a href="#">岩手県</a> | <a href="#">宮城県</a> |
| <a href="#">秋田県</a> | <a href="#">山形県</a>  | <a href="#">福島県</a> | <a href="#">茨城県</a> |
| <a href="#">栃木県</a> | <a href="#">群馬県</a>  | <a href="#">埼玉県</a> | <a href="#">千葉県</a> |
| <a href="#">東京都</a> | <a href="#">神奈川県</a> | <a href="#">新潟県</a> | <a href="#">富山県</a> |
| <a href="#">石川県</a> | <a href="#">福井県</a>  | <a href="#">山梨県</a> | <a href="#">長野県</a> |
| <a href="#">岐阜県</a> | <a href="#">静岡県</a>  | <a href="#">愛知県</a> | <a href="#">三重県</a> |
| <a href="#">滋賀県</a> | <a href="#">京都府</a>  | <a href="#">大阪府</a> | <a href="#">兵庫県</a> |
| <a href="#">奈良県</a> | <a href="#">和歌山県</a> | <a href="#">鳥取県</a> | <a href="#">島根県</a> |
| <a href="#">岡山県</a> | <a href="#">広島県</a>  | <a href="#">山口県</a> | <a href="#">徳島県</a> |
| <a href="#">香川県</a> | <a href="#">愛媛県</a>  | <a href="#">高知県</a> | <a href="#">福岡県</a> |
| <a href="#">佐賀県</a> | <a href="#">長崎県</a>  | <a href="#">熊本県</a> | <a href="#">大分県</a> |
| <a href="#">宮崎県</a> | <a href="#">鹿児島県</a> | <a href="#">沖縄県</a> |                     |

○ 都道府県の公表様式（一部抜粋）

〇〇都道府県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

| 区分  | 住民基本台帳人口<br>(〇年度末) | 歳出額<br>A | 実質収支 | 人件費<br>B | 人件費率<br>B/A | (参考)<br>〇年度の人件費率 |
|-----|--------------------|----------|------|----------|-------------|------------------|
| 〇年度 | 人                  | 千円       | 千円   | 千円       | %           | %                |

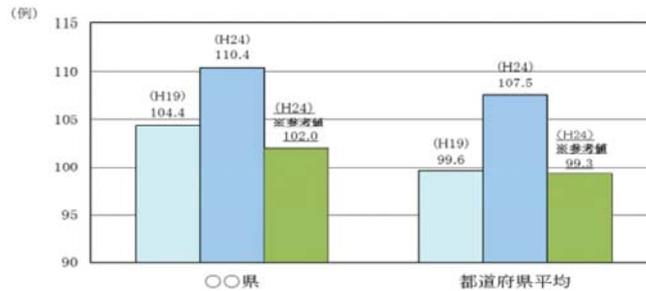
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

| 区分  | 職員数<br>A | 給与費 |      |         |     | 一人当たり<br>給与費 B/A | (参考)都道府県平均<br>一人当たり給与費 |
|-----|----------|-----|------|---------|-----|------------------|------------------------|
|     |          | 給料  | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B |                  |                        |
| 〇年度 | 人        | 千円  | 千円   | 千円      | 千円  | 千円               | 千円                     |

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、〇年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

~~~~~ < 中略 > ~~~~~

(4) 特殊勤務手当(〇年4月1日現在)

| 支給実績(〇年度決算)            |          | 千円       |              |
|------------------------|----------|----------|--------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(〇年度決算) |          | 円        |              |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(〇年度) |          | %        |              |
| 手当の種類(手当数)             |          |          |              |
| 手当の名称                  | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 〇〇手当                   |          |          | 日額〇〇円        |
| 〇〇手当                   |          |          | 1件当たり〇〇円     |
|                        |          |          |              |
|                        |          |          |              |
|                        |          |          |              |

### 地方公共団体における福利厚生事業の状況概要

#### 【調査結果のポイント】

- 互助会等に対する公費支出額は、調査を開始して以来8年連続で減少し、平成24年度予算は調査開始年度である平成16年度決算と比較して▲739億円(▲87.9%)、平成23年度予算と比較して▲19億円(▲15.7%)の減。
- 互助会等に対する公費支出を廃止又は休止している団体数は、全体(1,789団体)の33.5%にあたる599団体。
- 福利厚生事業の実施状況等の公表については、都道府県、指定都市では互助会等に対する公費支出を行っている全団体で公表済み。市区町村分については、全都道府県の市区町村担当課において公表済み。

#### 1. 調査の趣旨

- 地方公共団体が互助会等を通じて実施する福利厚生事業について、
- (1) 住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に実施されているか
  - (2) 公費が支出されている福利厚生事業の実施状況等が公表されているか
- という観点から行った調査です。

#### 2. 調査期日

平成24年4月1日現在

#### 3. 調査対象団体

都道府県(47団体)、指定都市(20団体)、市区町村(1,722団体)

#### 4. 調査事項

- (1) 互助会等に対する公費支出額
- (2) 互助会等に対する公費支出の見直し状況
- (3) 公費を伴う個人給付事業の実施状況
- (4) 互助会等が行う福利厚生事業等の公表状況

#### 【調査結果(別添)】

- [地方公共団体における福利厚生事業の状況について](#) 
- [地方公共団体における福利厚生事業の状況について\(参考資料\)](#) 

<参考資料から一部抜粋>

別表2-3

市区町村別の互助会等に対する公費支出の見直し内容

| 団体名称     | 団体数   | 24年度までに<br>見直した<br>団体数<br>※1 | 24年度時点に<br>おいて公費支<br>出を廃止又は<br>休止している<br>団体数<br>※2 | 福利厚生事業<br>の見直し状況<br>(互助会等の<br>事業を含む) |      | 見直し内容                  |      |             |      |                             |      |             |      |                                  |    |      |  |
|----------|-------|------------------------------|--|--------------------------------------|------|------------------------|------|-------------|------|-----------------------------|------|-------------|------|----------------------------------|----|------|--|
|          |       |                              |  |                                      |      | 互助会等に対する<br>公費支出総額の見直し |      |             |      | 互助会等が行う個別事業<br>に対する公費支出の見直し |      |             |      | 互助会等<br>に対する補助<br>等の方式<br>見直し ※5 |    |      |  |
|          |       |                              |  |                                      |      | 公費支出<br>の廃止 ※3         |      | 公費支出<br>の削減 |      | 公費支出<br>の廃止 ※4              |      | 公費支出<br>の削減 |      | 23年度                             |    | 24年度 |  |
| 23年度     | 24年度  | 23年度                         | 24年度   | 23年度                                 | 24年度 | 23年度                   | 24年度 | 23年度        | 24年度 | 23年度                        | 24年度 | 23年度        | 24年度 |                                  |    |      |  |
| 北海道      | 178   | 176                          | 4  | 17                                   | 14   | 1                      | 1    | 8           | 9    | 9                           | 4    | 2           | 3    | 0                                | 1  |      |  |
| 青森県      | 40    | 40                           | 39   | 3                                    | 4    | 1                      | 3    | 1           | 0    | 2                           | 1    | 0           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 岩手県      | 33    | 33                           | 0  | 3                                    | 26   | 1                      | 0    | 2           | 1    | 0                           | 25   | 0           | 25   | 1                                | 0  |      |  |
| 宮城県      | 34    | 34                           | 34   | 1                                    | 0    | 1                      | 0    | 0           | 0    | 0                           | 0    | 0           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 秋田県      | 25    | 25                           | 25   | 17                                   | 1    | 1                      | 1    | 16          | 0    | 0                           | 0    | 0           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 山形県      | 35    | 35                           | 0  | 1                                    | 1    | 0                      | 0    | 1           | 0    | 0                           | 0    | 0           | 1    | 0                                | 1  |      |  |
| 福島県      | 59    | 59                           | 40   | 10                                   | 5    | 5                      | 0    | 2           | 4    | 4                           | 2    | 1           | 1    | 0                                | 1  |      |  |
| 茨城県      | 44    | 44                           | 27   | 8                                    | 4    | 4                      | 0    | 3           | 4    | 2                           | 1    | 0           | 1    | 0                                | 1  |      |  |
| 栃木県      | 26    | 26                           | 6  | 8                                    | 5    | 1                      | 0    | 3           | 2    | 3                           | 2    | 4           | 2    | 0                                | 0  |      |  |
| 群馬県      | 35    | 35                           | 16   | 6                                    | 6    | 0                      | 0    | 5           | 4    | 2                           | 0    | 1           | 3    | 2                                | 1  |      |  |
| 埼玉県      | 62    | 62                           | 35   | 10                                   | 8    | 1                      | 1    | 6           | 3    | 3                           | 2    | 2           | 2    | 3                                | 2  |      |  |
| 千葉県      | 53    | 52                           | 0  | 9                                    | 16   | 1                      | 0    | 4           | 13   | 4                           | 1    | 5           | 3    | 2                                | 0  |      |  |
| 東京都(特別区) | 23    | 23                           | 3  | 12                                   | 11   | 0                      | 1    | 5           | 3    | 5                           | 4    | 6           | 5    | 0                                | 1  |      |  |
| 東京都(市町村) | 39    | 39                           | 9  | 15                                   | 11   | 0                      | 1    | 8           | 6    | 4                           | 4    | 8           | 3    | 1                                | 0  |      |  |
| 神奈川県     | 30    | 30                           | 6  | 9                                    | 11   | 0                      | 1    | 4           | 9    | 3                           | 3    | 3           | 2    | 0                                | 0  |      |  |
| 新潟県      | 29    | 29                           | 25   | 4                                    | 2    | 1                      | 1    | 2           | 1    | 0                           | 0    | 1           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 富山県      | 15    | 15                           | 9  | 7                                    | 5    | 2                      | 2    | 1           | 1    | 4                           | 1    | 2           | 1    | 0                                | 0  |      |  |
| 石川県      | 19    | 19                           | 18   | 3                                    | 2    | 2                      | 2    | 1           | 0    | 1                           | 0    | 0           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 福井県      | 17    | 17                           | 6  | 6                                    | 3    | 2                      | 2    | 4           | 1    | 3                           | 1    | 2           | 1    | 0                                | 0  |      |  |
| 山梨県      | 27    | 27                           | 17   | 2                                    | 1    | 0                      | 0    | 0           | 1    | 1                           | 0    | 1           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 長野県      | 77    | 76                           | 4  | 10                                   | 43   | 1                      | 0    | 2           | 38   | 3                           | 33   | 5           | 5    | 0                                | 0  |      |  |
| 岐阜県      | 42    | 42                           | 34   | 8                                    | 6    | 2                      | 1    | 4           | 4    | 2                           | 1    | 1           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 静岡県      | 33    | 33                           | 19   | 15                                   | 9    | 3                      | 4    | 10          | 3    | 5                           | 4    | 3           | 1    | 2                                | 1  |      |  |
| 愛知県      | 53    | 53                           | 13   | 22                                   | 7    | 2                      | 1    | 15          | 4    | 10                          | 2    | 9           | 5    | 1                                | 1  |      |  |
| 三重県      | 29    | 29                           | 1  | 20                                   | 2    | 1                      | 1    | 2           | 0    | 18                          | 1    | 3           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 滋賀県      | 19    | 19                           | 1  | 8                                    | 7    | 0                      | 0    | 0           | 1    | 8                           | 6    | 7           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 京都府      | 25    | 25                           | 0  | 2                                    | 2    | 0                      | 0    | 0           | 0    | 0                           | 1    | 2           | 2    | 0                                | 0  |      |  |
| 大阪府      | 41    | 41                           | 2  | 3                                    | 1    | 0                      | 0    | 2           | 0    | 1                           | 0    | 1           | 1    | 0                                | 0  |      |  |
| 兵庫県      | 40    | 40                           | 4  | 25                                   | 4    | 2                      | 0    | 24          | 3    | 2                           | 2    | 21          | 1    | 0                                | 1  |      |  |
| 奈良県      | 39    | 39                           | 35   | 1                                    | 1    | 0                      | 1    | 1           | 0    | 1                           | 0    | 0           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 和歌山県     | 30    | 30                           | 23   | 2                                    | 1    | 1                      | 1    | 1           | 0    | 0                           | 0    | 0           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 鳥取県      | 19    | 19                           | 0  | 14                                   | 4    | 0                      | 3    | 13          | 0    | 1                           | 1    | 1           | 0    | 0                                | 1  |      |  |
| 島根県      | 19    | 19                           | 0  | 6                                    | 4    | 1                      | 0    | 4           | 1    | 0                           | 0    | 1           | 3    | 2                                | 0  |      |  |
| 岡山県      | 26    | 26                           | 1  | 1                                    | 1    | 0                      | 1    | 0           | 0    | 1                           | 0    | 1           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 広島県      | 22    | 22                           | 0  | 14                                   | 12   | 0                      | 2    | 4           | 0    | 1                           | 12   | 12          | 12   | 0                                | 0  |      |  |
| 山口県      | 19    | 19                           | 5  | 5                                    | 2    | 0                      | 0    | 3           | 2    | 0                           | 0    | 3           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 徳島県      | 24    | 23                           | 0  | 2                                    | 1    | 0                      | 0    | 1           | 1    | 1                           | 0    | 0           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 香川県      | 17    | 17                           | 0  | 2                                    | 1    | 0                      | 0    | 2           | 1    | 1                           | 0    | 1           | 0    | 1                                | 0  |      |  |
| 愛媛県      | 20    | 20                           | 0  | 1                                    | 2    | 0                      | 0    | 1           | 2    | 0                           | 0    | 1           | 1    | 0                                | 0  |      |  |
| 高知県      | 34    | 33                           | 0  | 0                                    | 0    | 0                      | 0    | 0           | 0    | 0                           | 0    | 0           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 福岡県      | 58    | 55                           | 5  | 11                                   | 14   | 0                      | 0    | 7           | 8    | 3                           | 8    | 3           | 4    | 0                                | 2  |      |  |
| 佐賀県      | 20    | 20                           | 12   | 1                                    | 0    | 0                      | 0    | 1           | 0    | 0                           | 0    | 1           | 0    | 0                                | 0  |      |  |
| 長崎県      | 21    | 21                           | 11   | 3                                    | 2    | 0                      | 0    | 2           | 1    | 2                           | 2    | 0           | 1    | 0                                | 0  |      |  |
| 熊本県      | 44    | 44                           | 39   | 2                                    | 0    | 1                      | 0    | 0           | 0    | 0                           | 0    | 0           | 0    | 1                                | 0  |      |  |
| 大分県      | 18    | 18                           | 1  | 5                                    | 5    | 0                      | 0    | 1           | 3    | 4                           | 1    | 2           | 2    | 0                                | 0  |      |  |
| 宮崎県      | 26    | 25                           | 5  | 6                                    | 6    | 0                      | 0    | 2           | 3    | 3                           | 2    | 2           | 3    | 1                                | 1  |      |  |
| 鹿児島県     | 43    | 40                           | 14   | 10                                   | 9    | 1                      | 1    | 4           | 4    | 6                           | 4    | 0           | 1    | 2                                | 1  |      |  |
| 沖縄県      | 41    | 40                           | 2  | 8                                    | 8    | 0                      | 1    | 2           | 0    | 6                           | 7    | 2           | 1    | 0                                | 0  |      |  |
| 計        | 1,722 | 1,708                        | 550  | 358                                  | 290  | 39                     | 33   | 184         | 141  | 129                         | 138  | 120         | 96   | 19                               | 16 |      |  |

注) 各市区町村の首長部局における福利厚生事業の見直し状況を示している。  
 ※1 平成17～24年度に互助会等に対する公費支出を見直した団体。  
 ※2 平成24年度予算において互助会等に対する公費支出を廃止又は休止している団体数。  
 ※3 公費支出を廃止した市区町村の中には独自互助会と共同互助会2つの互助会に加入している団体があり、独自互助会のみ公費を廃止したが共同互助会については公費を負担している団体も含む。  
 ※4 例えば、実施していた個別事業の廃止や、互助会等における会員からの掛金のみによる事業への変更など。  
 ※5 例えば、包括補助方式(互助会等の実施事業全体に補助)から事業補助方式(対象事業を特定して補助)への変更など。

別添3 平成23年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果

平成25年2月8日

**平成23年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果**

総務省では、地方公共団体における平成23年度（一部調査については24年度）の勤務条件等の状況について、別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

平成23年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果(PDF)

[調査結果の概要](#)

[都道府県別の週の勤務時間の状況\(表1\)](#)

[休息時間の廃止の状況\(表2\)](#)

[時間外勤務代休時間の導入状況\(表3\)](#)

[年次有給休暇の使用状況\(表4\)](#)

[1回の病気休暇の上限期間の状況\(表5\)](#)

[都道府県別の1回の病気休暇の上限期間の状況\(表6\)](#)

[主な特別休暇等の状況\(表7\)](#)

[介護休暇の取得状況\(表8\)](#)

[育児休業等の取得状況\(表9\)](#)

[競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移\(表10\)](#)

[過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移\(図1\)](#)

[競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移\(表11\)](#)

[過去5年間の競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移\(図2\)](#)

[安全衛生管理体制の整備状況\(全部局・団体区分別\)\(表12\)](#)

[安全衛生管理体制の整備状況\(全団体・部局別\)\(表13\)](#)

< 1回の病気休暇の上限期間の状況（表5） >

表5 1回の病気休暇の上限期間の状況(平成24年4月1日現在)

(単位：団体)

| 区 分  | 団 体 数 | 国と同等             | 国より長い          |
|------|-------|------------------|----------------|
| 都道府県 | 47    | 38<br>(80.9%)    | 9<br>(19.1%)   |
| 指定都市 | 20    | 9<br>(45.0%)     | 11<br>(55.0%)  |
| 市区町村 | 1,722 | 1,395<br>(81.0%) | 327<br>(19.0%) |
| 合 計  | 1,789 | 1,442<br>(80.6%) | 347<br>(19.4%) |

- (注) 1 病気休暇は、私傷病の場合の取扱いを示す。なお、条件付採用期間中の職員等に係る病気休暇の上限期間の特例については考慮していない。
- 2 国の私傷病の場合における1回の病気休暇の上限期間は、原則として週休日等を含む連続90日となっている。
- 3 ( )内は、団体区分中の割合である。
- 4 「国より長い」団体には、上限期間を「必要最小限度の期間」（国の改正前の制度と同じ）等としている団体を含む。

<主な特別休暇等の状況（表7）>

表7 主な特別休暇等の状況(平成24年4月1日現在)

(単位：団体)

| 区 分          |               | 都道府県           | 指定都市           | 市区町村              | 合 計               |
|--------------|---------------|----------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 国に制度のある特別休暇  | 公民権行使         | 47<br>(100.0%) | 20<br>(100.0%) | 1,719<br>(99.8%)  | 1,786<br>(99.8%)  |
|              | 官公署への出頭       | 47<br>(100.0%) | 20<br>(100.0%) | 1,720<br>(99.9%)  | 1,787<br>(99.9%)  |
|              | ドナー休暇         | 47<br>(100.0%) | 20<br>(100.0%) | 1,697<br>(98.5%)  | 1,764<br>(98.6%)  |
|              | ボランティア休暇      | 46<br>(97.9%)  | 20<br>(100.0%) | 1,647<br>(95.6%)  | 1,713<br>(95.8%)  |
|              | 結婚休暇          | 47<br>(100.0%) | 20<br>(100.0%) | 1,722<br>(100.0%) | 1,789<br>(100.0%) |
|              | 産前休暇          | 47<br>(100.0%) | 20<br>(100.0%) | 1,722<br>(100.0%) | 1,789<br>(100.0%) |
|              | 産後休暇          | 47<br>(100.0%) | 20<br>(100.0%) | 1,722<br>(100.0%) | 1,789<br>(100.0%) |
|              | 保育時間          | 47<br>(100.0%) | 20<br>(100.0%) | 1,720<br>(99.9%)  | 1,787<br>(99.9%)  |
|              | 妻の出産          | 47<br>(100.0%) | 20<br>(100.0%) | 1,712<br>(99.4%)  | 1,779<br>(99.4%)  |
|              | 育児参加          | 47<br>(100.0%) | 20<br>(100.0%) | 1,343<br>(78.0%)  | 1,410<br>(78.8%)  |
|              | 子の看護          | 42<br>(89.4%)  | 20<br>(100.0%) | 1,688<br>(98.0%)  | 1,750<br>(97.8%)  |
|              | 短期の介護         | 47<br>(100.0%) | 20<br>(100.0%) | 1,558<br>(90.5%)  | 1,625<br>(90.8%)  |
|              | 忌引休暇          | 47<br>(100.0%) | 20<br>(100.0%) | 1,722<br>(100.0%) | 1,789<br>(100.0%) |
|              | 父母の追悼（法要）     | 45<br>(95.7%)  | 17<br>(85.0%)  | 1,667<br>(96.8%)  | 1,729<br>(96.6%)  |
|              | 夏季休暇          | 47<br>(100.0%) | 20<br>(100.0%) | 1,713<br>(99.5%)  | 1,780<br>(99.5%)  |
|              | 現住居の滅失等       | 47<br>(100.0%) | 20<br>(100.0%) | 1,652<br>(95.9%)  | 1,719<br>(96.1%)  |
|              | 災害・交通機関の事故等   | 47<br>(100.0%) | 20<br>(100.0%) | 1,691<br>(98.2%)  | 1,758<br>(98.3%)  |
|              | 退勤途上の危機回避     | 38<br>(80.9%)  | 13<br>(65.0%)  | 1,347<br>(78.2%)  | 1,398<br>(78.1%)  |
| 国に制度のない特別休暇等 | リフレッシュ・永年勤続休暇 | 35<br>(74.5%)  | 14<br>(70.0%)  | 580<br>(33.7%)    | 629<br>(35.2%)    |
|              | 夏季における休暇      | 1<br>(2.1%)    | 1<br>(5.0%)    | 91<br>(5.3%)      | 93<br>(5.2%)      |
|              | 盆休暇           | 1<br>(2.1%)    |                | 30<br>(1.7%)      | 31<br>(1.7%)      |
|              | 運転免許更新        |                |                | 23<br>(1.3%)      | 23<br>(1.3%)      |
|              | メーデー          |                |                | 14<br>(0.8%)      | 14<br>(0.8%)      |
|              | 祭り            |                |                | 10<br>(0.6%)      | 10<br>(0.6%)      |

(注) 1 「国に制度のない特別休暇等」の「夏季における休暇」は、夏季期間中において、夏季休暇とは別途付与している休暇等である。

2 ( ) は、団体区分中の割合である。

(参考) 平成24年4月1日現在の地方公共団体数は、都道府県47団体、指定都市20団体、市区町村1,722団体の計1,789団体である。